

第二編 普通地方公共団体	第一章 通則	第五節 決算
第一章 住民	第二章 議会	第六節 契約
第二章 条例及び規則	第三章 选举	第七節 現金及び有価証券
第三章 時効	第四章 直接請求	第八節 財産
第四章 選挙	第五章 条例の制定及び監査の請求	第九節 公有財産
第五章 権限	第六章 解散及び解職の請求	第十節 物品
第六章 議会	第七節 住民による監査請求及び訴訟	第十一節 基金
第七節 組織	第八節 住民にによる監査請求及び訴訟	第十二節 雜則
第八節 招集及び会期	第九節 公の施設	第十三章 情報システム
第九節 議長及び副議長	第十節 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係	第十四章 國と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係
第十節 委員会	第十一節 國と普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等	第十五章 國と普通地方公共団体相互間の協力
第十一節 会議	第十二節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等	第十六章 支出
第十二節 請願	第一節 普通地方公共団体に対する國又は都道府県の関与等	第十七節 時効
第十三節 議員の辞職及び資格の決定	第二節 普通地方公共団体に対する國又は都道府県の関与等の手続	第十八節 現金及び有価証券
第十四節 紀律	第三節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第十九節 契約
第十五節 懲罰	第四節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第二十節 決算
第十六節 通則	第五節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第一節 普通地方公共団体の長	第六節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第一款 地位	第七節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第二款 権限	第八節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第三款 补助機関	第九節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第四款 議会との関係	第十節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第五款 他の執行機関との関係	第十一節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第一款 通則	第十二節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第二款 教育委員会	第十三節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第三款 委員会及び委員	第十四節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第四款 選挙管理委員会	第十五節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第五款 監査委員	第十六節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会	第十七節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第七款 附屬機関	第十八節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第八款 給与その他の給付	第十九節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第九章 財務	第二十節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第一節 会計年度及び会計の区分	第二十一節 國と普通地方公共団体相互間の協力	
第二節 予算	第二十二節 國と普通地方公共団体相互間の協力	

第一節 地域自治区	第一款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会	第一節 特例	第一節 支出
第二節 通則	第二款 外部監査契約に基づく監査	第二節 大都市等に関する特例	第二節 時効
第三節 中核市に関する特例	第三款 通則	第三節 國民の安全に重大な影響を及ぼす事態における國と普通地方公共団体との関係等の	第三節 現金及び有価証券
第四節 地域自治区	第四款 通則	第四節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第四節 契約
第五節 通則	第五款 通則	第五節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第五節 決算
第六節 通則	第六款 通則	第六節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第六節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第七節 通則	第七款 通則	第七節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第七節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第八節 通則	第八款 通則	第八節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第八節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第九節 通則	第九款 通則	第九節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第九節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第十節 通則	第十款 通則	第十節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第十節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第十一節 通則	第十一款 通則	第十一節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第十一節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第十二節 通則	第十二款 通則	第十二節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第十二節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第十三節 通則	第十三款 通則	第十三節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第十三節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第十四節 通則	第十四款 通則	第十四節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第十四節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第十五節 通則	第十五款 通則	第十五節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第十五節 國と普通地方公共団体相互間の協力
第十六節 通則	第十六款 通則	第十六節 國と普通地方公共団体相互間の協力	第十六節 國と普通地方公共団体相互間の協力

第三編 特別地方公共団体

第一章 削除

第二章 特別区

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

第二節 一部事務組合

第三節 広域連合

第四節 雜則

第四編 財産区

附則

第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的に能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自らの手で行うものとする。國は、前項の規定の趣旨を達成するため、國においては国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならぬ施設及び事業の実施その他の國が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようになればならない。

第一条の三 地方公共団体は、都道府県及び特別地方公共団体とする。

普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされるものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようになければならない。

特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、國が本来果たすべき役割に係るものであつて、國においてその適正な処理を特に確保するもの。この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保するものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、國と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、國と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようになればならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するよう、これを解釈し、及び運用しなければならない。

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、國は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようになればならない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならぬ。

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第三条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これに交通の事情、他の官署との関係等について適當な考慮を払わなければならない。

第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める。

前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、國が本来果たすべき役割に係るものであつて、國においてその適正な処理を特に確保するもの。

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日

三 年末又は年始における日で条例で定めるもの

前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができるものとみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

四 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第五条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。

第六条 都道府県は、市町村を包括する。

第七条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。

第八条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、都道府県の境界も、また、自ら変更する。従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

第九条 前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体が協議してこれを定める。但し、法律に特別の定があるときは、この限りでない。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第十条 第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びその区域の全部によつて、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

第十一条 前項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

第十二条 第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第十三条 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第十四条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十五条 前項の規定により市町村の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

第十六条 都道府県の境界にわたる市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係ある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

第十七条 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の廃置分合の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係ある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

第十八条 第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

第十九条 第一項及び第三項の申請又は協議については、関係市町村が協議してこれを定めなければならない。

第二十条 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条の二 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県又は市町村の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる都道府県又は市町村があるときは、予めその意見を聴かなければならない。

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具えていなければならない。

一 人口五万以上を有すること。

二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

四 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

五 都道府県知事は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

六 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第六項から第八項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第六項から第八項までの例により、これを行ふものとする。

第七条の二 都道府県知事は、市町村が第二条第十五項の規定によりその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告することができる。

第八条の二 都道府県知事は、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告するため、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更しようとするときは、都道府県知事は、関係市町村、当該都道府県の議会、当該都道府県の区域内の市町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等の意見を聽かなければならない。

第九条 前項の関係市町村の意見については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第十条 都道府県知事は、第一項の規定により勧告をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

第十一条 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、国の関係行政機関の長に対し直ちにその旨を通知するものとする。

第十二条 第一項の規定による勧告に基く市町村の廃置分合又は市町村の境界変更については、国の関係行政機関は、これを促進するため必要な措置を講じなければならない。

第十三条 市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基づき、これを第二百五十二条の二の規定による調停に付することができる。

第十四条 前項の規定によりすべての関係市町村の申請に基いてなされた調停により市町村の境界が確定しないとき、又は市町村の境界に関し争論がある場合においてすべての関係市町村から裁定を求める旨の申請があるときは、都道府県知事は、関係市町村の境界について裁定することができ

る。

前項の規定による裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

第十五条 第一項の申請については、関係市町村の議決を経なければならない。

第十六条 第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定により市町村の境界が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、又は第十項の規定による通知があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

前項の規定による告示があつたときは、関係市町村の境界について第七条第一項又は第三項及び第七項の規定による処分があつたものとみなし、これらの処分の効力は、当該告示により生ずる。

第二項の規定による都道府県知事の裁定に不服があるときは、関係市町村は、裁定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

市町村の境界に関し争論がある場合において、都道府県知事が第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定に適しないと認めてその旨を通知したときは、関係市町村は、裁判所に市町村の境界の確定の訴を提起することができる。第一項又は第二項の規定による申請をした日から九十日以内に、第一項の規定による調停に付されないとき、若しくは同項の規定による調停により市町村の境界が確定しないとき、又は第二項の規定による裁定がないときも、また、同様とする。

前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに判決書の写を添えてその旨を総務大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定は、政令の定めるところにより、市町村の境界の変更に関し争論がある場合にこれを準用する。

第九条の二 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いてこれを決定することができる。前項の規定による決定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

第一項の意見については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による都道府県知事の決定に不服があるときは、関係市町村は、決定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。第一項の規定による決定が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による届出があつた市町村の境界の決定にこれを準用する。

第九条の三 公有水面のみに係る市町村の境界変更は、第七条第一項の規定にかかわらず、関係市町村の同意を得て都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七条第三項の規定にかかわらず、関係のある普通地方公共団体の同意を得て総務大臣がこれを定める。

公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七条第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、職権によりこれを第二百五十二条の二の規定による調停に付し、又は当該調停により市町村の境界が確定しないとき、若しくはすべての関係市町村の裁定するこ

とにについての同意があるときは、これを裁定することができる。

第一項若しくは第二項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界変更又は前項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界の裁定は、当該公有水面の埋立て（干拓を含む。以下同じ。）が行なわれる場合においては、前三項の規定にかかわらず、公有水面の埋立てに関する法令により当該埋立ての竣工の認可又は通知がなされる時までこれをることができる。

第一項から第三項までの同意については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

第七条第七項及び第八項の規定は第一項及び第一項の場合に、第九条第三項、第五項から第八項まで、第九項前段及び第十項の規定は第三項の場合にこれを準用する。

第九条の四 総務大臣又は都道府県知事は、公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため必要があると認めるときは、条例でこれにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため必要があると認めるときは、

立ても、前二条に規定する措置を講じなければならない。

第九条の五 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第二章 住民

第十一条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。

第十二条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

第十三条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第十四条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

第十五条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を有する。

第十六条 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

第三章 条例及び規則

第一条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反しない者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第十七条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、規則を制定することができる。

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則

中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第十八条 普通地方公共団体の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。

条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

第四章 選挙

第十七条 選挙

普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

第十八条 選挙

日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第十九条 選挙

普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議員の被選挙権を有する。

日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。

第二十条 選挙

削除

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 普通地方公共団体の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えるなければならない。

第一項の選挙権を有する者は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれららの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙権を有する者（都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

三 第二項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市町村及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

選挙権を有する者は、心身の故障その他的事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対する當該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自分の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができ。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

第七十四条の二 条例の制定又は改廃

請求者の署名簿の署名の証明が終了したときは、その日を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から七日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。

署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、第二項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合において、その申出を受けた日から十四日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第一項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当ないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

都道府県の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

市町村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判断に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。

第七項の規定による審査の申立てに対する裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出訴することができる。

審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の写を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

署名簿の署名に関する争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするよう努めなければならない。

第八項及び第九項の訴えは、当該決定又は裁決をした選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁判所の専属管轄とする。

第八項及び第九項の訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第四十三条の規定にかかるらず、同法第十三条の規定を準用せず、また、同法第十六条から第十九条までの規定は、署名簿の署名の効力を争う数個の請求に関するのみ準用する。

第七十四条の三 条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

二 法令の定める成規の手続によらない署名

二 何人であるかを確認し難い署名

前条第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申出があつた署名で市町村の選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

第一百条第二項、第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による関係人の出頭及び証言にこれを準用する。

第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかったとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。

三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な關係書類を抑留、毀壊若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けた請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第一条第四項に規定する行政執行法人をいう。若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員

二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

条例の制定又は改廃の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者の証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を付していない署名簿その他の法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者は、十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

第七十六条 第一条第四項に規定する行政執行法人をいう。若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員

前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を公表しなければならない。

監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者（第五項及び第六項において「代表者」という。）に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、第三項の規定による監査の結果に係る報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員に提出しなければならない。

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、同条第六項の規定は代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」（道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）と読み替えるものとする。

第七十六条 第二節 解散及び解職の請求

第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第七十七条 解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを前条第一項の代表者及び当該普通地方公共団体の議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事に、市町村にあつては市町村長に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第七十八条 普通地方公共団体の議会は、第七十六条第三項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、解散するものとする。

第七十九条 第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求は、その議会の一般選挙のあつた日から一年間及び同条第三項の規定による解散の投票のあつた日から一年間は、これをすることができない。

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一

を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数以上との者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上との者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならぬ。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならぬ。

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上との者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と、「市の区及び総合区」とあるのは、「市の区及び総合区（総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。）」と読み替えるものとする。

第八十二条 第八十一条第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事に、市町村にあつては市町村長に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

前項第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第八十三条 普通地方公共団体の議員又は長は、第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四条 第八十一条第一項又は第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これをすることができない。ただし、公職選挙法第百条第六項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これをることができる。

第八十五条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

第八十六条 選挙権を有する者（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上との者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と、「市の区及び総合区」とあるのは、「市の区及び総合区（総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。）」と読み替えるものとする。

第八十七条 前条第一項に掲げる職に在る者は、同条第三項の場合において、当該普通地方公共団体の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十八条 第八十一条第五項の規定は、前条第三項の規定による議決についてこれを準用する。

第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをすることができない。

第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これをすることができない。

第六章 議会

第一節 組織

普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。

第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。

第四項の協議については、設置関係都道府県の議決を経なければならない。

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される市町村の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該市町村の協議により定められたものとみなす。

第五項の協議については、設置関係市町村の議決を経なければならない。

第九十二条 普通地方公共団体の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

普通地方公共団体の議員は、地方公共団体の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

第九十二条の二 普通地方公共団体の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第一百四十二条、第一百八十一条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第九十三条 普通地方公共団体の議員の任期は、四年とする。

前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条及び第二百六十条の定めるところによる。

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条第一項の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

第九十五条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

第九十六条 普通地方公共団体の議員は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第一条を設け又は改廃すること。
二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政手の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第一百五条の二、第一百九十二条及び第一百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第一百五条の二、第一百九十二条及び第一百九十九条の三第三項において同じ。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政手の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関する事。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関する事。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条

普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第九十八条

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては労働委員会の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求める。監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求める。監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

のとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものとし、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出席せず若しくは記録を提出しないときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならぬ。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場を設けることができる。

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができることとする。

第三節 招集及び会期

第一百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の事務に関する調査のために専門的事項に係る調査を実施する場合に、議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

第二項の規定による請求があつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかるわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

第三項の規定による請求があつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかるわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出があつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

第一百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

前項第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかるわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。
臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかるわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第一百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前項の規定にかかるわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

第一項の会期中において、議員の任期が満了したときは、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかるわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならぬ。

第一項の場合における第七十四条第三項、第一百二十二条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは、「二十日以内に」と、第一百二十二条第一項中「議会の審議」とあるのは、「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは、「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは、「二十日以内に」とする。

第四節 議長及び副議長

第一百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選舉しなければならない。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第一百四条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第一百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第一百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第一百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第一百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるときは、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

議長及び副議長とともに事故があるときは、副議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第三百七条 第三百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行なう者がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第一百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第五節 委員会

第一百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

議会運営委員会は、次に掲げる事項にに関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項
二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
三 議長の諮問に関する事項

特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

第三百五十五条の二の規定は、委員会について準用する。

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

第一百十条及び第一百十一条 削除

第六節 会議

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければ、会議を開くことができない。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければ、会議を開くことができない。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければ、会議を開くことができない。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければ、会議を開くことができない。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければ、会議を開くことができない。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一百四十四条 普通地方公共団体の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第百六条第一項又は第二項の例による。

第一百五十五条 普通地方公共団体の議員の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第一百五十六条 普通地方公共団体の議員は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

第一百五十七条 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たつては、議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

第一百五十八条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

第一百五十九条 普通地方公共団体の議員は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第一百六十条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

第一百六十二条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十一条第一項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に關し異議があるときは、議会がこれを決定する。

議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用しない。

第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に申诉することができる。

第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

第一百六十三条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第一百六十四条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

は、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

第一百二十二条 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百十一条第二項に規定する予算に関する説明書その他當該普通地方公共団体の事務に關する説明書を提出しなければならない。

第一百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。

第一百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第一百二十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で當該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適當と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第八節 請願
議員の辞職及び資格の決定

第一百二十六条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができます。

第一百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。（以下この項において同じ。））の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十二条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

前項の場合においては、議員は、第二百十七条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に關し弁明することはできるが決定に加わることができない。

第二百八十五条及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

第一百二十八条 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二百六条第一項の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十条若しくは第二百十一条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百十条第一項の規定による訴訟を提起することができる場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

第九節 紀律

第一百二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第一百三十一条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないとときは、これを退場させ、必要がある場合には、これを当該警察官に引き渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならぬ。

第一百三十二条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

第一百三十三条 普通地方公団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第一百三十四条 普通地方公団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる。

懲罰に關し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

第一百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

懲罰の動議を議題とするに當つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならぬ。

第一百三十六条 第一項第四号の除名については、当該普通地方公団体の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

第一百三十七条 普通地方公団体の議会は、除名された議員で再び當選した議員を拒むことができない。

第一百三十八条 普通地方公団体の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正當な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を發しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科すことができる。

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記長、書記その他の職員

都道府県の議会に事務局を置く。

市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

第一百三十九条 市町村に事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

事務局長、書記長、書記その他の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記長、書記その他の職員を置く。

事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に關する事務に從事する。

第十二節 雜則

第一百四十条 普通地方公団体の長の任期は、四年とする。

前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九条及び第一百五十九条の二の定めるところによる。

第一百四十二条 議会等に對して行われる通知のうちこの章（第一百条第十五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体

物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第七条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に關するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

議会等が行う通知のうちこの章（第一百三十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に關するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方

式による表示をする場合に限る。

前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に關するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受け取る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第七章 執行機関

第一節 通則

第一百三十八条の二 普通地方公団体の執行機関は、当該普通地方公団体の条例、予算その他の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第一百三十八条の三 普通地方公団体の執行機関の組織は、普通地方公団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

普通地方公団体の執行機関は、普通地方公団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を發揮するようにならなければならない。

普通地方公団体の長は、当該普通地方公団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するよう努めなければならない。

第一百三十八条の四 普通地方公団体は、法律又は条例の定めるところにより、法令又は普通地方公団体の条例によるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附屬機関として自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮詢又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二節 普通地方公団体の長

第一百三十九条 都道府県に知事を置く。

第一百四十条 普通地方公団体の長の任期は、四年とする。

前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九条及び第一百五十九条の二の定めるところによる。

第一百四十二条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

第一百四十三条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることはできない。

第一百四十四条 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条、第十九条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

前項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけてこれを本人に交付しなければならない。

第一項の規定による決定についての審査請求は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に對してするものとする。

第一百四十五条 普通地方公共団体の長は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二百六条第一項の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十条若しくは第二百十一条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百十条第一項の規定による訴訟の提起による場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

第一百四十六条 第二款 削除

第一百四十七条 普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては三十日、市町村長にあつては二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。

第一百四十八条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任すること。

- 一 普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 二 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 三 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 四 証書及び公文書類を保管すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 七 八 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。
- 九 「指定都市」という。の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行

が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるものうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一 前項第一号に掲げる事務、前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

二 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならぬ。

都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

前項に定めるものほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第一百五十二条 削除

第一百五十二条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

副知事若しくは副市町村長にも事故があるとき若しくは副知事若しくは副市町村長も欠けたときは又は副知事若しくは副市町村長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。

前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第一百五十四条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その処分を取り消し、又は停止することができる。

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。

普通地方行政機関（駐在機関を含む。以下この項において同じ。）は、国会の承認を経なければ、設けてはならない。國の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国において負担しなければならない。

前項前段の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方出入国在留管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税關の出張所及び監視署、税關支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救助機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら國費をもつて行う工事の施行機関については、適用しない。

第一百五十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

第一百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第一百六十一条 一部事務組合の管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の第一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）に係る第二百八十七条第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、これらの者を市町村長（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市长を除く。）とみなして、第一百五十条第二項から第九項までの規定を準用する。

第三款 補助機関

第一百六十二条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

第一百六十三条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができます。

第一百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。

普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならない。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

第一百四十二条、第一百四十二条及び第一百五十九条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第一百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第一百六十七条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第一百五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。

前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第一百六十八条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

第一百六十九条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができない。

会計管理者は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第一百七十条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。

二 小切手を振り出すこと。

三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。

四 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。

五 現金及び財産の記録管理を行うこと。

六 支出負担行為に關する確認を行うこと。

七 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

第一百七十二条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。

この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

第一百七十二条 前一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体の長がこれを任命する。

前項の職員は、普通地方公共団体に職員を置く。

第一百七十三条 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

第一百七十四条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

専門委員は、非常勤とする。

第一百七十五条 都道府県の支所若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

第四款 議会との関係

第一百七十六条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

普通地方公共団体の議決又は選挙がその権限を超えて法令若しくは会議規則に違反するとの認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超えて法令若しくは会議規則に違反するとの認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対すると認められるときは、当該普通地方公共団体の長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会被告として提起しなければならない。

第一百七十七条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付されなければならない。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

三 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

第一項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第一百七十八条 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会解散することができる。

議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第一百八十一条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第五款 他の執行機関との関係

第一百八十二条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会について、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令

で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第一百八十三条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができること。

第一百八十四条 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支所若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百八十五条 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬ委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会

二 選挙管理委員会

三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四 監査委員

前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならぬ委員会は、次のとおりである。

一 公安委員会

二 労働委員会

三 収用委員会

四 海区漁業調整委員会

第一項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならぬ委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

前項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第二百五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようしなければならない。

普通地方公共団体の委員会の委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

普通地方公共団体の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることができない。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第一百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一百八十六条 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

一 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。

四 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

第一百八十七条 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支所若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第二款 教育委員会

第一百八十八条 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行ひ、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

第三款 公安委員会

第一百八十九条 公安委員会は、別に法律の定めるところにより、都道府県警察を管理する。

都道府県警察に、別に法律の定めるところにより、地方警務官、地方警務官以外の警察官その他の職員を置く。

第四款 選挙管理委員会

第一百九十条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第一百九十二条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙の識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。

その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定め

委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第一百八十三条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

補充員の任期は、委員の任期による。

委員及び補充員は、その選挙に関し第一百八十八条第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第一百八十四条 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたとき、第一百八十一条の五六第六項の規定に該当するときは、その職を失う。その選挙権の有無又は第一百八十一条の五六第六項の規定に該当するかどうかは、選挙管理委員が公職選挙法第十一条若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法第二十九条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員会がこれを決定する。

第一百八十三条 第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一百八十四条の二 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えない認めるとき、又は選挙管理委員が職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるとときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第一百八十五条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならぬ。

委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならぬ。

第一百八十五条の二 選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第一百八十六条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が處理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

第一百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第一百八十八条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第一百八十九条 選挙管理委員会は、三人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上にに関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事に参与することができる。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

前項の規定により委員の数が減少して第一項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に關係のないものを以て第一百八十二条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならぬ。委員の事故により委員の数が第一項の数に達しないときも、また、同様とする。

第一百九十条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第一百九十一条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

書記長は、委員長の命を受け、書記その他の職員又は第一百八十三条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。但し、臨時の職についての限りではない。

第一百九十二条 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第一百八十三条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

五百三十三条第一項、第一百五十四条及び第一百五十九条の規定は選挙管理委員について、第一百七十二条第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員について、それぞれ適用する。

第一百九十四条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第五款 監査委員

第一百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第一百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数からを減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第一百九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行ふことを妨げない。

第一百九十八条 第二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

監査委員は、前項の規定による場合において公聴会を開かなければならない。

第一百九十八条の二 普通地方公共団体の長又は副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第一百九十八条の三 監査委員は、その職務を遂行するに當たつては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

前二項の規定は、監査基準の変更について準用する。

総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

第二百九十九条

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除く）、法定受託事務にあつては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに當つては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならぬ。

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

監査委員は、当該普通地方公共団体の事務の執行に關し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの監査することができ。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に對し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聽くことができる。

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

監査委員は、第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第十項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

監査委員から第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に關する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に關する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

監査委員から第十一項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件について、監査することができない。

第二百九十九条の三 監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の一人（監査委員の定数が二人の場合において、そのうち一人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

代表監査委員は、監査委員に關する庶務及び次項又は第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に關する事務を処理する。

代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が三人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、二人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

第二百条 都道府県の監査委員に事務局を置く。

市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に關する事務に從事する。

第二百条の二 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査専門委員の意見を聽いて、これを選任する。

監査専門委員は、非常勤とする。

第二百一一条 第一百四十一條第一項、第一百五十四条、第一百五十九条、第一百六十四条及び第一百六十六条规定は監査委員に、第百五十三条第一項の規定は代表監査委員に、第百七十二条第四項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

第二百二条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、監査委員に関する必要な事項は、条例でこれを定める。

第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

公平委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に關し調査し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

第七款 附屬機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附屬機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附屬機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

第四節 地域自治区

(地域自治区の設置)

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつゝこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第百七十五条(地域協議会の設置及び構成員)の規定は前項の事務所の長について準用する。

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に當たつては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮詢されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

1 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

2 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

3 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

4 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要な事項であつて地域自治区の区域に係るものを作成し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聽かなければならない。

5 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関する必要な事項は、政令で定める。

第八章 給与その他の給付

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く)に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若

しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、管理職手当（これを含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当（これを含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

第二百五条 第二百四条第一項の者は、退職年金又は退職一時金を受けることができる。

第二百六条 普通地方公共団体の長以外の機関がした第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

普通地方公共団体の長は、第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び第一百条第一項後段（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した選舉人その他の関係人、第一百十五条の二第二項（第一百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第二百五十九条第八項の規定により出頭した関係人、第二百五十一條の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第二百十五条の二第一項（第二百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

第九章 財務

第一節 会計年度及び会計の区分

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる（会計年度及びその独立の原則）

ものとする。
2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならぬ。

（会計の区分）
2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

（総計予算主義の原則）
第二百十条 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

第二節 予算

（予算の調製及び議決）

第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書を作成して提出しなければならない。

（継続費）

第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費といふ。

（繰越明許費）

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費といふ。

（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならぬ。

（予算の内容）

第二百十五条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

- 一 歳入歳出予算
- 二 繼続費
- 三 繰越明許費
- 四 債務負担行為
- 五 地方債
- 六 一時借入金
- 七 歳出予算の各項の経費の金額の流用

（歳入歳出予算の区分）

第二百十六条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中にあってはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

（予備費）

第二百十七条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、議会の否決した費用途に充てることができない。

（補正予算、暫定予算等）

第二百十八条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一會計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

4 普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（予算の送付及び公表）

第二百十九条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

（予算の執行及び事故繰越し）

第二百二十条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めによるところにより、これを流用することができる。

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をして、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

（予算の執行に関する長の調査権等）

第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徵し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講すべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徵することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（予算を伴う条例、規則等についての制限）

第二百二十三条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

（地方税）
第三節 収入

第二百二十三条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

（分担金）

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に對し利益のある事件に關し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徵収することができる。

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徵収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徵収することができるほか、同条第一項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徵収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徵収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徵収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徵収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徵収については、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徵収を免れた者については、条例でその徵収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徵収に関する处分についての審査請求）

第二百二十九条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徵収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してもするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徵収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴すことができる。

（地方債）

第二百三十一条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

（歳入の収入の方法）

第二百三十二条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(証紙による収入の方法等)

- 第二百三十二条の二** 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。
- 2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。
- 3 証紙による収入の方法によるもの除去ほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。
- 4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。
- (指定納付受託者に対する納付の委託)
- 第二百三十三条の二の二** 普通地方公共団体の歳入(第二百三十五条の四第三項に規定する歳入歳出現金を含む。以下「歳入等」という。)を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者(次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。)に納付を委託することができる。
- 一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。
- 二 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。
- (指定納付受託者)
- 第二百三十三条の二の三** 歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下「指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。
- 3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。
- (納付事務の委託)
- 第二百三十三条の二の四** 第二百三十三条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適かつ確實に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。
- (指定納付受託者の納付)
- 第二百三十三条の二の五** 指定納付受託者は、第二百三十三条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた
- 3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

- 第二百三十三条の二の六** 指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十三条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十三条の二の二第三項において同じ。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十三条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (指定納付受託者の指定の取消し)
- 第二百三十三条の二の七** 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十三条の二の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 一 第二百三十三条の二の三第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
- 二 第二百三十三条の二の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 3 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 4 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。
- (督促、滞納処分等)
- 第二百三十三条の三** 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入(以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。)につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができます。この場合におけるこれらの徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれら徴収金の徴収又は還付にかかる書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関が行った前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してもするものとする。
- 6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条の四の規定を準用する。

7	普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
8	議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
9	普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
10	第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
11	第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
12	第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。 (指定納付受託者からの歳入等の徴収等)
13	第二百三十二条の四 指定納付受託者が第二百三十二条の二の五第一項の歳入等(分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。)を同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
14	普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長にに対してするものとする。
15	第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。
16	普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
17	普通地方公共団体の長は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
18	普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
19	第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
20	第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

第四節 支出

(経費の支弁等)	第二百三十二条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。
(寄附又は補助)	法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのためをする経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。
(支出負担行為)	第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。
(支出負担行為)	第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為といふ)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。
(支出の方法)	第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2	会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。
2	普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができます。
2	第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。
2	普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、現金で支払をさせることができる。
2	前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。
2	前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。
(決算)	第五節 決算
2	第二百三十三条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。
2	普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
3	普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を提出して次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
3	前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
3	普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
4	普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
5	普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
6	(歳計剩余金の処分) 各会計年度において決算上剩余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剩余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。
6	(契約の締結) 契約の締結
2	第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2	前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
3	普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」といふ。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定

価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。	3 2	前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。
普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。	4	第一項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。
普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。	5	普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。（現金及び有価証券の保管）
競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。（契約の履行の確保）	6	普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受け取る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。	2	普通地方公共団体が契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受け取る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
（長期継続契約）		
第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこの収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。	3	第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に關し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
第七節 現金及び有価証券		
（金融機関の指定）		
第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。	2	金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。	3	金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関して、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）	4	法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。
第二百三十五条の一 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。		
監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。	2	第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。
監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。	3	第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
（時借入金）		
第二百三十五条の三 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。	4	普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第一項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。
（出資による権利）		
（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）	5	第一款 公有財産 （公有財産の範囲及び分類）
第二百三十五条の一 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。	6	第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものの（基金に属するものを除く。）をいう。
監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。	2	一 不動産 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。	3	三 前二号に掲げる不動産及び動産の從物 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
（時借入金）		
第二百三十五条の三 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。	5	五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一百三十九条の十二に規定する短期投資法人債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

四 保険業法（平成七年法律第五百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

七 公有財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。

八 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（公有財産に関する長の総合調整権）

第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれららの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれららの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれららの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、又は交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理す

る普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行なう上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他の施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

（行政財産の貸付け）

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第一項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

7 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

8 第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

9 第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

10 第二百三十八条の五 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。

11 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券（以下この項において「国債等」という。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等をその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。

12 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

13 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

14 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

- 7 第四項及び第五項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定
8 は普通財産を売り払い、又は譲与する場合に準用する。
9 第四項から第六項までの規定は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託す
る場合に準用する。
（旧慣による公有財産の使用）
2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村の議会
の議決を経なければならない。
2 前項の公有財産をあらたに使用しようとするときは、市町村の議会
で、これを許可することができる。
（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求）
第二百三十八条の七 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行
政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の
最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してもするものとする。
2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた
場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請
求に対する裁決をしなければならない。
3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したとき
は、その旨を議会に報告しなければならない。

第二款 物品

(物品)

- 第二百三十九条** この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各
号に掲げるもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動
産を除く。）をいう。
一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
二 公有財産に属するもの
三 基金に属するもの

第十節 住民による監査請求及び訴訟

(住民監査請求)

- 2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を
普通地方公共団体から譲り受けることができない。
2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
3 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
4 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保
管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に關し必要な
事項は、政令でこれを定める。

(債権)

- 第二百四十条** この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利を
いう。
2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行そ
の他その保全及び取立てに關し必要な措置をとらなければならない。
3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徵收停止、履行期
限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
一 地方税法の規定に基づく徵收金に係る債権

- 二 過料に係る債権
三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定によ
り登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、
又は記録されたものを含む。）
四 電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第二条第一項に規定する電子記録債権
五 預金に係る債権
六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
七 寄附金に係る債権
八 基金に属する債権
(基金)
第二百四十二条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維
持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければ
ならない。
3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設
けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予
算に計上しなければならない。
5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合におい
ては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査
委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなけ
ればならない。
6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金
の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に關し必要な事項は、条例でこ
れを定めなければならない。

当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第一項の規定による請求があつた場合には、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講すべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えるなければならない。

監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行ふ場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることがある。

監査委員は、前項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬ。

第一項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

（住民訴訟）

第二百四十二条の一 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

一 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通

知があつた日から三十日以内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

五 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

六 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあると認めることは、することができない。

七 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

八 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。

九 民法第百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。

十 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

十一 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

十二 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に對し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

（訴訟の提起）

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

二 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

三 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議決を要しない。

四 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間ににおいてもその効力を有する。

五 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第十一節 雜則

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

(指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務

(以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより、公金事務を委託するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 5 第三項に規定する権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。
(指定公金事務取扱者の指定の取消し)
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならぬ。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。
- 5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた者は、当該委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならぬ。
- 6 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならぬ。
- 7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。
- 8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。
- 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。
(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)
- 10 第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

一 第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 前条第一項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。
(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳人は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 指定公金事務取扱者(歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。)は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。

4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まれなければならない。

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳人等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

- 1 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの
- 2 二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適當でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの

2 指定公金事務取扱者(歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)は、第二百三十二条の規定による納入の通知(その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法)に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその支出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者(歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。

3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

第二百四十三条の二の七 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意で

かつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公団体の長等の職員その他の事情を考慮して政令で定める基準を参考して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の一の八 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む）。若しくは占有動産又はその使用に係る物品を失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもののが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

1 支出負担行為

2 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

3 支出又は支払

4 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

5 前項において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

6 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判断が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判断が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることが要しない。

8 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判断が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

9 第三百四十二条の二第一項第十二号の規定にかかるわらず、当該普通地方

11 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

12 普通地方公共団体の長は、第十一項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなくてはならない。

13 普通地方公共団体の長は、第一項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなくてはならない。

14 第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十二条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定める

3 その経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十二条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(普通地方公共団体の財政の運営に関する事項等)

第二百四十三条の四 普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と国の財政との関係等に関する基本原則については、この法律に定めるもののほか、別に法律でこれを定める。

2 第二百四十三条の五 歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関する必要な事項は、この法律に定めるもののはか、政令でこれを定める。

第十一章 公の施設

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するなどを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 前項の規定による施設の設置及びその利用に供するための施設（これを公の施設とい

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公団体の議会の議決を経なければならない。

7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

8 第三百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

9 第三百四十二条の二第一項第十二号の規定にかかるわらず、当該普通地方

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。

指定管理者者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができること。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百四十四条の四

普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行

政令でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第十一章 情報システム

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十五条の五 普通地方公共団体は、その事務を処理するに當たつて、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、

情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。

2 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に當たつて、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティ）を用いる。次条第一項において同じ。の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。

第十二章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

（関与の意義）

第二百四十五条 この章並びに第二百五十二条の二第一項及び第二項において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に關し、國の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる

機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下この章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限り、國又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

イ 助言又は勧告

ロ 資料の提出の要求

ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講すべきことの求めであつて、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。）

ニ 同意

ホ 許可、認可又は承認

ヘ 指示

ト 代執行（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方

方公共団体がその事務の処理を怠つているときに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わって行うことをいう。）

三 普通地方公共団体との協議

前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に關わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

（関与の法定主義）

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に關し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

（関与の基本原則）

第二百四十五条の三 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に關し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

2 国は、できる限り、普通地方公共団体が、自治事務の処理に關しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

3 国は、国又は都道府県の計画と普通地方公共団体の計画との調和を保つ必要がある場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体の事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第二号に規定する行為を要することとすることのないようにならなければならない。

4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされてる計画を普通地方公共団体が作成する場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合を除

き、自治事務の処理に関する、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の

関与のうち第二百四十五条第一号ニに規定する行為を要することとのないようにならなければならぬ。

5 国は、普通地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合等自治事務の処理について國の行政機関又は都道府県の機関の許可、認可又は承認を要すること以外の方法によつてその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条规定する行為を要することとのないようにしなければならない。

6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ヘに規定する行為に従わなければならぬこととのないようにしなければならない。

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）
第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に關し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に關する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に關し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に對し、前項の規定による市町村に對する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に對し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることが能够（是正の要求）。

第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に關し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に對し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを當該市町村に求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に關し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に對し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 市町村に對する事務（第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。）都道府県知事

2 各大臣は、その担任する事務に關し、市町村の事務（第一号法定受託事務を除く。）の担任する

反していいると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に對し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを當該市町村に求めよう指示をすることができる。

1 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選舉管理委員会を除く。）の担任する

事務（第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。）都道府県知事

2 各大臣は、市町村教育委員会の担任する事務（第一号法定受託事務を除く。）の担任する

事務（第一号法定受託事務を除く。）の処理に關し、市町村に對し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。

3 市町村選舉管理委員会の担任する事務（第一号法定受託事務を除く。）の担任する

事務（第一号法定受託事務を除く。）の処理に關し、市町村に對し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならない。

（是正の勧告）

第二百四十五条の六 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に對し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

1 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選舉管理委員会を除く。）の担任する自治事務

2 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する自治事務

3 都道府県選舉管理委員会 市町村選舉管理委員会の担任する自治事務

（是正の指示）

第二百四十五条の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に對し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置を講ずべきことを指示することができる。

2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に對し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

1 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選舉管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務

2 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務

3 都道府県選舉管理委員会 市町村選舉管理委員会の担任する法定受託事務

（代執行等）

第二百四十五条の八 各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の处分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方策によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害する明瞭であるときは、文書により、当該都道府県知事に對して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

2 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に對し、期限を定めて当該事項を行なうべきことを指示することができる。

3 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に對し、訴えをもつて、当該事項を行なうべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

4 各大臣は、高等裁判所に對し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を當該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

5	当該高等裁判所は、第三項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならぬ。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。
6	当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。
7	各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わない第三項の訴えは、当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。
8	ときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項の判断に対する上告の期間は、一週間とする。
9	前項の上告は、執行停止の効力を有しない。
10	各大臣の請求に理由がない旨の判断が確定した場合において、既に第八項の規定に基づき第二項の規定による指示に係る事項が行われているときは、都道府県知事は、当該判断の確定後三月以内にその処分を取り消し、又は原状の回復その他必要な措置を執ることができる。
11	前各項の規定は、市町村長の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは各大臣若しくは都道府県知事の処分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項に規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときについて準用する。この場合には、前各項の規定中「各大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「当該都道府県の区域」とあるのは「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。
12	各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村長の第一号法定受託事務の管理又は執行について、都道府県知事に対し、前項において準用する第一項から第八項までの規定による措置に關し、必要な指示をすることができる。
13	前各項に定めるものほか、第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
14	前各項に定めるものほか、第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
15	（處理基準）

第二百四十五条の九

各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりるべき基準を定めることができる。

2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理について、市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりるべき基準を定めることができる。この場合において、都道府県の執行機関の定める基準は、次項の規定により各大臣の定める基準に抵触するものであつてはならない。

一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務

二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務

三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務

4 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、第二項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

5 第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するためには必要な最小限度のものでなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するためには必要な最小限度のものでなければならない。

第二款

普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続の適用

（普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手續の適用）

るかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

第二百五十条の三 国の行政機関又は都道府県の機関は、第一項又は前項に規定する基準を定めるに当たつては、当該許認可等又は許認可等の取消し等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。（許認可等の標準処理期間）

第二百五十条の四 国の行政機関又は都道府県の機関は、申請等が当該国の行政機関又は都道府県の機関の事務所に到達してから当該申請等に係る許認可等をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該国の行政機関又は都道府県の機関と異なる機関が当該申請等の提出先とされている場合は、併せて、当該申請等が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該国（行政機関又は都道府県の機関の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない）。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、申請等が法令により当該申請等の提出先とされている機関の事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請等に係る許認可等をするための事務を開始しなければならない。（許認可等の取消し等の方式）

第二百五十条の五 普通地方公共団体から國の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、申請等に係る許認可等を拒否する処分をするとき又は許認可等の取消し等をするときは、当該許認可等を拒否する処分又は許認可等の取消し等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。（届出）

第二百五十条の六 載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されてることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされる機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。（國の行政機関が自治事務と同一の事務を自らの権限に属する事務として処理する場合の方式）

第二百五十条の七 国の行政機関は、自治事務として普通地方公共団体が処理している事務と同一の内容の事務を法令の定めるところにより自らの権限に属する事務として処理するときは、あらかじめ当該普通地方公共団体に対し、当該事務の処理の内容及び理由を記載した書面により通知しなければならない。ただし、当該通知をしないで当該事務を処理すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、國の行政機関は、自ら当該事務を処理した後相当の期間内に、同項の通知をしなければならない。

第二節 國と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第一款 國地方係争処理委員会

（設置及び権限）

第二百五十条の七 総務省に、國地方係争処理委員会（以下本節において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、普通地方公共団体に対する國又は都道府県の関与のうち國の行政機関が行うものの権限に属させられた事項を処理する。（以下本節において「國の関与」という。）に関する審査の申出につき、この法律の規定によりそ（組織）

第二百五十条の八 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人以内は、常勤とすることができる。

（委員）
第二百五十条の九 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつてはならない。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において兩議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、兩議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

8 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

9 総務大臣は、兩議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免するものとする。

一 委員のうち何人も属していないかつた同一の政党その他の政治団体に新たに三人以上の委員が属するに至った場合においては、これらの者のうち一人を超える員数の委員

二 委員のうち一人が既に属している政党その他の政治団体に新たに二人以上の委員が属するに至った場合においては、これらの者のうち一人を超える員数の委員

10 総務大臣は、委員のうち二人が既に属している政党その他の政治団体に新たに属するに至った委員を直接罷免するものとする。

11 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、兩議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

12 委員は、第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

14 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

15 委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

16 委員は、自己に直接利害関係のある事件について、その議事に参与することができない。

17 委員の給与は、別に法律で定める。（委員長）

第二百五十条の十 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。（会議）

第二百五十条の十一 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第一項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(政令への委任)

第二百五十条の十二 この法律に規定するもののほか、委員会に関する必要な事項は、政令で定める。

第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続

(国の関与に関する審査の申出)

第二百五十条の十三 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国との関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの(次に掲げるものを除く)に不服があるときは、委員会に対し、当該国の関与を行つた国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

一 第二百四十五条の八第二項及び第十三項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定に基づき都道府県知事に代わつて同条第二項の規定による指示

三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第二項の規定による指示

四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を

行うこと。

一 第二百四十五条の八第二項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定による指示

三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第二項の規定による指示

四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を

行うこと。

一 第二百四十五条の八第二項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定による指示

三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第二項の規定による指示

四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を

行うこと。

一 第二百四十五条の八第二項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定による指示

三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第二項の規定による指示

四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を

行うこと。

一 第二百四十五条の八第二項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定による指示

三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第二項の規定による指示

四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を

行うこと。

一 第二百四十五条の八第二項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定による指示

三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第二項の規定による指示

四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を

行うこと。

一 第二百四十五条の八第二項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定による指示

三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

二項において準用する同条第二項の規定による指示

四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十

の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

2 委員会は、法定受託事務に関する国との関与について前条第一項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行つた国の関与が違法でないと認めるとときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国との行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国との行政庁の行つた国の関与が違法であると認めるときは、当該国との行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

3 委員会は、前条第二項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、当該審査の申出に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 委員会は、前条第三項の規定による審査の申出があつたときは、当該審査の申出に係る協議について当該協議に係る普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査し、理由を付してその結果を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 前各項の規定による審査及び勧告は、審査の申出があつた日から九十日以内に行わなければならない。

(関係行政機関の参加)

第二百五十条の十五 委員会は、関係行政機関を審査の手続に参加させる必要があると認めるときは、国との関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは当該関係行政機関の申立てにより又は職権で、当該関係行政機関を審査の手続に参加させることができる。

2 委員会は、前項の規定により関係行政機関を審査の手続に参加させるときは、あらかじめ、当該国との関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁並びに当該関係行政機関の意見を聽かなければならぬ。

(証拠調べ)

第二百五十条の十六 委員会は、審査を行うため必要があると認めるときは、国との関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは前条第一項の規定により当該審査の手続に参加した関係行政機関(以下本条において「参加行政機関」という。)の申立てにより又は職権で、次に掲げる証拠調べをすることができる。

一 適当と認める者に、参考人としてその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求める。

二 書類その他の物件の持有人に対し、その物件の提出を求め、又はその提出された物件を留め置くこと。

三 必要な場所につき検証をすること。

四 国との関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは参加行政機関又はこれらの職員を審査すること。

2 委員会は、審査を行うに当たつては、国との関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁及び参加行政機関に証拠の提出及び陳述の機会を与えるなければならない。

(国の関与に関する審査の申出の取下げ)

第二百五十条の十七 国との関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、第二百五十条の十四第一項から第四項までの規定による審査の結果の通知若しくは勧告があつた場合においては、審査を行つた国の関与が違法でなく、かつ、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する觀点から不当であると認めるときは、当該国との行政庁に対し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。

るまで又は第二百五十条の十九第一項の規定により調停が成立するまでは、いつでも当該国の関与に関する審査の申出を取り下げることができる。

2 国の関与に関する審査の申出の取下げは、文書でしなければならない。

(国の行政庁の措置等)

第二百五十条の十八 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告があつたときは、当該勧告を受けた国の行政庁は、当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならない。この場合においては、委員会は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

2 委員会は、前項の勧告を受けた国の行政庁に対し、同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

(調停)

第二百五十条の十九 委員会は、国の関与に関する審査の申出があつた場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを当該国の関与に関する審査の申出をし

するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

2 前項の調停案に係る調停は、調停案を示された普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が委員会に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、委員会は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国の行政庁にその旨を通知しなければならない。(政令への委任)

第二百五十条の二十 この法律に規定するもののほか、委員会の審査及び勧告並びに調停に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 自治紛争処理委員

(自治紛争処理委員)

第二百五十二条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下この節において「都道府県の関与」という。)

に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第一百四十三条第三項(第一百八十九条の五第八項及び第一百八十四条第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。

2 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者たちから、総務大臣又は都道府県知事がそれ任命する。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該事件に關係のある事務を担任する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

3 自治紛争処理委員は、非常勤とする。

4 3 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 当事者が次条第二項の規定により調停の申請を取り下げたとき。

二 自治紛争処理委員が次条第六項の規定により当事者に調停を打ち切つた旨を通知したとき。

三 総務大臣又は都道府県知事が次条第七項又は第二百五十二条の三第十三項の規定により調停が成立した旨を当事者に通知したとき。

四 市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十二条の三第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十七の規定により自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出を取り下げたとき。

五 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第二百五十二条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項

項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は第二百五十二条の三第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をし、かつ、これらを公表したとき。

六 普通地方公共団体が第二百五十二条の三の二第二項の規定により同条第一項の処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げたとき。

七 自治紛争処理委員が第二百五十条の二の二第三項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策を通知し、かつ、公表したとき。

八 第二百五十五条の五第一項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

九 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

10 総務大臣又は都道府県知事は、自治紛争処理委員が当該事件に直接利害関係を有することとなつたときは、当該自治紛争処理委員を罷免しなければならない。

11 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項(第二号を除く。)及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、「三人以上」とあるのは「一人以上」と、「一人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項(第二号を除く。)、第十項及び前項並びに第二百五十二条第五項」と読み替えるものとする。

第四款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続

(調停)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争があるときは、この法律に特別の定めがあるものの除くほか、都道府県又は都道府県の機関が当事者となるものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の文書による申請に基づき又は職権により、紛争の解決のため、前条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その調停に付することができる。

2 当事者の申請に基づき開始された調停においては、当事者は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3 自治紛争処理委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

4 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停案を当事者に示し、その受諾を勧告したときは、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

5 自治紛争処理委員は、調停による解決の見込みがないと認めるときは、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、調停を打ち切り、事件の要点及び調停の経過を公表することができる。

6 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第一項の調停は、当事者のすべてから、調停案を受諾した旨を記載した文書が総務大臣又は都道府県知事に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当事者に調停が成立した旨を通知しなければならない。

8	総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定により当事者から文書の提出があつたときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。	9	自治紛争処理委員は、第三項に規定する調停案を作成するため必要があると認めるときは、当該者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、紛争による調停のため必要な記録の提出を求めることができる。	10	第三項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定、第五項の規定による調停の打切りについての決定並びに事件の要点及び調停の経過の公表についての決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。											
(審査及び勧告)																
第二百五十二条の三 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の处分その他公権力の行使に当たるもの（次に掲げるものを除く。）に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。																
一 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第二項の規定による指示	二 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を行うこと。	3 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の不作為（都道府県の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの都道府県の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。）に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。	4 前三項の規定による申出においては、次に掲げる者を相手方としなければならない。	5 第二項の規定による申出の場合は、当該申出に係る都道府県の行 政 庁	6 第二項の規定による申出の場合は、当該申出に係る都道府県の不作為に係る都道府県の行 政 庁	7 第二百五十条の十三第七項、第二百五十条の十四第三項及び第五項並びに第二百五十条の十五から第二百五十条の十七までの規定は、第二項の規定による申出について準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「都道府県の行 政 庁」と「委員会」とあるのは「都道府県の行政庁」と「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の三第十三項	8 他の市町村の執行機関」と、「國の行政庁」とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第十三項」と読み替えるものとする。	9 第二百五十条の十三第七項、第二百五十条の十四第四項及び第五項並びに第二百五十条の十五から第二百五十条の十七までの規定は、第三項の規定による申出について準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「國の行政庁」とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十四第四項中「当該協議に係る普通地方公共団体」とあるのは「当該協議に係る市町村」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第十三項」と読み替えるものとする。	10 第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた都道府県の行政庁は、当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を総務大臣に通知しなければならない。この場合においては、総務大臣は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。	11 自治紛争処理委員は、第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項、第六項において準用する第二百五十条の十四第三項又は第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定により審査をする場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。	12 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停案を第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示し、その受諾を勧告したときは、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣に報告しなければならない。	13 第二項の調停案に係る調停は、調停案を示された市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が総務大臣に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、総務大臣は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁にその旨を通知しなければならない。	14 総務大臣は、前項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁から文書の提出があつたときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。	15 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。	一 第二項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による都道府県の関与が違法又は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定	二 第二項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による都道府県の関与が違法であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定

- 三 第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による第二項の申出に理由があるかどうかについての決定及び第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による勧告の決定
- 四 第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による第三項の申出に係る協議について当該協議に係る市町村がその義務を果たしているかどうかについての決定
- 五 第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十五第一項の規定による関係行政機関の参加についての決定
- 六 第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十六第一項の規定による証拠調べの実施についての決定
- 七 第十一項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定
- (処理方策の提示)
- 第二百五十二条の二** 総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十二条の二第七項の規定により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による同条第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策(以下この条において「処理方策」という。)の提示を求める旨の申請があつたときは、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならぬ。
- 2 前項の申請をした普通地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げる事ができる。
- 3 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しなければならない。
- 4 自治紛争処理委員は、処理方策を定めるため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、処理方策を定めるため必要な記録の提出を求めることができる。
- 5 第三项の規定による処理方策の決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。
- 6 第三项の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。
- (政令への委任)
- 第二百五十四条の四** この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員の調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示に必要な事項は、政令で定める。
- 第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え**
- (国の関与に関する訴えの提起)
- 第二百五十五条の五** 第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に對し、當該審査の申出の相手方となつた國の行政庁(國の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、當該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該審査の申出をした他の行政庁に對し、訴えをもつて当該審査の申出に係る都道府県の不作為の違法の確認を求める事ができる。ただし、違法な都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、當該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な都道府県の関与の取消し又は當該申出に係る都道府県の不作為の違法の確認を求める事ができる。ただし、違法な都道府県の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、當該訴えは、當該都道府県を被告として提起しなければならない。
- 一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。
- 二 第二百五十条の十八第一項の規定による国行政庁の措置に不服があるとき。
- 三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。
- 四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき。

- 2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。
- 一 前項第一号の場合には、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内
- 二 前項第二号の場合には、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内
- 三 前項第三号の場合には、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内
- 四 前項第四号の場合には、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の通知があつた日から三十日以内
- 二 前項第二号の場合には、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内
- 三 前項第三号の場合には、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内
- 四 前項第四号の場合には、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の通知があつた日から三十日以内
- 一 原告は、第一項の訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を被告に通知するとともに、当該高等裁判所に対し、その通知をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。
- 二 当該高等裁判所は、第一項の訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。
- 6 第項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。
- 7 国の関与を取り消す判決は、関係行政機関に対しても効力を有する。
- 8 第一項の訴えのうち違法な國の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十条第一項の規定にかかるわらず、同法第八条第二項、第十一条から第二十二条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。
- 9 第一項の訴えのうち國の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。
- 10 前項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- (都道府県の関与に関する訴えの提起)
- 第二百五十五条の六** 第二百五十五条の三第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に對し、當該申出の相手方となつた都道府県の行政庁(都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、當該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該申出に係る違法な都道府県の関与の取消し又は當該申出に係る都道府県の不作為の違法の確認を求める事ができる。ただし、違法な都道府県の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、當該訴えは、當該都道府県を被告として提起しなければならない。
- 一 第二百五十五条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第三項に当該審査の結果又は勧告に不服があるとき。
- 二 第二百五十五条の三第九項の規定による都道府県の行政庁の措置に不服があるとき。
- 三 当該申出をした日から九十日を経過しても、自治紛争処理委員が第二百五十条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十五条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査又は勧告を行わないとき。
- 四 都道府県の行政庁が第二百五十条の三第九項の規定による措置を講じないとき。
- 一 前項第一号の場合は、第二百五十条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二百五十条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果又は勧告を行わないとき。
- 二 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。
- 一 前項第一号の場合は、第二百五十条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二百五十条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果又は勧告を行わないとき。
- 二 前項第二号の場合は、第二百五十条の三第九項の規定による措置を講じないとき。
- 三 前項第三号の場合は、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内
- 四 前項第四号の場合は、第二百五十条の三第九項の規定による措置を講じないとき。
- 一 前項第一号の場合は、第二百五十条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二百五十条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果又は勧告を行わないとき。
- 二 前項第二号の場合は、第二百五十条の三第九項の規定による措置を講じないとき。
- 三 前項第三号の場合は、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内
- 四 前項第四号の場合は、第二百五十条の三第九項の規定による措置を講じないとき。

- 三 前項第三号の場合には、当該申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内
- 四 前項第四号の場合は、第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十二条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
- 三 前条第三項から第七項までの規定は、第一項の訴えに準用する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは「当該市町村の区域」と、同条第七項中「国の関与」とあるのは「都道府県の関与」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の訴えのうち違法な都道府県の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- (普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)
- 5 第一項の訴えのうち都道府県の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。
- 2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。
- 1 前項第一号の場合には、第二百五十二条の十三第四項本文の期間
- 3 前項第二号ロの場合には、第二百五十二条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間
- 4 3 第二百五十二条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。
- 二 前項第二号イの場合には、第二百五十二条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。
- ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十条の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。
- 2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。
- 1 前項第一号の場合には、第二百五十二条の十三第四項本文の期間
- 3 第二百五十二条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。
- 二 前項第二号イの場合は、第二百五十二条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えについて、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

四 前項第四号の場合は、第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十二条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

三 前条第三項から第七項までの規定は、第一項の訴えに準用する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは「当該市町村の区域」と、同条第七項中「国の関与」とあるのは「都道府県の関与」と読み替えるものとする。

4 第一項の訴えのうち違法な都道府県の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

5 第一項の訴えのうち都道府県の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)

5 第一項の訴えのうち都道府県の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

1 前項第一号の場合には、第二百五十二条の十三第四項本文の期間

3 前項第二号ロの場合には、第二百五十二条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

4 3 第二百五十二条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

二 前項第二号イの場合には、第二百五十二条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十条の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

1 前項第一号の場合には、第二百五十二条の十三第四項本文の期間

3 第二百五十二条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

二 前項第二号イの場合は、第二百五十二条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えについて、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起)

二 百五十二条 第二百四十五条の五第二項の指示による是正の要求を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁(当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)次項において同じ)を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十二条の三第一項の規定による申出をせず(申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十二条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十二条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む)。ロにおいて同じ)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十二条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む)。ロにおいて同じ)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

二 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、高等裁判所に対し、当該市町村の不作為に係る市町村の行政庁(当該指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示による第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出をせず(申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む)、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示による第二百五十二条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十二条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む)。ロにおいて同じ)、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十二条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む)。ロにおいて同じ)。

- 4 第一百四十五条の七第三項の指示を行つた各大臣は、前項の都道府県の執行機関に対し、同項の規定による訴えの提起に関し、必要な指示をすることができる。
- 5 第二項及び第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。
- 一 第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十三第四項本文の期間
- 二 第一項第二号イ及び第三項第一号イの場合は、第二百五十一条の六第二項第一号、第一号又は第四号に掲げる期間
- 三 第一項第二号ロ及び第三項第二号ロの場合は、第二百五十一条の六第二項第三号に掲げる期間
- 6 第二百五十二条の五第三項から第六項までの規定は、第二項及び第三項の訴えについて準用する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。
- 7 第二項及び第三項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。
- 8 前各項に定めるものほか、第二項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 連携協約

(連携協約)

- 第二百五十二条の一** 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。
- 2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを実行しなければならない。
- 5 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。
- 6 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにならなければならない。
- 7 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争については都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。

第二款 協議会

(協議会の設置)

- 第二百五十二条の二の二** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の組織)

- 第二百五十二条の三** 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

- 2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。

- 3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

(協議会の規約)

- 第二百五十二条の四** 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

- 1 協議会の名称
- 2 協議会を設ける普通地方公共団体
- 3 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目
- 4 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
- 5 協議会の経費の支弁の方法
- 6 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。
- 一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法
- 二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所
- 三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取扱い
- 四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に關し必要な事項
- （協議会の事務の管理及び執行の効力）
- 第二百五十二条の五** 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものとしての効力を有する。
- （協議会の組織の変更及び廃止）
- 第二百五十二条の六** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかるわらず、協議会を設ける普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をする

ことにより、協議会から脱退することができる。前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二の二第二項本文の例によらないものとす

る。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、第一項の規定により協議会から脱退したときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

5 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

第三款 機関等の共同設置

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第二百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）、第二百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第二百五十六条第一項に規定する行政機関、第二百五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。）普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第二百七十四条第一項に規定する専門委員又は第二百条の二第一項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合について、同条第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。

第二百五十二条の七の二 前条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定により機関等を共同設置する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告することにより、共同設置から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、協議して当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号（第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。）に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二の二第三項本文の規定は、準用しない。

4 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

5 普通地方公共団体は、第一項の規定により機関等の共同設置から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となつたときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

7 第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

8 第二百五十二条の八 第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

（機関の共同設置に関する規約）

9 第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

10 第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

11 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

12 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

13 第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

14 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

15 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

16 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

17 第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方針によるかを定めるものとする。

18 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

19 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める

20 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方針によるかを定めるものとする。

21 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

22 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で、次

23 第二百五十二条の九 普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

普通地方公共団体の議会が選舉する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。
 (共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものとの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。
 (共同設置する機関の補助職員等)

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において、「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。
 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。普通地方公共団体が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第二百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第二百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。
 5 前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第二百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第十二項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。
 (共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これら機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会若しくは委員又は附属機関とみなす。
 (議会事務局等の共同設置にに関する準用規定)

第二百五十二条の十三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令で定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の共同設置について準用する。

第四款 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれをを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定により、前二項の規定により委託した事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に關し必要な事項

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

第五款 事務の代替執行

(事務の代替執行)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれをを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をなし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。

(事務の代替執行の規約)

第二百五十二条の十八 事務の代替執行に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 事務の代替執行をする普通地方公共団体及びその相手方となる普通地方公共団体
- 二 代替執行事務の範囲並びに代替執行事務の管理及び執行の方法
- 三 代替執行事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、事務の代替執行に關し必要な事項

(代替執行事務の管理及び執行の効力)

第二百五十二条の十九 第二百五十二条の六の二の規定により普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管

理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものとしての効力を有する。

第六款 職員の派遣

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体及びその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 3 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

第四節 条例による事務処理の特例

(条例による事務処理の特例)

- 4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。
- 5 第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めにより、市町村が処理することとができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。
- 6 第二百五十二条の二 第二項の条例の定めにより、市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下この節及び第二百五十二条の二十六の四第一項第三号において同じ。）を制定し又は改廃する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 7 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 8 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(条例による事務処理の特例の効果)

- 9 第二百五十二条の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。
- 10 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国行政機関が市町村に對して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとする。

機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を經由して行うものとする。

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 都道府県知事は、第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、第二百四十五条の五第二項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第三項の規定により、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 11 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に対する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第十一項までの規定の適用については、同条第十二項において読み替えて準用する同条第二項から第四項まで、第六項、第八項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは、「各大臣」とする。
- 12 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めによる是正の要求（第一項の規定による是正の要求を含む。）を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。
- 13 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五条の二第一項の審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。
- 14 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができる。この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。
- 15 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第四章の規定を準用する。
- 16 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第五節 雜則

(組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

- 17 第二百五十二条の五 総務大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は該助言若しくは勧告をするため普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。
- 18 総務大臣は、都道府県知事に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。
- 19 普通地方公共団体の長は、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、総務大臣又は都道府県知事に対し、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報を提供を求めることができる。

(財務に係る実地検査)

第二百五十二条の十七の六 総務大臣は、必要があるときは、都道府県について財務に關係のある事務に關し、實地の検査を行うことができる。

2 都道府県知事は、必要があるときは、市町村について財務に關係のある事務に關し、實地の検査を行うことができる。

3 総務大臣は、都道府県知事に対し、前項の規定による検査に關し、必要な指示をすることができる。

4 総務大臣は、前項の規定によるほか、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、市町村について財務に關係のある事務に關し、實地の検査を行ふことができる。

第二百五十二条の十七の七 総務大臣は、第二百五十二条の十七の五第一項及び第二項並びに前条第三項及び第四項の規定による権限の行使のためその他市町村の適正な運営を確保するため必要があるときは、都道府県知事に対し、市町村についてその特に指定する事項の調査を行ふよう指示をることができる。

(長の臨時代理者)

第二百五十二条の十七の八 第百五十二条の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、都道府県知事については総務大臣、市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するもののうちから臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができる。

2 臨時代理者は、当該普通地方公共団体の長が選挙され、就任する時まで、普通地方公共団体の長の権限に属するすべての職務を行ふ。

3 臨時代理者により選任又は任命された当該普通地方公共団体の職員は、当該普通地方公共団体の長が選挙され、就任した時は、その職を失う。

(臨時選挙管理委員)

第二百五十二条の十七の九 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の職務を行わせることができ。

(臨時選挙管理委員の給与)

第二百五十二条の十七の十 前条の臨時選挙管理委員に対する給与は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員に対する給与の例によりこれを定める。

(在職期間の通算)

第二百五十二条の十八 都道府県は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）であつた者、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に關する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」という。）であつた者又は市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に從事する職員中政令で定める者（以下本条中「市町村の教育職員」という。）であつた者が、当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員（その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一條及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「当該都道府県の職員」という。）となつた場合においては、政令の定める基準に従い、当該公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職期間を當該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講じなければならない。ただし、市町村の教育職員としての在職期間について、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令の定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。

2 都道府県は、当該都道府県の職員であつた者が公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員となり、その当該都道府県の職員としての在職期間が恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職期間又は他の都道府県若しくは市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を、政令の定める基準に従い、講じなければならない。

3 第一項の規定は、公務員であつた者、都道府県の職員（都道府県の退職年金条例の適用を受けた者、その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一條及び第二条に規定する職員を含む。）をいう。以下本項において同じ。）であつた者又は他の市町村の教育職員であつた者が市町村の教育職員となつた場合は、市町村の教育職員であつた者が公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、これを準用する。

4 普通地方公共団体は、第一項及び前項の規定の適用がある場合のほか、他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員があつた者が当該普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員となつた場合においては、当該他の普通地方公共団体の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。

第二百五十二条の十八の二 普通地方公共団体は、国又は他の普通地方公共団体の職員から引き続いて当該普通地方公共団体の職員となつた者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該国又は他の普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間を当該普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

第十三章 大都市等に関する特例

第一節 指定都市の権能

第二百五十二条の十九

行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務

五の二 社会福祉事業に関する事務

五の三 知的障害者の福祉に関する事務

四 生活保護に関する事務

三 身体障害者の福祉に関する事務

二 民生委員に関する事務

一 児童福祉に関する事務

六の二 老人福祉に関する事務

六の三 母子保健に関する事務

七の二 介護保険に関する事務

八 障害者の自立支援に関する事務

八の二 生活窮困者の自立支援に関する事務

九 食品衛生に関する事務

九の二 医療に関する事務

十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

十一 結核の予防に関する事務

十一の二 難病の患者に対する医療等に関する事務

十二 土地区画整理事業に関する事務

2	十三 屋外広告物の規制に関する事務	として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。
2	指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法律の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。	都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法律の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。
2	第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。	都道府県の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事例でこれを定めなければならない。
2	2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。	都道府県の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
3	3 区にその事務所の長として区長を置く。	一 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
4	4 区長又は区の事務所の出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。	二 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対する直接提供される役務に関する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
5	5 区に選挙管理委員会を置く。	三 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員（政令で定めるものを除く。）を任免する
6	6 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は区長又は第四項の区の事務所の出張所の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。	ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。
7	7 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことがで	四 前三号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの
8	8 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。	五 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員（政令で定めるものを除く。）を任免する
9	9 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならな	六 前二号に掲げるもののほか、指定都市の総合区に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
10	10 第七項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかるわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。	七 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に關し必要があると認めるとときは、市長に対し意見を述べることができる。
11	11 前各項に定めるもののか、指定都市の区に關し必要な事項は、政令でこれを定める。	八 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に關し必要があると認めるとときは、市長に対し意見を述べることができる。
	(総合区の設置)	九 総合区長は、総合区に選挙管理委員会を置く。
12	12 第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。	十 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に關し必要があると認めるとときは、市長に対し意見を述べることができる。
13	13 (指定都市都道府県調整会議)	十一 総合区長は、総合区に選挙管理委員会を置く。
14	14 第二百五十二条の二十一の二 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。	十二 第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。
15	15 2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。	十三 第二百五十二条の二十一の二 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。
16	16 一 指定都市の市長	十四 2 指定都市の市長
17	17 二 包括都道府県の知事	十五 2 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
18	18 3 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者	十六 3 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
19	19 二 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者	十七 4 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管
20	20 三 指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選任した者	十八 五 行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行ふ場合
21	21 四 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選任した者	十九 六 行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県の議会の議員のうちから選任した者
22	22 七 学識経験を有する者	二十 七 行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県の議会の議員のうちから選任した者
23	23 八 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主	二十一 八 行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県の議会の議員のうちから選任した者

- には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。
- 5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長あつては包括都道府県の事務に關し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事あつては指定都市の事務に關し当該指定都市の市長に対し、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。
- 6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に關し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。
- (指定都市と包括都道府県の間の協議に係る勧告)
- 第二百五十二条の一十一の三** 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に關し当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができる。
- 2 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による勧告の求め（以下この条及び次条において「勧告の求め」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 3 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、勧告の求めをしようとするときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の知事、包括都道府県の知事にあつては指定都市の市長に對し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。
- 4 勧告の求めをした指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、総務大臣の同意を得て、当該勧告の求めを取り下げることができる。
- 5 総務大臣は、勧告の求めがあつた場合には、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、次条第二項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めるなければならない。
- 6 前項の規定により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができる。
- 7 総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。
- 8 総務大臣は、指定都市都道府県から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- (指定都市都道府県勧告調整委員)
- 第二百五十二条の一十一の四** 指定都市都道府県勧告調整委員は、前条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に關して意見を述べる。
- 2 指定都市都道府県勧告調整委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣がそれぞれ任命する。
- 3 指定都市都道府県勧告調整委員は、非常勤とする。
- 4 知事が前条第四項の規定により勧告の求めを取り下げたとき又は同条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に關して意見を述べたときは、その職を失う。
- 5 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員が当該事件に直接利害關係を有することとなつたときは、当該指定都市都道府県勧告調整委員を罷免しなければならない。

- 6 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第一号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、指定都市都道府県勧告調整委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その指定都市都道府県勧告調整委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第一号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四第五項」と読み替えるものとする。
- (政令への委任)
- 第二百五十二条の二十一の五** 前二条に規定するもののほか、第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第二節 中核市に関する特例**
- (中核市の権能)
- 第二百五十二条の二十二** 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるとところにより、処理することができる。
- 2 中核市がその事務を処理するに當たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に關する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。
- 第二百五十二条の二十三 削除**
- (中核市の指定に係る手続)
- 第二百五十二条の二十四** 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行ふものとする。
- 2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならぬ。
- 3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- (政令への委任)
- 第二百五十二条の二十五** 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。
- (中核市の指定があつた場合の取扱い)
- 第二百五十二条の二十六** 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。
- 2 指定都市都道府県の指定があつた場合は、その効力を失うものとする。
- 3 第二百五十二条の二十六の二 第七条第一項又は第三項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する处分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。
- 第十四章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例**
- (資料及び意見の提出の要求)
- 第二百五十二条の二十六の三** 各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、大規模な災害、感染症の蔓延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下この章において「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）

が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に關し、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは国民の生命、身体若しくは財産の保護のための措置（以下この章において「生命等の保護の措置」といふ。）を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与（第二百四十五条の四第一項の規定による助言及び勧告を除く。）を行うため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、資料の提出を求めることができる。

2 各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に關し、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命等の保護の措置を講じ、又は普通地方公共団体の事務の処理について同項の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、第二百五十二条の二十六の三第一項又は第二項の規定による当該普通地方公共団体に対する資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二百四十五条の四第二項の規定は、前二項の規定による市町村に対する都道府県知事その他の都道府県の執行機関の資料又は意見の提出の求めについて準用する。

第二百五十二条の二十六の四

各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る都道府県において、

一 の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとしている事務であつて、当該生命等の保護の措置に係るものに限り、）の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとしてされている事務のうち、次に掲げるものであつて、当該生命等の保護の措置に密接に関連するものに限る。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるときは、第二百四十五条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができる。この場合において、各大臣は、当該市町村に対し、当該指示をした旨を通知するものとする。

二 法律又はこれに基づく政令により指定都市又は中核市が処理することとされている事務（法律又はこれに基づく政令によりこれらの中核市が当該事務を処理することとされる場合における当該事務を除く。）

二 前号に掲げる事務を除くほか、法律又はこれに基づく政令により市町村が処理することとされている事務のうち政令で定めるもの

三 第二百五十二条の十七の二第一項の条例又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされている事務

2 前項後段の規定による通知は、都道府県知事その他の都道府県の執行機関を通じてすることができる。

(生命等の保護の措置に関する指示)

第二百五十二条の二十六の五 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その担任する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関する必要な指示をすることができる。

2 各大臣又は都道府県の執行機関は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その担任する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

2 各大臣は、前項の規定により普通地方公共団体に対して指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る同項に規定する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を適切に把握し、当該普通地方公共団体の事務の処理について同項の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、第二百五十二条の二十六の三第一項又は第二項の規定による当該普通地方公共団体に対する資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二百五十二条の二十六の八 都道府県知事その他の都道府県の執行機関を通じてすることができる。

4 各大臣は、第一項の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとする。

(普通地方公共団体相互間の応援の要求)

第二百五十二条の二十六の六 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援を求めることがある場合を除き、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、正当な理由がない限り、当該求めに応じなければならない。

2 前項の応援を求めた普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する。

(都道府県による応援の要求及び指示)

第二百五十二条の二十六の七 都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを請求することができる場合を除き、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員を応援することを請求することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、同項の規定による求めのみによつては同項の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援すべきことを指示することができる場合を除き、市町村長又は他の市町村の委員会若しくは委員を応援すべきことを指示することができる。

2 前二項の規定による求め又は指示に係る応援を受ける市町村長又は市町村の委員会若しくは委員は、これらの規定の生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する。

(国による応援の要求及び指示等)

第二百五十二条の二十六の八 都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前条第一項の規定による求め又は同条第二項の規定による指示のみによつてはこれらの規定の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを請求することができる場合を除き、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に關係のある事務を担任する各大臣に対し、他の都道府県知事又は他の都道府県の委員会若しくは委員に対し当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し若しくは発生するおそれがある都道府県の知事若しくは委員（以下この条において「事態発生都道府県の知事等」という。）又は当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し若しくは発生するおそれがある市町村の長若しくは委員（以下この条において「事態発生市町村の長等」という。）を応援することを請求することができる。

2 各大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において、その担任する事務に關し、事態発生

ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求めることができる場合を除き、当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下この条において「都道府県知事等」という。）に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができる。

3 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、その担任する事務に関し、事態発生都道府県の知事等及び事態発生市町村の長等の実施による生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認める場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による求めを待ついとまがないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求めることがある場合を除き、当該求めを待たないで、当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は当該事態発生市町村の長等以外の市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員（以下この条において「市町村長等」という。）に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めるができる。この場合において、各大臣は、当該事態発生都道府県の知事等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 各大臣は、前二項に規定する場合において、これらの規定による求めのみによってはこれらの規定の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援すべきことを指示することができる場合を除き、事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は事態発生市町村の長等に対する市町村長等に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援すべきことを指示することができる。この場合（前項に規定する場合において、各大臣が指示するときに限る。）において、各大臣は、当該事態発生都道府県の知事等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等は、第二項若しくは第三項の規定による求め又は前項の規定による指示に応じ応援をする場合において、事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるとときは、当該都道府県の区域内の市町村長等に対し、当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができる。

6 事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等は、第四項の規定による指示に応じ応援をする場合において、事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があり、かつ、前項の規定による求めのみによつては当該生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村長等に対し、当該事態発生市町村の長等を応援することができる。

7 第二項から前項までの規定による求め又は指示に係る応援を受ける事態発生都道府県の知事等又は事態発生市町村の長等は、これらの規定の生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する。（職員の派遣のあつせん）

第二百五十二条の二十六の九 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について職員の派遣ができる場合を除き、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る事務を担任する各大臣又は都道府県知事に対し、第二百五十二条の十七第一項の規定による職員の派遣に求めることができる。

2 第二百五十二条の十七第三項の規定は、前項の規定によりあつせんを求めるよとする場合について準用する。市町村長又は市町村の委員会若しくは委員が第一項の規定により各大臣に対しあつせんを求めるときは、都道府県知事を経由してするものとする。

第二百五十二条の二十七の十 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、前条の規定によるあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第十五章 外部監査契約に基づく監査

第一節 通則

（外部監査契約）

第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。

2 この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び同条第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

3 この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

4 第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

5 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

6 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

7 第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

8 第二百五十二条の四十四第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

9 第二百五十二条の四十五第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

10 第二百五十二条の四十六第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

11 第二百五十二条の四十七第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

12 第二百五十二条の四十八第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

13 第二百五十二条の四十九第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

14 第二百五十二条の五十第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

15 第二百五十二条の五十一第一項に規定する普通地方公共団体号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第五十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができる」ととなつた者を除く。）

五 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

六 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

七 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

八 当該普通地方公共団体の議会の議員

九 当該普通地方公共団体の職員

十 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

十一 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市长、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

十二 当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

（特定の事件についての監査の制限）

第二百五十二条の二十九 包括外部監査人（普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間（包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に關する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）又は個別外部監査契約（個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に關する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいふ。以下本章において同じ。）は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の從事する業務に直接の利害關係のある事件については、監査することができない。（監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮）

第二百五十二条の三十 外部監査人（包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。）は、監査を実施するに當たつては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図ることとも、監査委員の監査の実施に支障を來さないよう配慮しなければならない。

2 監査委員は、監査を実施するに當たつては、外部監査人の監査の実施に支障を來さないよう配慮しなければならない。

（監査の実施に伴う外部監査人の義務）

第二百五十二条の三十一 外部監査人は、外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて、誠実に監査を行う義務を負う。

2 外部監査人は、外部監査契約の履行に當たつては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない。

3 外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人でなくかつた後であつても、同様とする。

4 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 外部監査人は、監査の事務に関しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。（外部監査人の監査の事務の補助）

第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による協議が調つた場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

4 3 第一項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

5 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者（第二項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるもの）を監督しなければならない。

6 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務を補助したことに関する限り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人補助者でなくなつた後であつても、同様とする。

7 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

8 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなったときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならない。

10 前項の規定による告示があつたときは、当該告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。

11 外部監査人補助者は、外部監査人の監査への協力について、法令により公務に從事する職員とみなす。

12 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなったときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

13 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

14 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなったときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

15 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

16 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

17 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

18 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

19 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

20 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

21 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

22 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

23 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

24 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

25 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

26 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

27 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

28 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

29 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

30 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

31 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

32 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

(包括外部監査契約の締結)
第二百五十二条の三十六 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

一 都道府県
二 政令で定める市

- 1 前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 2 前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- 3 前二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。
- 5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
- 3 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの
- 4 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。
- 5 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。
- 6 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない
- 7 包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない
- 8 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約に基づく監査を行なうべき会計年度の末日

（包括外部監査人の監査）

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及

び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第一条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当つては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならぬ。

3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第一百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行なわせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必

要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

二 都道府県
三 都道府県の監査

（監査の結果に基づく監査）
第二百五十二条の三十八 包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

四 監査の結果に基づく監査
五 監査の結果に基づく監査

1 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該監査委員は、前項第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

3 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該監査委員は、前項第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

4 監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に關し必要があると認めるときは、当該監査の結果に關する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。

5 第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 前項第五項の規定による監査の結果に關する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に關する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

六 監査の結果に基づく監査
七 監査の結果に基づく監査

（第七十五条の規定による監査の特例）
第二百五十二条の三十九 第七十五条第一項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、同項の請求をする場合には、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることができる。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第七十五条第一項の請求（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」という。）については、第七十五条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

3 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちに、政令で定めるところにより、当該請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

5 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合には、当該普通地方公共団体の長は、当該政令で定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査契約に基づく監査によることについての個別外部監査契約を一の者と締結しなければならない。

6 前項の個別外部監査契約を締結する場合には、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第三項又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
第五項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項

二 個別外部監査契約の期間
三 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

四 前三号に掲げる事項のほか、個別外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

五 普通地方公共団体の長は、第五項の個別外部監査契約を締結したときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

六 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を当該包括外部監査対象団体の包括

7 外部監査人と締結するときは、第六項の規定は、適用しない。

八 普通地方公共団体の長は、第五項の個別外部監査契約の期間が当該包括外部監査対象団体が締結している包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該包括外部監査契約で定める包括外部監査契約を適用しない。

九 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を締結した包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該個別外部監査契約を適用しない。

十 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を締結した者は、當該個別外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該個別外部監査契約を適用しない。

十一 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を締結した包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該個別外部監査契約を適用しない。

十二 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を締結した者は、當該個別外部監査契約の期間内に、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項につき監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを当該個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

十三 監査委員は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る代表者に送付するとともに、公表しなければならない。

十四 前条第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとす

る。この場合は、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとす

る。

十五 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会がこれを否決したときは、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められない第七十五条第一項の請求であつたものとみなして、同条第三項から第五項までの規定を適用する。(第九十八条第二項の規定による監査の特例)

六 第二百五十二条の四十 第九十八条第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められることを条例により定める普通地方公共団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

七 第二百五十二条の四十一 第百九十九条第六項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

八 第二百五十二条の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第三項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは、「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは、「同条第二項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは、「付議しなければならない」と、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは、「同項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「第二百五十二条の四十一第三項」と、「第二百五十二条の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の請求」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第三項」と、「第二百五十二条の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の請求」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

九 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、長からの個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

十 第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、長からの個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二

十一 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十八条第二項の請求(以下本条において「議会からの個別外部監査の請求」という。)については、監査委員は、当該議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行わない。

十二 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十八条第二項の請求(以下本条において「議会からの個別外部監査の請求」という。)については、監査委員は、当該議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行わない。

十三 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、長からの個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

十四 第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、長からの個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二

条第二項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

7 個別外部監査人は、第五項において読み替えて適用する第二百四十二条第七項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行った場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができ。前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

8 9 住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、当該普通地方公共団体の長が第二項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められない第二百四十一条第一項の請求があつたものとみなす。この場合において、監査委員は、同条第五項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わなかつた理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(個別外部監査契約の解除)

第十條 第二百五十二条の四十四 第二百五十二条の三十五第二項、第四項及び第五項の規定は、個別外部監査人が第二百五十二条の二十九の規定により監査することができなくなつたと認められる場合について準用する。

第四節 雜則

(一部事務組合等に関する特例)

第二百五十二条の四十五 一部事務組合又は広域連合を第二百五十二条の三十六第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村とみなして、第二節（同項を除く。）の規定を準用する。（政令への委任）

第二百五十二条の四十六 この法律に規定するもののほか、外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六章 條補則

第二百五十三条 都道府県知事の権限に属する市町村に関する事件で数都道府県にわたるものがあるときは、関係都道府県知事の協議により、その事件を管理すべき都道府県知事を定めることができる。

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

第二百五十五条 この法律に規定するものを除くほか、第六条第一項及び第二項、第六条の二第一項並びに第七条第一項及び第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十六条 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に定めてするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してもできる。一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選舉管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事

三 市町村教育委員会の処分 都道府県教育委員会

四 市町村選舉管理委員会の処分 都道府県選舉管理委員会

五 普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に對してするものとする。

六 第二百五十五条の三 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機會を与えなければならない。

七 第二百五十五条の四 法律の定めるところにより異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審決の申請をすることができる。

八 第二百五十五条の五 総務大臣又は都道府県知事に対して第二百四十三条第三項（第二百八十一条の第五項及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合には、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十五条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条（第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

九 第二百五十五条の六 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条及び第四十三条の規定は、適用しない。この場合における同法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

十 第二百五十五条の七 第二項に規定する審査の申立て又は審決の申請については、第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第九条の規定は、適用しない。この場合における同項において準用する行政不服審査法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

十一 第二百五十五条の八 第二項に規定するもののほか、第一項の規定による自治紛争処理委員の審理に關し必要な事項は、政令で定める。

十二 第二百五十五条の九 市町村の境界に關する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市町村長、指定都市の総合区長、選舉管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議會において行う選舉若しくは決定又は再議決若しくは再選舉、選舉管理委員会において行う資格の決定その他のこの法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

十三 第二百五十五条の十 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに對して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

十四 第二百五十五条の十一 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九条から第十四条まで、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第三十八条まで、第四十

条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条並びに第五十条から第五十三条までの規定を準用する。

第二百五十九条 郡の区域があらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域も、また、自ら変更する。更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第一項の例によりこれを定める。

第一項から第三項までの場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国関係行政機関の長に通知しなければならない。第七条第八項の規定は、第一項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

第一項乃至第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第二百六十条の二 町又は字の区域その他の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつてていること。

四 規約を定めていること。

規約には、次に掲げる事項が定められないなければならない。

一 目的
二 名称
三 区域
四 主たる事務所の所在地
五 構成員の資格に関する事項
六 代表者に関する事項
七 会議に関する事項
八 資産に関する事項

第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならぬ。

市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときは、また同様とする。

認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十一条の規定は、認可地縁団体に準用する。

認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」（）とあるのは「公益法人等（地方法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等」（）とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更是、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければなりません。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表權を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを受けた場合は、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表决権は、平等とする。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表决権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならぬ。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会ににおいて代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人がとなる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に對し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができます。認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることはできる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合に、認可地縁団体が当該清算人に對して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聽かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

前二条の規定は、前項の規定により合併しようとするときは、総会の決議を経なければならぬ。前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

前項の規定は、前項の認可について準用する。この場合においては、各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができるものとする。

認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併し異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとのみなす。債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当

の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、規約で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に關し行政の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

第一項の規定により告示した事項は、第一百六十条の二第二十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第一項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帶して弁済する責任を負う。

前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穀かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行つ認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を陳明する

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつ当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができるとする。

不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体の当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これら主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない。

市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げること。

一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定めることを要件を備えること。

三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定期料、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関する必要な支援を行うものとする。

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。

指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行つたと連携して効率的かつ効果的に行つたため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行つた団体が行う特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができるものとする。

市町村は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われるにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるとときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、隨意契約によることができる。

市町村は、当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行つことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるとときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。

前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要な事項に関し報告を求めることができる。

市町村長は、指定地域共同活動団体が第一項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、他の法令、法令に基づいてする行政府の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

市町村長は、指定地域共同活動団体が第一項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。

第二百六十一条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長（衆議院の議決が国会の議決となつた場合に

は衆議院議長どし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長とする。」は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣は、その通知を受けた日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない。
前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。
前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に關係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。
前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。

前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百六十三条 普通地方公共団体の經營する企業の組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の經營に関する特例は、別に法律でこれを定める。

第二百六十三条の二 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

前項の公益的法人は、毎年一回以上定期に、その事業の経営状況を関係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。

第二百六十三条の三 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。
前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる國の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。
各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対し意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

第三編 特別地方公共団体

第一章 削除

第二百六十四条乃至二百八十条 削除

第二章 特別区

二百八十二条 都の区は、これを特別区という。

2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が處理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が處理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が處理することとされるものを處理する。(都と特別区との役割分担の原則)

第二百八十二条の二 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第五項において都道府県が處理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三項において市町村が處理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に處理することが必要であると認められる事務を處理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に處理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第三項において市町村が處理するものとされている事務を處理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を處理するに当たつては、相互に競合しないようにしなければならない。(特別区の廃置分合又は境界変更)

第二百八十二条の三 第七条の規定は、特別区については、適用しない。

第二百八十二条の四 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更是、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により特別区の廃置分合をしようとするときは、都知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更是、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

4 第一項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区及び関係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

8 都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の設置は、当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

9 第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の設置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「廃置分合」とあるのは「設置」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第八項の申請」と、「関係特別区及び関係のある普通地方公共団体」とあるのは「当該市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第八項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「次項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

10 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更を除くものとされ、関係特別区及び関係市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

11 第二項及び第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の境界変更について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十項」と、「廃置分合」とあるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」とあるのは「第十項」と、「関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区」とあるのは「関係特別区」と、第五項中「第一

項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは、「第十項の申請又は第十一項において準用する前項の協議」と、「関係のある普通地方公共団体」とあるのは、「関係市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは、「第十項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは、「第十項」と、「前項」とあるのは、「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。「第十二項」と、「前項」とあるのは、「第十項における准用する前項」と読み替えるものとする。この法律に規定するものを除くほか、第一項、第三項、第八項及び第十項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百八十五条 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九条第七項、第九条

の三第一項、第二項及び第六項並びに第九十一条第三項及び第五項の規定の適用については、第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及び第七項」とあるのは、「第二百八十二条の四第一項若しくは第三項及び第六項又は同条第十項及び同条第十一項において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは、「第二百八十二条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは、「第二百八十二条の四第三項」と、同条第六項中「第七条第七項及び第八項」とあるのは、「第二百八十二条の四第六項及び第七項」と、第九十一条第三項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは、「第二百八十二条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」と、同条第五項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは、「第二百八十二条の四第一項又は第八項」とする。

（都と特別区及び特別区相互の間の調整）

第二百八十六条 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

（特別区財政調整交付金）

第二百八十二条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法第七十二条の二十四の七第九項の規定により同条第一項から第五項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業

に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額）に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう都が交付する交付金をいう。

3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、必要があると認めるときは、特別区財政調整交付金に関する事項について必要な調整を図るために、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。前項第一項又は第二項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

3 前二項に定めるものほか、都区協議会に關し必要な事項は、政令で定める。
（市に関する規定の適用）
第二百八十三条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編及び第四編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。

2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第二百八十二条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3 前項の場において、都と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に関する規定をそのまま特別区に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることができます。

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十五条 市町村及び特別区の事務に相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

（設置の勧告等）

第二百八十五条の二

公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び

特別区に對し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第二百八十五条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、第二百八十五条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第二節 一部事務組合

（組織、事務及び規約の変更）

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(脱退による組織、事務及び規約の変更の特例)

- 第二百八十六条の二** 前条第一項本文の規定にかかるわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができる。
- 2 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時までに、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。
- 3 第一項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならぬ。
- 4 第一項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となつたときは、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
- 第二百八十七条** 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
- （規約等）
- 1 一部事務組合の共同処理する事務
- 2 一部事務組合の構成団体
- 3 一部事務組合の構成団体の構成団体
- 4 一部事務組合の構成団体の構成団体の構成団体
- 5 一部事務組合の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体
- 6 一部事務組合の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体
- 7 一部事務組合の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体
- 8 一部事務組合の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体
- 9 一部事務組合の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体
- 10 一部事務組合の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体の構成団体

- 7 前編第六章第一節（第九十二条の二に限る。）、第二節（第一百条第十四項から第二十項までを除く。）、第七節及び第十二節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十九条、第一百条の二及び第一百二十五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第一項及び第一百条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第二項並びに第一百条第二項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中「議会」とあり、並びに第一百三十八条の二第一項及び第二項中「議会等」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第一百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。
- 8 第二百五十二条の規定により第一百五十条第二項から第九項までの規定を特例一部事務組合に準用する場合には、同条第八項中「議会」とあるのは、「特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。
- 9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十五章第二節（第二百五十二条の三十六第一項を除く。）の規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と読み替えるものとする。
- 10 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合（同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。）の全ての構成団体（第二百八十六条第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の議長から条例に関する議決の結果」と、「これ」とあるのは「当該条例」と、第二百四十五条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、「普通地方公共団体の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第二百六十五条第一項中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第二百七十六条第一項、第四項及び第七項、第二百七十七条第一項、第二百七十九条第一項、第一百八十一条第一項、第一百四十九条第十四項及び第十五回、第一百四十二条第十項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条の二の七第二項、第二百五十二条の二十八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四並びに第二百五十二条の四十第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、第二百五十二条第二項、第五项、第六項及び第八項、第一百七十七条第二項、第一百七十九条第二項から第四項まで、第一百八十一条第二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第二項、第二百四十三条の二の四第二項、第三項、第五项及び第六项並びに第二百五十六条中「議会」とあり、並びに第二百四十二条の二第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第二百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第二百七十九条第一項中「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、「を処分する」とあるのは「について第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第二百八十七条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百五十二条の四十第四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

11 特例一部事務組合にあつては、前条第一項第六号の規定にかかわらず、この法律その他の法令の規定による一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとすることができる。

(議決方法の特例及び理事会の設置)
第二百八十五条の三 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

2 第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。
3 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村若しくは特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てられる。別区の長がその議会の同意を得て当該市町村又は特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てられる。

(議決事件の通知)

第二百八十七条の四 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十二条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めるときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)
第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第二百八十四

条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。
(財産処分)
第二百八十九条 第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決をする協議)
第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦に関する異議)
第二百九十二条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定により申し出ることができる。前項の規定による異議の申出があつたときは、一部事務組合の管理者は、その議会に諮つてこれを決定しなければならない。
3 一部事務組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

第三節 広域連合

(広域連合による事務の処理等)

第二百九十三条の一 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとができる。

2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとができる。

3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。

4 都道府県の加入する広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第二百九十二条の四第四項、第二百九十二条の五第二項、第二百九十二条の六第一項及び第二百九十二条の八第二項を除き、以下同じ。）は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十二条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたときは（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国に届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにならなければならぬ。

(規約等)

第二百九十二条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 広域連合の名称
- 二 広域連合を組織する地方公共団体
- 三 広域連合の区域
- 四 広域連合の処理する事務
- 五 広域連合の作成する広域計画の項目
- 六 広域連合の事務所の位置

七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
八 広域連合の長・選舉管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
九 広域連合の経費の支弁の方法

(広域計画)

第二百九十二条 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

第二百九十三条 広域計画は、第二百九十二条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められたときは、変更することができる。

第二百九十四条 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

第二百九十五条 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにならなければならない。

第二百九十六条 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に關し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第二百九十七条 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会) **第二百九十八条** 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

第二百九十九条 前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三）より長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事（理事）及び国の地方行政機関の長、都道府県の知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三）より長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）が任命する者をもって組織する。

第二百九十条 前項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）及び国の地方行政機関の長、都道府県の知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三）より長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）が任命する者をもって組織する。

第二百九十一条 前項に定めるものほか、第一項の協議会の運営に關し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

(広域連合の分賦金)

第二百九十二条 第二百九十二条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならぬ。

第二百九十三条 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。
(解散)
（議会の議決を要する協議）

第二百九十四条 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二百九十五条 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百九十六条 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

第二百九十七条 総務大臣は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第二百九十八条 第二百八十四条第三項、第二百九十二条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十二条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議決を経なければならない。

(経費分賦等に関する異議)

第二百九十九条の十二 広域連合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

第二百九十九条の三 第二百九十二条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十二条の三第四項の規定による異議の申出があつたときは、広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

第二百九十九条の四 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

第二百九十九条の五 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは、当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは、当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

第二百九十九条の六 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十九条の七 第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第二百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条中「第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十二条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十二条の十第一項」と読み替えるものとする。

(第四節 雜則)

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十九条の八 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては市に關する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に關する規定、その他のものにあつては町村に關する規定を準用する。

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十九条の九 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項及び第三項、第二百八十六条第一項本文、第二百九十二条の三第一項本文並びに第二百九十二条の十第一項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかるらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行ひ、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項、第二百八十八条並びに第二百九十二条の三第三項及び第四項の届出は、これらの規定にかかるわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならない。

(政令への委任)

第二百九十九条の十 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に關する事項その他本章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(第四章 財産区)

第二百九十九条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に關する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に關する規定による。

前項の財産又は公の施設に關し特に要する経費は、財産区の負担とする。
前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）並びに第八十五条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務（第七十六条第三項の規定による都道府県の議会の解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による都道府県の議員及び長の解職の投票に関するものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。

附 則 抄

第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第二条 東京都制、道府県制、市制及び町村制は、これを廃止する。但し、東京都制第百八十九条乃至第九十一条及び第一百九十八条の規定は、なお、その効力を有する。

第四条 この法律又は他の法律に特別の定があるもののを除く外、都道府県に関する職制に関する規定は、当分の間、なお、従前の都道府県に関する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができ

第五条 この法律又は他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県知事の補助機関である職員に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関する規定する法律が定められるまで従前の都道府県の官吏又は待遇官吏に関する各相当規定を準用する。ただし、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事の補助機関である職員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。

前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の三十に

おいて第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担採取料、占用料及び過怠金

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂

第五条 都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担といふ。）又は市町村の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職

することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）並びに第八十五条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務（第七十六条第三項の規定による都道府県の議会の解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による都道府県の議員及び長の解職の投票に関するものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。

第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第二条 東京都制、道府県制、市制及び町村制は、これを廃止する。但し、東京都制第百八十九条乃至第九十一条及び第一百九十八条の規定は、なお、その効力を有する。

第四条 この法律又は他の法律に特別の定があるもののを除く外、都道府県に関する職制に関する規定は、当分の間、なお、従前の都道府県に関する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができ

第五条 この法律又は他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県知事の補助機関である職員に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関する規定する法律が定められるまで従前の都道府県の官吏又は待遇官吏に関する各相当規定を準用する。ただし、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事の補助機関である職員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。

前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の三十に

おいて第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担採取料、占用料及び過怠金

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂

第五条 都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担といふ。）又は市町村の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職

員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

都道府県の職員又は市町村の教育職員が引き続いで公務員となつた場合について前項の規定を適用するときは、恩給法第二条第一項に規定する一時恩給又は一時扶助料に関する同法の規定の適用又は準用については、これを勤続とみなす。

前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第八条 削除

第九条 この法律に定めるものを除くほか、地方公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関する規定は、別に普通地方公共団体の職員に関する規定する法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。

この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関する規定は、前項の規定を準用する。

第十条 都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第一項の事務の処理に要する経費は、国庫の負担とする。

第十三条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第十四条 他の法令中地方長官、東京都都長官、北海道道長官又は都道府県若しくは東京都の区の官吏に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除くほか、それぞれ都道府県知事、都干事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これららの規定に相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれららの規定に相当する規定を指しているものとする。

第十六条 他の法令中の従前の市制第六条の市又は市制第八十二条第一項若しくは市制第八十二条第三項の市に関する規定は、指定都市に関する規定とみなす。

第十七条 他の法令中従前郡長の管轄した区域に関する規定は、郡に関する規定とみなす。

第十八条 他の法令中都議会議員選挙管理委員会、道府県会議員選挙管理委員会、市町村会議員選挙管理委員会若しくは市町村会議員選挙管理委員会に準ずる選挙管理委員会に関する規定は、都道府県又は市町村若しくは市町村に準ずるものの選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第十九条 削除

第二十条 戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、これを停止する。

前項の者は、選挙人名簿にこれを登録することができない。

第二十条の二 地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百三十五号）の施行前に公有水面の埋立てに關する法令により埋立ての竣工の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に争論があり、同法による改正前の第七条第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九条の三第三項の規定を適用することができる。

第二十一条 この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

砂防法（明治三十一年法律第二十九号）	法律	砂防法（明治三十一年法律第二十九号）	事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの。 イ、第四条第一項、第五条、第六条第二項、第七条、第八条、第十一ノ二第一項、第十五ノ二第一項から第十七ノ二第一項まで、第十八ノ二第一項、第二十二ノ二第一項、第三十六ノ二第一項、第二十八ノ二第一項から第三十ノ二第一項まで、第三十二ノ二第一項、第三十六ノ二第一項、第三十八ノ二第一項、第三十九ノ二第一項まで、（運河の効用に妨げがあるかどうかについて争いがある場合における決定に係る部分に限る。）、第五条から第十ノ二第一項まで、第十八ノ二第一項及び第十九ノ二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
運河法（大正二年法律第十号）	法律	運河法（大正二年法律第十号）	事務	他の法律及びこれに基づく政令の規定により都道府県が第二条により国土交通大臣の指定した土地の管理に関し処理することとされている事務
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）	法律	公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）	事務	第二条、第三条第二項、第四条第一項から第四項まで（運河の効用に妨げがあるかどうかについて争いがある場合における決定に係る部分に限る。）、第五条から第十ノ二第一項まで、第十八ノ二第一項及び第十九ノ二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
災害救助法（昭和二十二年法律第八号）	法律	災害救助法（昭和二十二年法律第八号）	事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの。 一、第四条第三項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県等が処理することとされている事務
船員法（昭和二十二年法律第一百号）	法律	船員法（昭和二十二年法律第一百号）	事務	二、第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 三、第二条の二第一項及び第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務
農業協同組合法（昭和二十一年法律第一百三十二条号）	法律	農業協同組合法（昭和二十一年法律第一百三十二条号）	事務	この法律（第九十八条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十条第一項第三号の事業を行う組合に係るものに限る。）
最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十一年法律第一百三十六条号）	法律	最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十一年法律第一百三十六条号）	事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
職業安定法（昭和二十一年法律第一百三十九号）	法律	職業安定法（昭和二十一年法律第一百三十九号）	事務	この法律（第九十八条第十五項を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務
児童福祉法（昭和二十一年法律第一百四号）	法律	児童福祉法（昭和二十一年法律第一百四号）	事務	第十一ノ二第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
農業保険法（昭和二十一年法律第一百五号）	法律	農業保険法（昭和二十一年法律第一百五号）	事務	第五十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
物価統制令（昭和二十一年勅令第百十号）	法律	物価統制令（昭和二十一年勅令第百十号）	事務	この法律（第百七一条第一項及び第二百二十二条第二項を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	法律	会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	事務	第四十八条第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務
船員法（昭和二十二年法律第一百九十四号）	法律	船員法（昭和二十二年法律第一百九十四号）	事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、第二条第三項（第九条において準用する場合を含む。）に規定する職員に係るもの及び第六条の二第一項及び第二項（第九条において準用する場合を含む。）の規定により処理するもの

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	第一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	一 第二十五条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第五十四条に規定する営業（食品又は添加物の流通の状況を考慮して政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）、第五十九条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）、第六十三条（第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第五十九条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
予防接種法（昭和二十三年法律第六十一年法律第六十八号）	二 第二十九条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
国有財産法（昭和二十三年法律第七十号）	三 第六条、第九条の三（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）及び第九条の四（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第六条第一項から第三項まで、第九条の三、第九条の四、第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十号）	四 第九条第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務
地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）	五 第二十九条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
	六 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務
	七 第三十三条の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十八年度までの間、都道府県が処理することとされるものに限る。）
	八 第三十三条の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十四号）	四 第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成三十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）
船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十号）	一 第十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第一百三十号）	二 第八十九条第九項又は第九十二条第一項の規定により読み替えて適用される船員法第一百四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
検察審査会法（昭和二十三年法律第一百四十七号）	三 第五条第一項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
政治資金規正法（昭和二十三年法律第一百九十四条）	四 第十条から第十二条までの規定により市町村が処理することとされている事務
医師法（昭和二十三年法律第二百一号）	五 一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の六第五項（第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項並びに第十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務 ハ 第十八条の二第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第二十八条第四項において準用する公職選挙法第十一条第三項の規定において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項

		に係るもの(政治活動のために掲示される第百四十三条第十六項第一号に規定する立札及び看板の類に係る事務に限る)、第一百四十七条の規定により処理することとされている事務(國の選挙の公職の候補者等及び當該國の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図面に係る事務に限る)、第一百四十八条第二項及び第二百一条の七第二項の規定により処理することとされている事務(國の選挙の公職の候補者等及び當該國の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図面に係る事務に限る)、第二百一条の十一第二項の規定により処理することとされている事務(第二百一条の六第一項ただし書(第二百一条の七第二項において准用する場合を含む)の規定により開催される政談演説会に係る事務に限る)、第二百一条の十一第四項の規定により処理することとされている事務(第一百一條の七第二項において準用する第二百一条の六第一項ただし書の規定により掲示される立札及び看板の類に係る事務に限る)、第二百一条の十一第八項の規定により処理することとされている事務(第二百一条の六第一項ただし書(第二百一条の七第二項において准用する場合を含む)の規定により掲示される立札及び看板の類に係る事務に限る)、並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務(衆議院議員又は參議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る)。
	第三衆議院議員又は參議院議員の選挙に関する事務(市町村が處理することとされている事務に限る)、市町村が在外選挙人名簿に係る事務(市町村が處理することとされている事務に限る)、市町村が在外選挙人名簿に係る事務(市町村が處理することとされている事務に限る)	三 衆議院議員又は參議院議員の選挙に関する事務(市町村が處理することとされている事務に限る)、市町村が在外選挙人名簿に係る事務(市町村が處理することとされている事務に限る)、市町村が在外選挙人名簿に係る事務(市町村が處理することとされている事務に限る)、市町村が在外選挙人名簿に係る事務(市町村が處理することとされている事務に限る)。
(昭和二十二年法律第二百二十三号)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)	五 市町村が第二百四十七条の規定により処理することとされている事務(國の政治活動のために使用される文書図面に係る事務に限る)、並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務(衆議院議員又は參議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る)。

植物防疫法 (昭和二十五年)	生活保護法 (昭和二十二年法律第二百四号)	三 第三十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの以外のもの イ 第十九条第二項の規定の違反に関する处分 ロ その届出に係る販売業者に対する処分(イに掲げるものを除く) 四 第三十一条第六項の規定による登録証の返納の受理(前号イに掲げる処分に係るものと同様のものを除く) 五 第三十一条第七項の規定による通知(第三号イ及びロに掲げる処分に係るものと同様のものを除く)。
	二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項(第十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条第二項、第五十三条第二項及び第五十四条第一項、第五十五条第二項において準用する場合を含む)、第五十五条第二項に準用する事務(第六章第二節を除く)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(保健所長に係るものに限る)。	二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項(第十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条第二項、第五十三条第二項及び第五十四条第一項、第五十五条第二項において準用する場合を含む)、並びに第五十五条第二項に準用する事務(第六章第二節を除く)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(保健所長に係るものに限る)。

年法律五百五 （昭和二十六年法律第四十 五号）	社会福祉法 （昭和二十六年法律第五号）	第三条第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務
年法律五百五 （昭和二十五年法律第二百 四十七号）	建築基準法 （昭和二十五年法律第二百 一號）	第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、第四条の三第四項、第六項及び第七項、第五条第十六項から第十八項まで並びに第十三条第一項、第十五条から第十七項まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五项及び第七项から第十九项並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
年法律五百五 （昭和二十五年法律第二百 四十七号）	地方交付税法 （昭和二十五年法律第二百 一號）	第三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務
年法律五百五 （昭和二十五年法律第二百 四十七号）	文化財保護法 （昭和二十五年法律第二百 十四号）	第三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務
年法律五百五 （昭和二十五年法律第二百 四十七号）	港湾法 （昭和二十五年法律第二百 一號）	第三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務

宗教法人法 （昭和二十六年法律第一百二 七号）	社会福祉法 （昭和二十六年法律第五号）	第三条第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務
狂犬病予防法 （昭和二十五年法律第二百 四十七号）	恩給法の一部 を改正する法律 （昭和二十六年法律第八 十六号）	第三条第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務
狂犬病予防法 （昭和二十五年法律第二百 四十七号）	公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 （昭和二十六年法律第九 十七号）	第三条第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）	第三章（第二十二条第六項及び第七項を除く。）の規定（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項及び第二十一条の二第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務
国土調査法（昭和二十六年法律第百八号）	第十九条第一項から第四項まで（第二十二条第六項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項及び第二十一条の二第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務
道路運送法（昭和二十六年法律第百八号）	第六十九条第一項及び第九十五条の四の規定により都道府県が処理することとされている事務
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	第十一條第一項、第二項、第四項及び第六項並びに第三十四条第二項及び第三十五条第四項（これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務
公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）	第三十七条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
検疫法（昭和二十六年法律第二百一一号）	二 第二十二条第二項から第五項まで、第二十三条第二項から第五項まで（同条第六項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十六条の三の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
土地収用法（昭和二十六年法律第二百一十九号）	一 第二十二条第二項から第五項まで、第二十三条第二項から第五項まで（この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（第十七条第一項各号に掲げる事業又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。）
一 都道府県が第十二条第一項及び第四項、第十四条第一項、第十五条の二第二項及び第三項（第十五条の七第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の三から第十五条の五まで、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の十二において準用する仲裁法、第二十四条第四項及び第五項（第二十六条の二第三項、第三十四条の四第三項、第三十六条の二第四項及び第四十二条第四項（第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第三十四条の二第二項において準用する第十九条第一項前段及び第二項、第三十四条の三、第三十四条の四第一項、第三十六条第五項、第四十一条において準用する第十九条、第四十二条第一項、第五项及び第六項（第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、第四十五条の二、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第四十七条の二第一項、第四十七条の三第三五項において準用する第十九条第一項前段、第四十七条の四第一項、第五十条第一項、第二項及び第四項、第六十五条第一項、第六十五条の二第七項、第六十六条第三項（第百二十条において準用する場合を含む。）、第八十一条第三項、第八十二条第二項から第四項まで及び第六項、第八十三条第二項、第八十三条	二 第二十二条第二項から第五項まで、第二十三条第二項から第五項まで（この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（第十七条第一項各号に掲げる事業又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。）

<p>第三項から第六項まで（第八十四条第三項及び第二百二十三条第六項においてこれら の規定を準用する場合を含む）、第八十四条第二項、第八十五条第二項、 第八十六条第二項、第八十九条第一項、第九十条の三第一項、第九十条の四、 第一百条の二第三項において準用する第九十四条第十一項、第一百二条の二第二項 及び第三項、第一百四条の二において準用する第九十四条第十一項、第一百十七条 において準用する第十九条、第一百十八条第一項及び第五项、第一百十九条並びに 第一百二十三条第一項及び第三項の規定（第一百三十八条第一項においてこれらの 規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第十二条第二項、第十四条第一項及び第三項、第二十四条第二項、 第二十六条の二第二項、第三十四条の四第二項、第三十六条第四項、第三十六 条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項（第四十五条第三項及び第四十七 条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十五条第二 項、第一百二条の二第二項、第一百十八条第二項及び第三項、第一百二十二条第一項 及び第三項、第一百二十八条第一項、第一百二十八条第二項において準用する第一百 二条の二第三項並びに第一百二十八条第三項及び第四项の規定（第一百三十八条第 一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされ ている事務</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、 次に掲げるもの</p> <p>一 第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条第一項、第三十三条の二及 び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第 二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係 る保安林に関するものに限る。）</p> <p>二 第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分 を除く。）、第三十条並びに第三十三条第三項（これらの規定を第三十三条の三 において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされ ている事務</p> <p>三 第三十条の二第一項、同条第二項において準用する第三十条後段、第三十 二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において準用する同条第一項及 び第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規 定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号 から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するもの に限る。）</p> <p>四 第三十二条第一項（第三十三条の三において準用する場合を 含む。）、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十八条及び第三十九条の二 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつ ては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための 指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見 書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条、第三十二条、第三十三条第一 項、第三十三条第三項、第三十四条から第三十四条の三まで並びに第三十九 条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県が処理する こととされている事務</p> <p>六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事 務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指 定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。）</p>	<p>森林法（昭和 二十六年法律 二百四十九 号）</p>
--	---

施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）
て進用する土地収用法第八十三条第四項から第六項まで、第二十九条第二項、第三十四条及び第三十七条第二項において準用する同法第九十四条第十一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第八条、第十条及び第十四条の規定により都道府県が処理することとされる事務（国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
イ この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次号において「都道府県等」という。）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十四条第一項、同条第二項において準用する第十九条第二項、第五十四条第三項において準用する第七条第六項、第五十四条の二第一項、同条第二項において準用する第十九条の二第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七条第六項、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第二十条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六項、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条第一項、同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項並びに第七十二条第三項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十六条第五項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）及び指定区間外の国道を構成していた不用物件の管理者として処理することとされている事務（第九十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものを除く。）	ロ 第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務（政令で定めるものを除く。）ハ 第十七条第四項、第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）ニ 第十七条第八項の規定により国道に関して都道府県が処理することとされている事務	

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	<p>本項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条及び第四一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、都道府県等が指定区間外の国道の道路管理者又は道路管理者となるべき者として処理することとされる事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）</p> <p>この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務（同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。）</p> <p>二 第四条第一項、第二項及び第八項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地以外のものに対する行為に係るもの）</p> <p>三 第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）</p> <p>四 第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの）に限り</p> <p>五 第四条第四項及び第五項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>六 第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聞く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの）に限り。</p> <p>七 第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）</p> <p>八 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項において準用する第四条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（同一の事業のために供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）</p> <p>九 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）</p> <p>十 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）に限り。）</p> <p>十一 第五条第三項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定並びに第五条第五項において読み替えて準用する第四条第十項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十二 第五条第五項において読み替えて準用する第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）</p> <p>十三 第五条第五項において読み替えて準用する第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）</p> <p>十四 第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条</p>
北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第十四号）	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあらアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）</p> <p>第一項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条及び第四一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十五 第四十二条の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十六 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業のために供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るもの）</p> <p>十七 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十八 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号、第八号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>十九 第五十五条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号及び第八号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>二十 第五十五条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務</p> <p>二十一 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二十二 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務（同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）</p>
北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第十四号）	<p>第一項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条及び第四一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十五 第四十二条の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十六 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業のために供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るもの）</p> <p>十七 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十八 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号、第八号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>十九 第五十五条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号及び第八号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>二十 第五十五条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務</p> <p>二十一 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務（同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）</p>

と畜場法（昭和二十八年法律第一百四号）	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十九年法律第一百六十五号）	第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
信用保証協会法（昭和二十八年法律第一百一十号）	第九十八条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務	第五十二条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百九十六号）	第九十八条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務	第五十二条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務
日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）	第二条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務 （同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）	第二条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務 （同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）
土地区画整理法（昭和二十九年法律第七十一条）	この法律（第十二条第四項及び第四十四条第六項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律（第十二条第四項及び第四十四条第六項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

自衛隊法（昭和三十年法律第一百七十九号）	海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百一号）
第一百三条第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項まで、第百三十三条の二、第百五十五条第四項、第五項（申請書に意見を記載した書面を添える部分を除く。）及び第六項並びに第百五十五条の十四第四項の規定により都道府県が処理することとされているもののうち民有林に係るものにあつては、森林法第二百五一条第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）	第一この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	第二十六条第二項の規定により都道府県が行うこととされる事務

三十八条の規定により市町村が処理することとされている事務（第五条第二項から第五項まで、第十四条の五第一項、第十五条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項、同条第八項において準用する第二十二条の二第二項及び第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十三条の五、第二十三条の六、第三十条、第三十一条第一項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十八条に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）	二他の法律及びこれに基づく政令の規定により、前号に規定する事務に関する都道府県又は市町村が処理することとされている事務	二都道府県又は市町村が処理することとされている事務
物品管理法（昭和三十一年法律第一百十号）	国債の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四十号）	第五条第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十号）	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一法律第一百六十号）	第二十四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六十六号）	都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされる事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聽くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	第六十二条第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務
自然公園法（昭和三十二年法律第一百一号）	特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）	第六十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第一百六十四号）	第三十二条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二条第一項において準用する第五条第三項及び第六十七条第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
生活衛生関係の営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第一百六十四号）	第三十二条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二条第一項において準用する第五条第三項及び第五十七条第三項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
の六第二十項、第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六の十第二十八項、第七十条の七第三十五項（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務	二市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六第六二十項の通知に関する事務	二市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六第六二十項の通知に関する事務

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第二百九十五号）	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十九号）	この法律（第二十八条の二第二項及び第三項を除く。）の規定により都道府県等が処理することとされている事務
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）	新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）	この法律（第二項及び第三項（都道府県公会の意見を聴く事務に係る部分に限る。）の規定により指定区間内的一般国道の管理を行う都道府県及び指定市が処理することとされている事務
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十九年法律第一百三号）	新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）	新住宅市街地開発事業に係るもの（都道府県又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）を除く。）	（都道府県が第二十七条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）を除く。）が施行する）
道路法の一部改正する法律（昭和三十一年法律第六十三号）	新住宅市街地開発事業に係るもの（都道府県又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）を除く。）	（都道府県が第三十二条第一項並びに第三十四条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）を除く。）が施行する）
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）	新住宅市街地開発事業に係るもの（都道府県又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）を除く。）	（都道府県が第三十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市ののみが設立したもの）を除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）

河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）	道路法の一部改正する法律（昭和三十一年法律第六十三号）	附則第三項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）	この法律（第七十六条並びに第一百九十六条の八第一項及び第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律（第七十六条並びに第一百九十六条の八第一項及び第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
河川法（昭和三十九年法律第一百五十八号）	河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）	河川法（昭和三十九年法律第一百五十八号）
河川法（昭和三十九年法律第一百五十八号）	河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）	河川法（昭和三十九年法律第一百五十八号）
河川法（昭和三十九年法律第一百五十八号）	河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）	河川法（昭和三十九年法律第一百五十八号）

		年 法 律 第 百 号	
		二 第十六条の三の規定により、市町村が処理することとされている事務 二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、指定区内の一級河川及び 二級河川の管理に関する事務(都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 第四十四条第一項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務	
地 方 住 宅 供 給 公 社 法 (昭 和 四 十 年 法 律 第 百 二 十 四 号)	流 通 業 務 市 街 地 の 整 備 に 関 す る 法 律 (昭 和 四 十 一 年 法 律 第 百 二 十 号)	二 第十六条の三の規定により、市町村が処理することとされている事務 二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、指定区内の一級河川及び 二級河川の管理に関する事務(都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 第四十四条第一項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務	
都 市 計 画 法 (昭 和 四 十 三 年 法 律 第 八 号)	漁 業 協 同 組 合 合 併 促 進 法 (昭 和 四 十 二 年 法 律 第 七 十 八 号)	一 都道府県が第三十条第二項、第三十八条第一項並びに第三十九条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。) 二 市町村が第三十九条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。) 三 他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関(地方公共団体に限る。)が第四十六条第二項の規定により処理することとされている事務(他の法律により当該権限に属する事務が第一号法定受託事務とされている場合に限る。)	二 第六十一条第一項の規定により市が処理することとされている事務 二 第六十九条の規定により適用される土地收用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第五十九条第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の承認を受けた都市計画事業について準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務
公 共 用 飛 行 場 周 边 に お け る 航 空 機 騒 音 に よ る 障 害 の 防 止 等 に 關 す る 法 律 (昭 和 四 十 二 年 法 律 第 百 十 号)	航 空 機 騒 音 に よ る 障 害 の 防 止 等 に 關 す る 法 律 (昭 和 四 十 二 年 法 律 第 百 十 号)	一 第十二条及び第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務(合併する組合のうちに水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う組合が含まれている場合に限る。) 二 第九条、第十一条及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務(第一号法定受託事務とされている場合に限る。)	二 第六十九条の規定により適用される土地收用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第五十九条第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の承認を受けた都市計画事業について準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務
騒 音 規 制 法 (昭 和 四 十 三 年 法 律 第 九 十 八 号)	大 気 汚 染 防 止 法 (昭 和 四 十 二 年 法 律 第 百 十 号)	一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、第五条の二第一項の規定により処理することとされているもの(指定ばい煙総量削減計画の作成に係るものを除く。)及び同条第二項及び第三項、第十五条第三項、第十五条の二第三項及び第四項並びに第二十二条第一項及び第二項の規定により処理することとされているもの 二 第十八条の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務	二 第六十九条の規定により適用される土地收用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第五十九条第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の承認を受けた都市計画事業について準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務
地 価 公 示 法 (昭 和 四 十 四 年 法 律 第 九 号)	都 市 再 開 發 法 (昭 和 四 十 四 年 法 律 第 三 十 八 号)	一 都道府県が第六十一条第一項、第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地收用法第三十六条第五項及び第九十八条第二項(第九十九条の八第五項(第一百八十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。)及び第一百八十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市ののみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。) 二 市が第六十一条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第六十六条第一項から第八項まで及び第一百八十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市ののみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。) 三 市町村が第五十五条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項(ただし書を除く。)及び第十九条第四項、第六十一条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地收用法第三十六条第四項、第九十八条第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第九十九条の八第五項(第一百八十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項並びに第一百六十六条において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市ののみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)	二 第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務 二 第六十九条の規定により適用される土地收用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第五十九条第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の承認を受けた都市計画事業について準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務
地 方 道 路 公 司 法 (昭 和 四 十 年 法 律 第 四 十 九 号)	第七条第二項の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの イ 第二十条第二項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第一項において準用する場合に限り、第二十一条第一項において準用する場合に限る。)	二 第二十二条第二項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

		五年法律第八号		年法律第七十号	
		十二号)		三号)	
児童手当法 (昭和四十六年) 農用地の土壤汚染防止等に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十九号)	水質汚濁防止法 (昭和四十年法律第百三十八号)	第七項、第十二条の五第九項、第十二条の六、第十二条の七第一項、第二項、第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項、第九項及び第十項、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五项、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五项、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項並びに第九条の六、第十五条の四において準用する第九条の七第二項、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第十四号までを除く。）、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項、第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務	第三条第三項及び第四項（第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七項、第九項及び第十項、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五项、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五项、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項並びに第九条の六、第十五条の四において準用する第九条の七第二項、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第十四号までを除く。）、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項、第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一号）
この法律（第二十条から第二十二条の二まで及び第二十九条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務	第十一條の二の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）
公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四八年法律第百十一号）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十年法律第百三十二号）	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十二号）	石油バイオ燃料（昭和四十七年法律第一百五号）	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一号）	積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限りる。）
この法律（第二十条から第二十二条の二まで及び第二十九条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三条第四項前段（第六項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三条第四項前段（第六項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百二十二条）	伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十一条）	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第七号）	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十一条）	第一、第十二条（第十六条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項（第十三条第二項及び第十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一、第十二条（第十六条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項（第十三条第二項及び第十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）	第一、第十二条（第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（第十二条の二第二項及び第三項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一、第十二条（第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（第十二条の二第二項及び第三項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
中小企業の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十一条）	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十一条）	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十一条）
第五条第二項及び第六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）	第三条第五項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務	用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
大都市地域における優良住宅開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）	大都市地域における優良住宅開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）	第三条第五項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の支給に関する事務
特定農地貸付けに関する法律（平成十五年法律第五十八号）	肉用牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）	第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
食鳥の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）	地方法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十九号）	第三十七条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務	第三十七条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特	第六条第二項第一号の規定により都道府県が処理することとされている確認に関する事務	第三十七条第一項及び第三十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

年法律第七十号	年法律第六十一号	年法律第六十二号	年法律第六十三号	年法律第六十四号	年法律第六十五号	年法律第六十六号	年法律第六十七号	年法律第六十八号	年法律第六十九号	年法律第七十号	年法律第七十一号
一 第四十条第二項（第四十二条第三項、第四十五条第二項及び第一百条において準用する場合を含む。）、第九十一条第二項及び第三項並びに第一百二十七条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務	二 第百二十七条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務（同条第二項から第四項までに規定するものにあつては、政令で定めるものに限る。）	三 第百二十七条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものに限る。）	四 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	五 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十六条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	六 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	七 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	八 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	九 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	十 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	十一 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	十二 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十三条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務
第一 第四十条第二項（第四十二条第三項、第四十五条第二項及び第一百条において準用する場合を含む。）、第九十一条第二項及び第三項並びに第一百二十七条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務	第二 第百二十七条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務（同条第二項から第四項までに規定するものにあつては、政令で定めるものに限る。）	第三 第百二十七条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものに限る。）	第四 第四十七条第二項の規定により都道府県が行うこととされている事務	第五 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十六条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第六 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第七 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第八 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第九 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第十 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十三条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務	十一 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十四条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務	十二 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第五十五条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務

政党助成法 (平成六年法 第五号)	特定水道利水 障害の防止の ための水道水 源水域の水質 の保全に関する 特別措置法 (平成六年法 律第九号)	中国残留邦人 等の円滑な帰 国の促進並び に永住帰国し た中国残留邦 人等及び特定 配偶者の自立 の支援に関する 法律(平成 六年法律第 七十七号)	第十四条第四項(第十五条第三項において準用する場合を含む)においてその 例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ 同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務	第二十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務
密集市街地に おける防災街 区の整備の促 進に関する法 律(平成九年 法第四十九 号)	原子爆弾被爆 者に対する援 護に関する法 律(平成六年 法律第一百七 号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、 次に掲げるもの 一 都道府県が第一百九十二条第一項、第一百九十七条第一項から第八項まで、第 一百九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第二百 三十三条第二項(第二百四十一條第五項において準用する場合を含む)及び 三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構 等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く)が施行する防災街区整備事業 に係るものに限る。)	第十二条及び第十三条(これらの規定を第五十八条第五項及び第六十条の規定 により読み替えて適用する場合を含む)並びに第四十九条(第五十八条第六項 の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により都道府県が処理す ることとされている事務(第十二条及び第十三条の規定により処理することと されているものについては主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者に係 る不動産特定共同事業者名簿の備付け、登載及び閲覧に、第四十九条の規定に より処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模 不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に関するものに限る。) この法律(第三章第五節、第六章及び第四十八条を除く。)の規定により都道府 県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務	二 市町村が第一百八十三条第二項(第一百八十四条において準用する場合を含む 。)、第一百八十八条第三項及び第四項において準用する第一百四十条第二項及び第 一百四十三条第四項、第一百九十二条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)及 び第三項、第一百九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項 (これらの規定を第二百四十一條第五項において準用する場合を含む)、第二百 三十四条第二項において準用する第二百三十三条第三項並びに第二百五十条第 六項において準用する第一百六十条第二項の規定により処理することとされ いる事務(都道府県又は都市再生機構等(市ののみが設立した地方住宅供給公社を 除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

感染症の予防 及び感染症の 患者に対する 医療に関する 法律(平成十 年法律第一百 四十号)	介護保険法 (平成九年法 律第一百二十三 号)	環境影響評価 法(平成九年 法律第八十一 号)	介護保険法 (平成九年法 律第一百二十三 号)	二 市町村が第一百九十二条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る)、第一百九十七 条第一項から第八項まで並びに第一百三十三条第二項及び第三項の規定により 処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市ののみが設立 した地方住宅供給公社を除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限 る。) 三 市町村が第一百八十三条第二項(第一百八十四条において準用する場合を含む 。)、第一百八十八条第三項及び第四項において準用する第一百四十条第二項及び第 一百四十三条第四項、第一百九十二条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)及 び第三項、第一百九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項 (これらの規定を第二百四十一條第五項において準用する場合を含む)、第二百 三十四条第二項において準用する第二百三十三条第三項並びに第二百五十条第 六項において準用する第一百六十条第二項の規定により処理することとされ いる事務(都道府県又は都市再生機構等(市ののみが設立した地方住宅供給公社を 除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)
--	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)	この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この項において「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
特定都市河川浸水被害対策法(平成十四年法律第二百八十九号)	一 第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条第一項、第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条(第七十条第二項において準用する場合を含む。)、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十七条第一項、第八十八条第四項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第一百二十五条並びに第一百二十六条の規定により都道府県等が処理することとされている事務 二 第百三十条第一項及び第二項並びに第一百三十二条第一項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る。)
独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第二百八十九号)	第十条第三項、第十一条第一項及び第六十二条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第三条第三項(同条第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する場合に限る。)、同条第四項から第七項まで、第九項及び第十项(同条第十一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第四条第一項、同条第四項から第十項まで(同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第七十七条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで(同条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項までに規定する事務にあつては、特定都市河川流域の指定に係るものに限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第四条第一項及び同条第四項から第十項まで(同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第六十三号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)
日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

二号)	更生保護法 (平成十九年法律第八十八号)	中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十号)	中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務	第九十八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務											
二号)	消費者安全法 (平成二十一年法律第五十号)	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第七十九号)	附則第十七条第一項、同条第二項及び附則第十八条第二項において準用する出入国管理及び難民認定法第十九条の七第二項、附則第十八条第一項、第二十七一条第一項及び第五項、第二十八条第三項及び第四項、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十条第一項、同条第二項及び附則第三十一条第二項において準用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第三項並びに附則第三十一条第一項及び第三十三条の規定により市町村が処理することとされている事務	第四十七条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務											
二号)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十一号)	第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務											
二号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十九号)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十一年法律第十八号)	この法律(第十四条第三項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律(第十四条第三項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務											
二号)	附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務	第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第十一条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律(第二十三条及び第三十条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六条第一項の規定により読み替えた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)	第四十七条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務											

口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十号)	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百三十号)	この法律(第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項(第五号に係る部分に限る)、第二項及び第三項(同条第一項第五号に係る部分に限る)、第三十六条第一項、第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む)、及び第五項(第三十七条第二項において準用する場合を含む)、第三十七条第一項、第八条第二項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る)、第四項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る)、第七項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る)及び第八項、第三十九条第一項から第四項まで(第三十五条第一項第五号に掲げる土地における除去土壤等の保管に係る部分に限る)及び第五項、第四十九条第五項、第五十条第五項並びに第五十一条第三項、第四项及び第五項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務)事務	この法律(第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む)。	第七条第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務(同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る)。	第五条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務	
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)	県警察が処理することとされている事務(都道府	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府					

行政手続における特定の個人を識別するための番号の	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十九年法律第一百一号)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	第四十八条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされる事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。)	
				一 第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第六项及び第七項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務		
				二 第十八条第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするため、農地又は農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為であつて、当該行為に係る農地の面積の合計が四ヘクタールを超えるものに係る農用地利用集積等促進計画に係るものに限る。)		
				この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの		
				一 第七条第四項第一号及び第十一項第一号(これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされる事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)		
				二 第七条第四項第四号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)		
				三 第七条第九項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされている事務		
				五 第七条第十五項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)		
				六 第七条第一項及び第二項、第八条第一項(附則第三条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項ま及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部		

利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)	がん登録等の推進に関する法律(平成十五年法律第百十一号)	第六条(第三項及び第四項を除く。)第七条、第八条第一項、第十条第二項(第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七百一十一号)	第十条、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)第七条、第八条第一項、第十条第二項(第二十六条において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十九年法律第二百一一号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)第七条、第八条第一項、第十条第二項(第二十六条において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務
都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)第七条、第八条第一項、第十条第二項(第二十六条において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十号)	第五条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第三項並びに第九条第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務	第五条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第三項並びに第九条第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものの利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)を受けていた事業に関するものに限る。)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものの利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)を受けていた事業に関するものに限る。)

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(平成二十九年法律第百一十九号)	年金生活者支援に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)	第三十九条の規定により市町村が処理することとされている事務
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)	第一項、第三十七条第三項、同条第四項において準用する第三十三条、同項において準用する第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十五条第一項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに第三十七条第四項において準用する第三十六条第一項に規定する事務(都市計画法第五十九条第一項から第三項までの規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けた都市計画事業に関するものに限る。)
この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものの利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)を受けていた事業に関するものに限る。)	附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一項、第三十七条第三項、同条第四項において準用する第三十三条、同項において準用する第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十五条第一項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに第三十七条第四項において準用する第三十六条第一項に規定する事務(都市計画法第五十九条第一項から第三項までの規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けた都市計画事業に関するものに限る。)

環境と調和の された食料シ ステムの確立 のための環境 負荷低減事業 活動の促進等 に関する法律 (令和四年法 律第三十七 号)	
	放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)
	三 第二十二条の二第四項第七号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項に係るものに限る。）
	四 第二十二条の二第四項第八号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県及び指定都市が処理することとされている事務
	五 第二十二条の二第九項第二号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
	六 第二十二条の二第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務
	七 第二十二条の二第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第十項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律(令和五年法律第八十九号)	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務	文に規定する権利を取得する行為に係る基盤確立事業実施計画に係るものに限る。)						
建築基準法(昭和二十二年法律第二百一号)	第一回の規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務	第三回の規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務	第一回の規定により市町村又は都道府県が処理することとされていいる事務	第一回の規定により市町村又は都道府県が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	別表第二 第二号法定受託事務(第二条関係)この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)	事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされる事務	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	この法律(第二回の規定により市町村又は都道府県が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		
法律								

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百八十九号)	事務	この法律(規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの)	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされる事務	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	別表第二 第二号法定受託事務(第二条関係)この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)		この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされる事務	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)		この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により市町村が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	この法律(第二十六条第一項を除く。)の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされることは、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

うとする者(公職にある者を含む。以下この項において「都道府県の選挙の公職の候補者等」という。)及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。)並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。)

建築基準法(昭和二十二年法律第二百一号)

第七十条第四項(第七十四条第二項(第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)、第七十一条(第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。)、第七十二条(同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部分を除き、第七十四条第一項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。)及び第七十三条第三項(第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。)、第七十七条(第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。)が処理することとされている事務

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第十二条第二項、第十四条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第二十六条の二第二項、第三十四条の四第二項及び第三項、第三十六条第四項、第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項(第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第四十五条第二項、第一百二条の二第一項、第一百一十八条第二項及び第三項、第一百二十八条第一項、第一百二十八条规定を受ける事務を除く。)に係るものに限り、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項において準用する場合を含む。)により処理することとされる事務(第十七条第二項に規定する事業(第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)に関するものに限る。)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)により処理することとされる事務(第十七条第二項に規定する事業(第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)に関するものに限る。)においてこれららの規定を準用する場合を含む。)により処理することとされる事務(第十七条第二項に規定する事業(第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)に関するものに限る。)

二十一条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの

一 第四条第一項第七号の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされいる事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

二 第四条第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされいる事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)

三 第五条第一項第六号の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされいる事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を得する行為に係るものを除く。)

四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされいる事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九十九号）	草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの（除く。）に限る。）、第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヶタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るもの）を除く。）、この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
一 第四条第一項後段、第九条第四項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項後段、第十三条第五項及び第七項（第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項後段、第十九条第二項及び第三項（これららの規定を第三十九条第二項及び第五十条の七第二項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に依り準用する場合を含む。）、第十二条第一項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項（第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第六項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十九条第一項後段、第四十一条第三項（第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第二項後段、第五十二条第一項（第五十二条の二第一項後段（第五十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。））、第五十三条第六項（第七十七条第六項（第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。））、第五十五条第十项（同条第十五项において準用する場合を含む。）に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）、第五十六条第六項及び第七十七条第六項（第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。））、第七十二条第六項及び第七十七条第六項（第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。））、第七十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都県整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八条））、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）	
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域	第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（地方公共団体（都道府県を除く。）、地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。）又は第四十五条第一項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）、第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）

都市計画法（昭和四十三年法律第一百八号）	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律和四十年法律第一百十号）
一 第二十条第二項（都道府県から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務の規定により許可、認可その他の处分をする権限を有する市町村が第四十六条第二項の規定により処理することとされている事務（他の法律により当該権限に属する事務が第二号法定受託事務とされている場合に限る。））、二 他の法律の規定により准用する場合を含む。）、第二十二条第二項において準用される土地收用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県知事から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において准用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（この法律の規定により市町村が処理することとされている事務が処理することとされている事務のうち、同法第八十一条の三第二号に掲げられる事務（この法律第五十九条第一項又は第四項の規定による都道府県知事の認可を受けた都市計画事業に係するものに限る。））、三 第六十九条の規定により適用される土地收用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第八十一条の三第二号に掲げられる事務（この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの）の規定により市町村が処理することとされている事務	
都市再開發法（昭和四十四年法律第三十号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
一 第七条の九第二項（第七条の十六第二項、第七条の二十第二項、第十二条第四項、第三十八条第二項、第四十五条第五項、第五十条の二第二項、第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において准用する場合を含む。）、第七条の十五第三項（第七条の十六第二項及び第五十条の九第二項において准用する場合を含む。）、第七条の十七第五項及び第七項、第十五条第二項（第三十八条第二項（第三十八条第二項において准用する場合を含む。）及び第五十条の五第二項（第五十条の十一第二項において准用する場合を含む。）において准用する第七条の三第二項及び第三項、第十六条第一項（第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において准用する場合を含む。）、第七条の十七第五項及び第七項、第十五条第二項（第三十八条第二項において准用する場合を含む。）及び第五十条の五第二項（第五十条の十一第二項において准用する場合を含む。）において准用する第七条の三第二項及び第三項、第十六条第一項（第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において准用する場合を含む。）において准用する場合を含む。）、第十九条第四項（第五十条の九第二項において准用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第四十二条第二項（第五十条の十一第二項において准用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第四十二条第二項（第五十条の十一第二項において准用する場合を含む。）において准用する場合を含む。）、第一百一十九条第一項及び第一百一十九条第二項（第一百一十九条第一項において准用する場合を含む。））、二 第五十五条第二項（第五十六条において准用する場合を含む。）、第五十八条第三項及び第四項において准用する第十六条第一項（ただし書を除く。）及び第十九条第四項並びに第一百一十九条の二十八第二項において准用する第九十九条の八第二項において准用する場合を含む。）、第一百一十九条第一項及び第一百一十九条第二項（第一百一十九条第一項において准用する場合を含む。）及び第三項、第六十条	

新都市基盤整備法（昭和四十六年法律第六十六号）	国土利用計画	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第六十七号）	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者組合再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十号）	一 第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされる事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）	二 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）	三 第十五条第一項、第二十三条第一項、第二十七条の四第一項（第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	四 第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされる事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）	五 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）	並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者組合再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者組合再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十号）	一 第三十三条第二項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十一条第一項後段、同法第十二条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百十条第七項において準用する場合を含む。）、第五十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項（これらの規定を第五十一条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十二条第六項及び第七十三条第一項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第十五条第一項に規定する事務	二 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第十二項（同条第十五项において準用する場合を含む。）に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）	三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する	四 第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされる事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）	五 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）	並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者組合再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

農住組合法 (昭和五十五年法律第八十号)	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	第五条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(都道府県知事に対する届出の経由に係るものに限る。)	事務(個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅区整備事業に係るものに限る。)
環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)			第一百二十二条第二項(第一百二十九条第二項、第一百三十二条第二項、第一百三十六条第四項、第一百五十七条第二項、第一百六十三条第五項、第一百六十五条第二項、第一百七十二条第二項、第一百七十五条第二項及び第一百七十八条第二項において準用する場合を含む。)、第一百二十八条第三項(第一百二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第一百二十九条第三項(第一百二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第一百三十条において準用する都市再開発法第七条の十七第五項及び第七項、第一百三十九条第二項及び第三項(これらの規定を第一百五十七条第二項及び第一百六十八条第二項(第一百七十二条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第一百四十条第二項(第一百五十七条第二項、第一百六十九条及び第一百七十二条第二項において準用する場合を含む。)、第一百四十三条第四項(第一百五十七条第二項において準用する場合を含む。)、第一百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十八条第一項、第一百六十条第二項(第一百七十四条第二項(第二百五十条第七項において準用する場合を含む。)及び第二百五十九条第六項において準用する場合を含む。)、第一百七十一條第三項(第一百七十二条第二項及び第一百七十五条第二項において準用する場合を含む。)、第一百五十九条、第二百六十条、第二百六十二条第一項及び第三項並びに第二百六十八条第一項に規定する事務	第九十条の二第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	

大深度地下の公共的使用に關する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)	この法律の規定により地方公共團体が處理することとされている事務のうち、市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条において準用する同法第二十四条第二項、第二十二条第一項、第三十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する事務(第十一條第二項の事業に係るものに限る。)とされている事務
地方公共團体の議會の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第一百四十七号)	この法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議會の議員又は長の選挙に關し、市町村が處理することと第六項の規定により処理することとされている事務(第十一條第二項の事業に關するものに限る。)とされている事務
特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和三年法律第八十二号)	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議員又は長の選挙に關し、市町村が處理することとされていいる事務
第一条 附 則 (昭和二十二年一二月一二日法律第一六九号) 抄	この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第二十六条及び第二十七条の改正規定並びに附則第四条は昭和二十二年十二月二十日から、全国選挙管理委員会に関する規定は公布の日から、これを施行する。
第六条 附 則 (昭和二二年一二月一七日法律第一九六号) 抄	この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。
第一条 附 則 (昭和二三年五月一日本法律第一四四号)	この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。
附 則 (昭和二三年三月三一日法律第一四四号)	この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律は、この法律の施行に關する事務	市町村が第九条において準用するものに限る。)
附 則 (昭和二三年五月三日法律第五二号)	この法律は、市町村が處理することとされるものに限る。)

第六十九条 附 則 (昭和二三年七月一五日法律第一七〇号) 抄	この法律は、公布の日からこれを施行する。但し、第九十四条の規定は、昭和二十三年十一月一日から、これを施行する。
第一条 附 則 (昭和二二年一二月一二日法律第一六九号) 抄	この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第二十六条及び第二十七条の改正規定並びに附則第四条は昭和二十二年十二月二十日から、全国選挙管理委員会に関する規定は公布の日から、これを施行する。
第六条 附 則 (昭和二二年一二月一七日法律第一九六号) 抄	この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。
第一条 附 則 (昭和二三年五月一日本法律第一四四号)	この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。
附 則 (昭和二三年三月三一日法律第一四四号)	この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律は、この法律の施行に關する事務	市町村が第九条において準用するものに限る。)
附 則 (昭和二三年五月三日法律第五二号)	この法律は、市町村が處理することとされるものに限る。)
4 附 則 (昭和二二年四月一五日法律第一一〇号)	この法律は、昭和二十五年五月十五日から施行する。但し、附則第六項の規定は、昭和二十二年四月三十日から適用する。
4 附 則 (昭和二二年五月一〇日法律第一三三号) 抄	この法律施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七百七十九号)附則第二項の規定に基きその手続を開始している請求については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
4 附 則 (昭和二二年五月四日法律第一四三号) 抄	この法律施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七百七十九号)附則第二項の規定に基く請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更で改正

前の同条第五項の規定により当該都道府県の議会の議決において出席議員の過半数の同意が得られなかつたもの又は同条第二項の規定に基きその手続を開始している請求に係る市町村の廢置分合又は境界変更について、改正後の同条の規定に基くあらたな請求をすることを妨げるものと解してはならない。

7 改正後の地方自治法第二百五十五条の二（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）附則第二条第十項において準用する場合を含む。）に規定する争訟で、この法律施行の際現に裁判所にかかるものは、同条の規定にかかるらず、なお、従前の例によるものとする。

8 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年五月三〇日法律第二一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年五月二八日法律第一六〇号）

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和二六年六月七日法律第二〇三号）

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律は、改正後の地方自治法第九十二条第二項の規定（同法第二百九十二条及び第二百九十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第一百四十二条第二項の規定（同法第二百九十六条第二項、第二百六十八条第六項、第二百九十二条及び第二百九十六条第三項において準用する場合を含む。）施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねてゐる者については、これらの規定は、その現に兼ねてゐる職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五条第二項又は第二百十八条第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

附 則（昭和二六年六月七日法律第二〇八号）

この法律は、昭和二十七年三月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二五一号）抄

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二六一號）抄

この法律は、自治府設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

4 1 この法律は、地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは全国選挙管理委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律施行後は、それぞれ、政令をもつて規定するものについては政令としての效力を有するものとする。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二六五号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二七八号）抄

この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十九号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二八九号）抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。（施行期日）

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二八〇号）抄

1 この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十九号）の施行の日から施行する。

1 この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。

附 則（昭和二七年八月一日法律第二九二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から、その他の部分は警察法施行の日から施行する。

2 地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八条第三項の規定による町村を市とする処分については、左の各号の一に該

1 この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

附 則（昭和二七年八月一日法律第三〇六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 この法律施行の際改正前の地方自治法第七条第一項若しくは第二項の規定により既になされている市町村の境界の変更に関する処分、改正前の地方自治法第八条第三項の規定により既になされている市町村を市とし、若しくは市を町村とする処分若しくは村を町とし、若しくは町を村とする処分又はこれら処分の効力については、改正後の地方自治法第七条第二項及び第七項並びに第八条第三項の規定にかかるらず、なお、従前の例による。

5 改正前の地方自治法第九条の規定に基き提起されている訴訟又は事件で、この法律施行の際現に裁判所に係属しているものについては、改正後の地方自治法第九条、第九条の二及び第二百五十五条の二の規定にかかるらず、なお、従前の例による。

11 この法律施行の際地方自治法第二百五十九条第一項又は第三項の規定により既になされている郡の区域をあらに画し、若しくは廃止し、又は郡の区域を変更する処分の効力については、改正後の地方自治法第二百五十九条第四項の規定にかかるらず、なお、従前の例による。

16 前五項に規定するものを除く外、改正後の地方自治法の特別区に関する規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

20 この法律の施行のため必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和二七年八月一六日法律第三〇八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和二七年一月二九日法律第三五〇号）抄

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和二八年七月一七日法律第六四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一一日法律第一六一號）抄

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年五月一九日法律第一一五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布的法律の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

附 則（昭和二九年六月一五日法律第一八五号）抄

1 この法律は、昭和二十九年七月二十日から施行する。

附 則（昭和二九年六月九日法律第一六四号）抄

1 この法律は、公布的法律の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二九年六月二二日法律第一九三号）抄

（施行期日）

1 この法律中第二百五十二条の二、財産区及び地方自治法附則第六条に係る改正規定並びに附則第三項の規定は公布的法律の日から、第八条第一項第一号の改正規定及び附則第二項の規定は公布的法律の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から、別表第六第三号の改正規定中市警察部長に係る部分は、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）施行の日から一年を経過した日から、その他の部分は警察法施行の日から施行する。

当する場合に限り、改正後の同法第八条第一項第一号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

一 第八条第一項第一号の改正規定の施行の際現に都道府県知事に対して当該処分の申請がなされている場合

二 第八条第一項第一号の改正規定の施行の際現に定められている地方自治法第八条の第二第一項の規定による都道府県の区域内のすべての市町村を通ずる市町村の廢置分合又は境界変更に関する都道府県知事の計画に基いて昭和四十一年三月三十一日までに当該処分の申請がなされた場合

(警察法の施行に伴う経過措置)

4 警察法施行後一年間は、地方自治法中公安委員会、警察の職員その他都道府県警察に関する規定の適用については、同法第百五十五条第二項の規定により指定する市をもつて一の県とみなす。この場合においては、これらの市を包括する府県は、これらの市の区域を除いた区域をもつてその区域とみなす。

附 則 (昭和二十九年一二月一五日法律第二二二三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年一月二八日法律第三号) 抄

1 この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年一月二八日法律第四号) 抄

1 この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二条の規定は当該総選挙の公示の日から、第四条及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。

2 昭和三十年三月一日現在既に公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)による改正前の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(以下「改正前の公職選挙法」といいう。)又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定によりその期日を告示してある選挙又は投票に関しては、なお従前の例による。

3 改正前の公職選挙法又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定により行われた選挙又は投票に関してした行為及び附則第一項本文又は同法本書に規定するこの法律の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 改正前の公職選挙法又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定により行われた選挙又は投票に関する異議の申立、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一五四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年八月二〇日法律第一七一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一四日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一四日法律第七一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (法律の廃止)
五大都市行政監督に関する法律(大正十一年法律第一号)は、廃止する。

8 (契約の方法に関する経過措置)

この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。

(指定都市への事務引継に伴う経過措置)

前項に規定する事務に従事している都道府県の職員が政令で定める基準によりもつばら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事していると認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用されていた者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

前項の規定により指定都市の職員となる者が受けたべき給料の額が、指定都市の職員となる際に正式任用され、都道府県において受けた給料の額に達しないこととなる場合においては、その者が従前都道府県において受けた給料の額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

10 附則第十項の規定により指定都市の職員となる者は、政令で定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

11 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十項の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定を準用する。この場合においては、同条第三項中「俸給を給する都道府県」とあるのは「俸給を給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徵収官」とあるのは「歳入徵収官又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替えるものとする。

12 前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県の職員が附則第十項の規定により引き続いて指定都市の職員となつた場合(その者が引き続いて都道府県の職員となり、更に引き続いて指定都市の職員となつた場合を含む。)におけるその者の退職年金又は退職一時金の支給に関するその者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を通算する措置を講ずるものとする。

13 前六項に規定するもののほか、新法第二百五十二条の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

(争訟に関する経過措置)

16 この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。

(政令への委任)

17 前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第百二十二条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十二条の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加え改定規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び

1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	（施行期日）この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。	1	（施行期日）この法律は、昭和三十三年四月一日から適用する。	1	（施行期日）この法律は、昭和三四年三月一日から施行する。	1	（施行期日）この法律は、昭和三四年三月一日から施行する。
附 則	（昭和三三年四月二四日法律第七八号）抄	附 則	（昭和三四年四月一一日法律第八七号）抄	附 則	（昭和三五年三月三一日法律第四二号）抄	附 則	（昭和三五年三月三一日法律第四二号）抄	附 則	（昭和三五年四月一六日法律第五七号）抄
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七六号）抄	附 則	（昭和三五年六月九日法律第九三号）抄	附 則	（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄	附 則	（昭和三五年六月九日法律第九三号）抄	附 則	（昭和三五年四月一六日法律第五七号）抄
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七五号）抄	第三条	この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。	第三条	この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。	第三条	この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。	第三条	この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七六号）抄	第四条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第四条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第四条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第四条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七五号）抄	1	この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。	1	この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三六年一月二〇日から施行する。	1	この法律は、公布の日から施行し、昭和三六年一月二〇日から施行する。	1	この法律は、公布の日から施行し、昭和三六年一月二〇日から施行する。
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七六号）抄	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七五号）抄	3	前項の人口は、地方自治法第二百五十四条並びに第二百五十五条及びこれに基く政令の定めるところによる。	3	前項の人口は、地方自治法第二百五十三条の規定によるところを妨げるものではない。	3	前項の人口は、地方自治法第二百五十三条の規定によるところを妨げるものではない。	3	前項の人口は、地方自治法第二百五十三条の規定によるところを妨げるものではない。
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七五号）抄	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七六号）抄	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
附 則	（昭和三三年四月二二日法律第七五号）抄	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 1	この法律は、公布の日から施行する。
3	この法律の施行前に改正前の地方自治法第二百九十三条において準用する同法第二百五十一条第一項の規定による協議により管理すべき都道府県知事が定められている市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る処分については、改正後の地方自治法第二百九十三条の規定にかかるらず、なお従前の例による。
1	附 則（昭和三七年五月八日法律第一〇九号）抄 （施行期日） この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。
1	附 則（昭和三七年五月一五日法律第一三二号）抄 （施行期日） この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。
1	附 則（昭和三七年五月一五日法律第一三三号）抄 （施行期日） この法律は、公布の日から施行する。
1	（法人の経営状況の報告に関する経過措置） 新法第二百四十四条第四項の規定は、この法律の施行の日以後に始まる事業年度から適用する。
1	附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄 （施行期日） この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2 1	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3	この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。
4	この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄についても、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。
5	この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
6	この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正後の訴期時間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
7	この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
8	前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。
1	附 則（昭和三七年九月八日法律第一五三号）抄 （施行期日） この法律は、昭和三十七年十一月一日から施行する。
1	附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄 （施行期日） この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2 1	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3	この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

1	第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
1	（施行期日） この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
1	附 則（昭和三八年六月八日法律第九九号）抄 （施行期日及び適用区分） この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。
1	前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
1	この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。
1	附 則（昭和三八年三月三〇日法律第五四号）抄 （施行期日） この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
1	附 則（昭和三八年六月八日法律第九九号）抄 （施行期日及び適用区分） この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三号の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法（以下「新法」という。）の規定中普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金並びに決算に係る部分（債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、地方債及び一時借入金に関する部分については、当該部分が地方開発事業団に準用される場合を含む。）は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。（監査の請求に関する経過措置）
第六条	昭和三十八年度分以前の地方債については、新法第一百三十条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二百十八条の規定により賦課又は徵収した夫役現品については、な

お従前の例による。

第八条 昭和三十八年度分の一時の借入れについては、新法第二百三十五条の三の規定にかかわらず、二〇三〇円の利息を支へる。

(時効に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際に進行を開始している地方公共団体の徴収金及び支払金の時效については、新法第二百三十六条の規定にかかわらず、なお前項の例による。

(財産に関する経過措置) 第二回 云々

ついては、新法第二百三十八条の四第三項の規定による許可により使用させているものとみな

2 新法第二百三十八条の五第二項から第五項までの規定は、この法律の施行の際現に貸し付け、す

又は貸付け以外の方法により使用させている新法第二百三十八条第三項に規定する普通財産について適用する。

（住民による監査請求及び訴訟に関する経過措置）

第十一章 新法第二百四十二条及び第二百四十二条の二の規定は、次項に定める場合を除き、この法律の施行前にされた公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行又

は債務その他の義務の負担及びこの法律の施行前から引き続いている怠る事実についても適用する。二つの場合二つ、新法第二百四十二条第二項の期間は、二つの法律の施行日のより起算十

この法律の施行前に日本第二百四十三条の二第一項の規定によりてこの法律の施行の際現に係属している同条第四項の裁判については、新法第二百四十二条及び第二百四十二条の

二の規定にかかるわらぎ、なお従前の例による。
(職員の陪審責任に関する経験措置)

第十二条 この法律の施行前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第二

（公の施設に関する経過措置）

第十三條 新法第九十六條第一項第八号及び第一百四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行前に旧法第二百三十三条第二項に規定する使用の許可を受けた當造物を、二の法律の施行後引き続

き当該許可を受けた期間中使用する場合においては、適用しない。

第十四条 この法律の施行前に旧法第二百十五条、第二百一十三条又は第二百二十四条の規定によ

り提起された審査請求異議申立て又は再審査請求についてはなお従前の例による

(施行期日) 第二回の云はる、施行の日は、四月二十二日(西暦三月二十二日)、即ち西暦三月二十二日午後二時半より施行する。

施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、

この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後はその期日が~~公~~示され選挙から適用する。

(昭和三九年七月一日法律第二二九号)抄
附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 附 費（昭和三九年七月一日法律第三三三号）
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和三九年七月一日法律第一六九号）抄

1 (施行期日) この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち、地方自治法第二百四条第二項の改正規定は、公布の日から施行し昭和三十九年四月一日から適用し、同法第二百六十一条の改正規定は、公布の日から施行し、同法第二百八十二条第二項第十五号の改正規定中この法律公布の際現に都が処理している事務に係る部分の規定は、別に法律で定める日から施行する。
(旧東京都制の効力)

2 地方自治法附則第二条ただし書によりなお効力を有する旧東京都制第百八十九条から第百九十三条まで及び第百九十八条の規定は、改正後の地方自治法第二百八十二条第二項第十三号から第二十号までに掲げる事務及び第二百八十二条の三第二項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に関しては、その適用はないものとする。

（経過規定）

5 前三项に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四〇年三月一九日法律第六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月一五日法律第四七号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月二九日法律第一三八号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

附 則（昭和四〇年八月一八日法律第一四一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四一年六月一日法律第七七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際前条の規定による改正前の地方自治法第七十四条の規定によつてされている請求については、なお従前の例による。

附 則（昭和四一年七月一〇日法律第五三号）抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第四項から第六項までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和四二年七月一五日法律第八一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下

2 1

この法律は、公布の日から施行する。
第一条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律（同法第二条、第十九条の三）
(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。) 及び第十九条
の四（同条第一項に規定する基準日が十一月一日である勤勉手当に関する部分を除く。）を除く。
以下「改正後の法」という。の規定、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する
法律の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和三十二年改正法」という。）附則第十六項、
第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及
び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法
律第二百九十一号）の規定、附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（昭和二
十八年法律第二百八十二号）の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の地方自治法（昭和二
十二年法律第六十七号）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則（昭和四三年五月二日法律第三九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。
(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日から二十日を経過する日までの間にされている地方自治法第七十四条の規定による
請求については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年三月二十五日法律第二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

附 則（昭和四四年六月三日法律第三八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四四年六月三日法律第三八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年三月一二日法律第一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五五年三月二八日法律第八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和四五五年五月二七日法律第一〇五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

附 則（昭和四五五年六月一日法律第一〇九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

附 則（昭和四五五年一一月一七日法律第一一九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

属する事務で改正後の地方自治法第二百八十二条の規定により特別区が処理することとさ
れ正在のもの並びに同法第二百八十二条の三第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執
行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

(職員の引継ぎ)

特別区に関する改正規定の施行の日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会
その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で特別区に関する改正規定の施行の
日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他
の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに専ら従事していると認められる都
の職員は、同日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相
当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付き
で当該特別区の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の当該特別区における
条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を適用するものとする。

2 前項に規定する都の職員でその引継ぎについて同項の規定によりがたいものをいずれの特別区
が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

3 第一項の規定は、特別区に関する改正規定の施行の日の前日において現に特別区に配属されて
いる都の職員に準用する。

(政令への委任)

第六条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 则 (昭和五〇年三月三一日法律第九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法
律、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年
法律第百三十五号)、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)及び地方公務員
災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

附 则 (昭和五〇年七月一一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 则 (昭和五〇年七月一五日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

(適用区分)

第二条

この法律による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、第一百二十八条及び第一百四
十四条の規定は、施行日以後その選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体
の議員及び長について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を告示された選挙にお
いて選挙された地方公共団体の議員及び長については、なお従前の例による。

附 则 (昭和五〇年七月一五日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 则 (昭和五一年五月二七日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (昭和五一年一二月二一日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (昭和五一年五月二七日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律
第百三十五号)の規定は昭和五十一年四月一日から適用する。

附 则 (昭和五五年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

附 则 (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 则 (昭和五五年一月一九日法律第八五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五六年六月一日から施行する。

附 则 (昭和五六年六月一一日法律第七九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五七年七月一六日法律第六六号)の規定は昭和五七年十月一日から施行する。

附 则 (昭和五七年七月一四日法律第八一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各
号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定、第三十八条の規定(電気工事士法第八条の
改正規定を除く)並びに附則第八条第三項及び第二十二条の規定 昭和五十九年十二月一日

(その他の処分 申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十
六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞの法律の規定によりされた許可等の処分その
他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前
のそれぞの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申
請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべ
き者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞの法律
(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日
以後における改正後のそれぞの法律の適用については、改正後のそれぞの法律の相当規定に
よりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 则 (昭和五九年五月八日法律第二五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 则 (昭和五九年六月三〇日法律第五一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 则 (昭和五九年八月一〇日法律第六七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第十条 この法律による改正後の運輸省設置法第四十三条第一項の地方運輸局の陸運支局及び陸運支局の自動車検査登録事務所並びにこの法律による改正後の沖縄開発庁設置法第十条第一項の沖縄総合事務局の事務所及び事務所の支所（地方運輸局の陸運支局において所掌ることとされたる事務を分掌するものに限る。）であつて、この法律の施行の際この法律による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第三項の事務所（次条において「陸運事務所」という。）の位置と同一の位置に設けられるものについては、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百五十六条第六項の規定は、適用しない。

附 則 （昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、号に定める日から施行する。

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、号に定める日から施行する。

第二十三条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十四条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十五条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十六条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十七条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十八条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十九条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十二条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十三条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十四条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十五条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十六条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十七条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十八条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三十九条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第四十条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

三 第八条の規定並びに附則第三条の規定、附則第十条の規定（厚生省設置法第六条第五十六号の改正規定を除く。）及び附則第十四条の規定（昭和六十二年十月一日）
の改正規定を除く。）及び附則第十四条の規定（昭和六十二年十月一日）
附 則 （昭和六三年一二月一三日法律第九四号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 （平成元年一二月一九日法律第八〇号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二年六月二九日法律第五八号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成三年四月二日法律第二四号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年四月二日法律第二四号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百四十六条の改正規定、第百五十五条の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一項の改正規定、第十一項第四項を削る改正規定、第十三項の第六項並びに第十九項の二第一項及び第二項の改正規定、第十九項の五を第十九項の八とする改正規定、第十九項の六の改正規定、同項を第十九項の七とし、第十九項の五を第十九項の六とし、第十九項の四を第十九項の五とし、第十九項の三を第十九項の四とする改正規定、第十九項の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三項第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。</p>	<p>第二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一項の改正規定による改正前の地方自治法（以下この条において「旧法」という。）第二百八十六条第一項の規定によりされている旧法第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約の変更についての許可の申請は、第二十三項の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百八十六条第二項の規定によりされた届出とみなす。</p> <p>第三条 第二十三項の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の地方自治法（以下この条において「旧法」という。）第二百八十六条第一項の規定によりされている旧法第二百八十七条第一項第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約の変更についての許可の申請は、新法第二百九十八条第三項の規定によりされた届出とみなす。</p> <p>第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p>
--	--

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成三年一二月二四日法律第一〇二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成四年五月二〇日法律第三一号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成四年六月三日法律第六七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成四年六月三日法律第六八号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成五年七月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成五年五月二一日法律第五一号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成五年五月二六日法律第五三号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

附 則 (平成五年六月一六日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(政令への委任)

第三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月一八日法律第七四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月一九日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則 (平成五年一月三日法律第九四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る)、第七条の次に一条を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七条の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条第二項及び第四項の改正規定、第三十条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日法律第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成六年一月四日法律第二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第二百四号)の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成六年一月四日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二百四号)の施行日の属する年の一月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一日法律第一二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二百四号)の施行日の属する年から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年六月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月一九日法律第七四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月一九日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月三日法律第九四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日法律第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一八日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年七月一八日法律第八八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年七月一八日法律第八九七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年一月一九日法律第九七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年一月二五日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年一二月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日(以下「施行日」という)から施行する。

附 則 (平成七年三月三一日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年四月一九日法律第六六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項、第八十六条第四項、第一百条第三項、第一百五十九条第二項、第二百二十八条第三項、第二百四十二条の二及び第二百四十四条の二第七項の改正規定並びに別表第一から別表第七までの改正規定(別表第二第一号(十一)の改正規定、同号(十二)の次に次のように加える改正規定(中核市に係る部分に限る)、別表第四第一号(一の四)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号(一の四)を(一の五)とし、(一の三)を(一の四)とし、(一の二)の次に次のように加える改正規定(指定都市)の施下に「及び中核市」を加える部分に限る)、同号(十七)の改正規定、同号(十九の三)の改正規定(指定都市)の下に「及び中核市」を加える部分に限る)、同号(十九の七)、(十九の九)、(十九の十一)、(二十一の二)及び(二十三)の改正規定、同号(二十三)の次に次のように加える改正規定、同表第三号(四)の改正規定並びに別表第七第二号の表の改正規定を除く)、並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(直接請求に関する経過措置)

2 改正後の地方自治法第七十四条第六項及び第七項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第八八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第八九七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第九七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第一一七号) 抄

(平成九年六月一日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 (次号に掲げる改正規定を除く)、**第三条** (次号に掲げる改正規定を除く)、**第五条** (次号に掲げる改正規定を除く)、**第六条**、**第七条**、**第六十条**及び**第十四条** (次号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第三条、第六条、第七条、超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成九年一一月一〇日法律第一一二号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（同じ。）の下に「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く)、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（百分の五十）を「百分の五十五」に改める部分を除く)、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定 平成十一年一月一日

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第三二号) 抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月六日法律第四七号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成十一年四月一日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号（旧東京都制の効力）の改正規定を除く）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号（旧東京都制の効力）の改正規定を除く）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号（旧東京都制の効力）の改正規定を除く）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号（旧東京都制の効力）の改正規定を除く）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)
第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関する必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条並びに次条から附則第六条まで、第八条から第十二条まで、第十二条、第十四条及び第十五条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月一八日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一二日法律第一一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一二日法律第一一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一二日法律第一一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一二日法律第一一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一二日法律第一一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 目次の改正規定、第四百十一条第一項後段を削る改正規定、第四百十五条及び第四百十九条第三項の改正規定、第四百二十二条の二の次に一条を加える改正規定、第三章第二節中第六款を第七款とし、第四百二十三条の前に款名を付する改正規定、第四百二十三条及び第四百二十四条の改正規定、第四百二十四条の二を削る改正規定、第四百二十八条から第四百三十三条まで、第四百三十五条及び第四百三十六条の改正規定、附則第三条の二の改正規定、同条を附則

第三条の二の二とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条第二項の改
正規定並びに次条、附則第九条、第十六条及び第十八条の規定 平成十二年一月一日

附 則（平成一一年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定

は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年六月四日法律第六五号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、第二条から第四条までの規定並びに附則第四条及び第十一条の規定は、平成十
四年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年六月一六日法律第七六号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年七月一三日法律第八六号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 第二十三条及び附則第四条の規定 平成十二年四月一日又は前号に定める日のいずれか遅
い日

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日） この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定

（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限
る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に
限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）
並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条
の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条（ただし書、
第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、
第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）公布の日

二 第二百条の規定並びに附則第一百六十八条规定（昭和三十四年法
律第一百四十一号）の項の改正規定、第一百七十二条、第二百五十五条、第二百六条及び第二百五十五条
の規定 平成十四年四月一日

三 第二百六条の規定及び附則第一百六十八条规定（昭和三十六
年法律第二百三十八号）の項の改正規定 平成十四年八月一日

四 第一条中地方自治法第九十条、第九十一条、第二百八十二条の五及び第二百八十二条の六の
改正規定、第四百六十条の規定（公職選挙法第一百十一条第三項の改正規定に係る部分に限る。）
、第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条の改正規定及び同法第十七
条の改正規定（第十二条の二第二項）を加える部分を除く。）に係る
部分に限る）並びに附則第四条第一項及び第二項並びに第一百五十七条第一項及び第二項の規
定 平成十五年一月一日

五 第一条中地方自治法別表第一児童扶養手当法（昭和三十六
年法律第一百三十四号）の項に係る部分に限る。）及び第一百六条の規定 平成十二年四月一日又は
法律第一百三十四号の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百三十四号）の施行の日のいづれか遲
定 平成十五年一月一日

外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百三十四号）の施行の日のいづれか遲
い日

六 附則第二百四十三条の規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定
める日

（地方自治法の一改訂に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」
という。）第三条第三項の規定によりされている都道府県知事の許可の申請は、第一条の規定に
よる改正後の地方自治法（以下「新地方自治法」という。）第三条第四項の規定によりされた都

道府県知事への協議の申出とみなす。

第四条 地方公共団体（次項に規定するものを除く。）の議会の議員の定数については、平成十五
年一月一日以後初めてその期日を告示されるもの議会の議員の定数については、当該一般選挙の
告示の日後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

3 新地方自治法第九十一条第七項の規定による平成十五年一月一日以後に新たに設置される市町
村の議会の議員の定数については、同項に規定する設置関係市町村は、同日前においても
同項の協議を行い、又は同項の議会の議決を経て、新たに設置される市町村の議会の議員の定数
を定め、同条第八項の告示をすることができる。

第五条 施行日前に旧地方自治法第九十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長、教育委員
会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員
会又は監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員が執行したその権限に属する事務に
関する同項の検査については、なお従前の例による。

2 平成十五年一月一日前に新たに設置される市町村であつて同日以後に当該市町村の設置による
議会の議員の一般選挙の期日が告示されるもの議会の議員の定数については、当該一般選挙の
告示の日後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

3 新地方自治法第九十一条第七項の規定による平成十五年一月一日以後に新たに設置される市町
村の議会の議員の定数については、同日前に旧地方自治法第九十八条第二項に規定する設置関係市町村は、同日前においても
同項の協議を行い、又は同項の議会の議決を経て、新たに設置される市町村の議会の議員の定数
を定め、同条第八項の告示をすることができる。

4 施行日前に旧地方自治法第九十九条第一項に規定する普通地方公共団体の長、教育委員会、選
舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その
他法令又は条例に基づく委員会又は委員が執行したその権限に属する事務に
関する同項の検査については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧地方自治法第九十九条第二項及び第六項に規定する普通地方公共団体の長、教育委員会、選
舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は
監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員が執行したその権限に属する事務に
関する同項の規定を適用する。

6 施行日前に旧地方自治法第九十九条第二項及び第六項に規定する普通地方公共団体の長
又は委員会若しくは委員が執行したその権限に属する事務の執行に關するこれらの規定による監
査（同項に規定する監査にあつては、当該普通地方公共団体の長からの要求に基づくものに限
る。）については、なお従前の例による。

7 施行日前に任命された國地方係争處理委員会の委員の任命について、国会の閉会又は
衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新地方自治法第二百五十条の
第九第三項及び第四項の規定を準用する。

8 新地方自治法第二百五十条の十三第一項及び第四項から第七項まで、第二百五十条の十四
第一項、第二項及び第五項、第二百五十条の十五から第二百五十条の十九まで並びに第二百五十
一条の五の規定は、施行日以後に行われる国際的（新地方自治法第二百五十条の七第二項に規
定する国際的関与をいう。）について、適用する。

9 第二百五十条の三第一項及び第四項（第二号及び第三号を除く。）の規定、同
条第五項において準用する第二百五十条の十三第四項から第七項まで、第二百五十条の十四第一

項、第二項及び第五項並びに第二百五十九条の十五から第二百五十条の十七までの規定並びに第二百五十二条の三第八項から第十五項まで及び第二百五十二条の規定は、施行日以後に行われる都道府県の関与（新地方自治法第二百五十二条第一項に規定する都道府県の関与をいう。）について、適用する。

第九条 この法律の施行の際現に旧地方自治法第二百五十二条第二項の規定による自治紛争調停委員の職にある者は、新地方自治法第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員に任命されたものとみなす。

第十条 新地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（同条第二項の規定による規則を含む。以下この条において同じ。）の制定に関する必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

2 平成十一年四月一日において旧地方自治法第二百五十三条第二項の規定により市町村長に委任されている都道府県知事の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き市町村の長が管理し及び執行することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第二項の協議を要しないものとする。

3 平成十一年四月一日において地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百八十七条の三第三項の規定により特別区の区長に委任されている都道府県の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き特別区の長が管理し及び執行することとする場合は、当該条例の制定については、同条第二項の協議を要しないものとする。

第十二条 旧地方自治法第二百九十五条の条例（同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の規則を含む。次項において同じ。）の制定に関する必要な取消しの訴え提起できないこととされる处分であつて、不服申立てを提起しないで施行日前にこれを提起すべき期間を経過したもの取消しの訴えの提起については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十三条 新地方自治法第二百九十五条の二第二項の条例（同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の規則を含む。次項において同じ。）の制定に関する必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

2 平成十一年四月一日において旧地方自治法第二百九十五条の二第二項の規定により広域連合の長その他の執行機関に委任されている都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員の権限に属する事務について、新地方自治法第二百九十五条の二第二項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き広域連合が処理することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の協議を要しないものとする。

第十四条 施行日前に旧地方自治法第二百九十五条の五第二項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ新地方自治法第二百九十五条の五第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

第十五条 施行日前に旧地方自治法第二百九十六条の五第五項の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新地方自治法第二百九十六条の五第五項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

第十六条 京都制（昭和十八年法律第八十九号）第二百九十五条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で新地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により特別区が（国等の事務）として処理するものとする。

第十七条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第一百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第一百六十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

規定 公布の日

(地方自治法)の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の際に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第三十三条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という)二百五十三条の九第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地方自治法第二百五十条の十第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員長として任命されたものとみなす。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条第二項、第三十四条第二項、第三十七条及び第四十二条並びに附則第五条の規定 平成十二年四月一日

附 則 (平成一一年七月二二日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年八月一三日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一一年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一項、第千三百六十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

二 第三条(第三条を除く)及び次条の規定 平成十二年七月一日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条及び第九条の規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 附 則 (平成一一年二月二二日法律第一八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第十条第二項及び附則第八条から第十四条までの規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条及び第三十三条の規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第九百五条の改正規定並びに附則第三十七条の規定

二 第五条の規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条及び第三十三条の規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第九百五条の改正規定並びに附則第三十七条の規定

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年四月七日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一一年四月二六日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一九日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一九日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一九日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一九日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二六日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二六日法律第八六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二年五月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年五月三一日法律第八九号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百条第十一項の次に二項を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月三一日法律第九三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第二条、第四条及び第五条並びに附則第二条、第三条、第四条第一項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して、一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 略 (罰則の適用に関する経過措置)

四 附則第十条第一項、第十四条及び第二十二条の規定 (中央省庁等改革関係法施行法第五十三条の改正規定を除く) 平成十三年一月六日

第二十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十四条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年五月三一日法律第九五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条及び附則第九条の規定 平成十三年四月一日

附 則 (平成二年六月七日法律第一一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条 (社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く)、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定(「収容されている」を「入所し

る」と改める部分を除く)並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九

条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措

法第二条第二項第一号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く)及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五

号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老

人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十五条の改正規定(「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く)並びに附則第五十二条(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第五十六条の改正規定を除く)の規定

附 則 (平成二年一一月六日法律第一四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一一月六日法律第一四三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年三月三〇日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附則 (平成一三年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年四月六日法律第七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一三年四月一三日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年四月一八日法律第三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月一七日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月八日法律第四一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各

号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中漁業法目次の改正規定、同法第六条第三項、第三十七第二項、第六十六条から第七十一条まで、第八十二条、第八十三条及び第百九条の改正規定、同法第六章第四節の節名を削る改正規定、同法第九条の次に節名を付する改正規定、同法第一百条の改正規定、同法第一百一十九条から第百四十四条までの改正規定、同法第一百十条の三第一項の改正規定、同法第一百三十三条とする改正規定、同法第六章第四節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十二条とする改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十六条から第百八十八条まで、第一百三十七条の三第一項第二号及び第一百三十九条の改正規定並びに附則第三条、第五条及び第八条の規定 平成十三年十月一日

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一一日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一一日法律第一二六号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、次項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定及び附則第三項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 (平成一三年一二月七日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三〇日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方自治法第百条、第百十八条第一項及び第二百五十二条の二十三第二号の改正規定 平成十四年四月一日

(直接請求に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の直近の公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数が四十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

(住民監査請求に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条及び第二百五十二条の四十三の規定は、施行日以後に行われる同法第二百四十二条第一項の請求について適用し、施行日の前日までに行われた第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条の規定による同条第一項の請求については、なお従前の例による。

(住民訴訟に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条の二、第二百四十二条の三及び第二百四十三条の二の規定は、施行日以後に提起される同法第二百四十二条の二第一項の訴訟について適用し、施行日の前日までに提起された第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条の二の規定による同条第一項の訴訟については、なお従前の例による。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

第五条 施行日前の事実に基づき第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により地方公共団体の職員の賠償責任に係る賠償を命ずることができる期間については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一四年三月三一日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、次項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定及び附則第三項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 (平成一四年一二月七日法律第一四七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、次項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定及び附則第三項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

六 次に掲げる規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定（同条第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）、同法第三十三条の三に三項を加える改正規定、同法第三十三条の六の改正規定、同法第三十四条の二の改正規定（同条第二項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く。）、同法第三十四条の三（第二項第一号及び第二号の改正規定、同法第三十三条の六の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十五条の四の改正規定（同条第一項第二号に係る部分及び同項第三項に係る部分を除く。）、同法第六十五条の五の改正規定、同法第六十五条の七第七項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十五条の九の改正規定、同法第七十五条の改正規定並びに同法第九十七条の改正規定並びに附則第二十六条第一項及び第四項並びに第四十九条の規定

附 則（平成一四年四月二四日法律第二十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年五月二六日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年五月二九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（施行法の一部改正に伴う経過措置）

（罰則の適用に関する経過措置）
第六十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の地方自治法第二百四十条第四項第三号の規定は、なおその効力を有する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第八十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年六月一九日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月一九日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年七月三日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成一四年七月一二日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条 附則第二条から第十二条まで、第十六条、第十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年七月三一日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条、第六条、第七条及び第二十八条から第二十九条の二までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七條及び第三十条から第三十二条までの規定 定 公布の日

（処分等の効力）

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年一月二二日法律第一〇六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一一日法律第一四〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一四五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一八二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一六日法律第四三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一一日法律第七三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一五年六月一一日法律第七七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第六条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の項の改正規定、附則第七条、第九条及び第十条の規定並びに附則第十一條中食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十四条第一項第八号の改正規定及び同法附則第四条の改正規定は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、第四条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一一日法律第七七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一三日法律第八〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一三日法律第八一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第四条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

附 則 (平成一六年六月二日法律第七一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

（政令への委任）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第一一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年一月一七日法律第一四〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年一月一七日法律第一四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年一月一七日法律第一六四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一〇日法律第一六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄
(施行期日)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から十九まで 略

二十 第五条中租税特別措置法第十四条の二第一項の改正規定（次項第三号）を「次項第二号又は第三号」に改める部分に限る。同条第二項の改正規定（同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同法第三十一条の二の改正規定（同条第二項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号口に係る部分を除く。）、同法第四十七条の二第一項の改正規定（第三項第三号）を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。同条第三項の改正規定（同項第一号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三五五第一項の改正規定（同項第三号）を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。同条第三項の改正規定及び同法第九十七条の表の改正規定（同表を除く。）、同法第八十三条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第九十七条の表の改正規定（同表を除く。）、同法第六十九条ハ及び第十四号ニ」を「第三項第二号を削る部分を除く。」
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一七年四月一八日法律第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一七年四月二七日法律第二五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一七年四月二七日法律第三四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一七年五月一八日法律第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一七年五月一八日法律第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定（「並びに第二十四条」を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定（「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第三条の規定並びに附則第八条（「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

附 則 （平成一七年六月一〇日法律第五三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年六月一〇日法律第五五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

附 則 （平成一七年一月七日法律第一一三号）抄
（施行期日） 第十九条 前条の規定による改正後の地方自治法（以下この項において「新地方自治法」という。）第二百四条第二項の規定にかかるらず、普通地方公共団体は、切替日の前日に前条の規定による改正前の地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく調整手当を支給する条例（以下この項において「調整手当条例」という。）を施行している場合で、当該普通地方公共団体が切替日の直近において新たに設置されたことその他のやむを得ない事情により切替日までに新地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく地域手当を支給する条例を制定することができないときは、切替日から起算して六月を経過する日までの間に限り、当該調整手当条例で定めるところにより、調整手当を支給することができる。

附 則 （平成一七年一月七日法律第一一三号）抄
（施行期日） 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第二百三条、第二百十六条から第二百十八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日
二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第二十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第一項第二号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）及び第一百十四条並びに第一百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三まで、第二十六条、第三十条から第三十三まで、

第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることがある場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則

第七条の次に一条を加える改正規定、第二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改

正規定、同法附則第四条の二及び第四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の二の改正

規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項、第三条第二項、第八条及び第十

条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第十九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年五月三一日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第二十二条第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第一項の改正規定、第四条、第五条、第七条中都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号の改正規定並びに第八条並びに附則第六条、第七条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律(附則第一条第一号及び第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年六月一日法律第五〇号) 抄
第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

第一条 第一百九十五条第二項、第一百九十六条第一項及び第二項、第一百九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十一条の二十二第二項並びに第二百五十二条の二十三の二同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

第一条 第一百九十五条第二項、第一百九十六条第一項及び第二項、第一百九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十一条の二十二第二項並びに第二百五十二条の二十三の二同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(出納長及び収入役に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現在職する出納長及び収入役は、その任期中に限り、なお従前の例

により在職するものとする。

2 前項の場合においては、新法第百六十八條、第百七十條及び第百七十一條の規定は適用せず、

旧法第十三條、第八十六條、第八十八條、第百六十八條から第百七十一條まで、第二百三十二條の四、第二百三十二条の六、第二百三十三条、第二百四十三条の二、第二百五十二条の二十八及び第二百五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第百六十八條第五項中「事務吏員」とあり、並びに旧法第百七十條第五項及び第六項中「吏員」とあるのは「普通地方公共団体の長の補助機関である職員」と、旧法第百六十九條第一項中「助役」とあるのは「副市町村長」と、旧法第百七十一條第二項中「出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員」とあるのは「出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員」とする。

第四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に、出納長若しくは収入役の任期が満了する場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合においては、地方自治法第百六十八條第七項において準用する同法第百六十二条の規定にかかるから、普通地方公共団体の長は、出納役を選任しないことができる。この場合においては、副出納長若しくは副収入役又は同法第百七十条第五項に規定する吏員が出納長又は収入役の職務を代理するものとする。

(事務の引継ぎに関する経過措置)

第五条 出納長及び収入役(前項後段の規定により出納長又は収入役の職務を代理する副出納長若しくは副収入役又は吏員を含む)から会計管理者への事務の引継ぎに関する事項は、政令で定める。

2 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(監査委員の定数を定める条例に関する経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際、現に旧法第百九十五条第二項の規定に基づいて制定されている監査委員の定数を三人と定める条例は、新法第百九十五条第二項ただし書の規定に基づいて制定されたものとみなす。

(賠償責任に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前の事実並びに附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、なお従前の例による。

(各大臣が講ずる措置に関する経過措置)

第八条 各大臣(地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する各大臣をいう。以下この条において同じ。)は、その担任する事務に関し新法第二百六十三條の三第五項に規定する施策(次項において「施策」という。)の立案をしようとするときは、第二百六十三條の三の改正規定の施行前においても、新法第二百六十三條の三第五項の規定の例によることができる。この場合において、同項の規定の例により講じたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、各大臣が第二百六十三條の三の改正規定の施行の日から三十日以内に立案をする施策については、新法第二百六十三條の三第五項の規定は、適用しない。(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条、第一百二十四条並びに第三百三十一條から第三百三十三条までの規定 公布の日

二 及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(その他の経過措置の政令への委任)

三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定(薬剤師法第二十二条の改正規定を除く。)、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四

項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第一百三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第一百四十六号）の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日
(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第九一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年一二月八日法律第一〇六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律目次の改正規定（「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める部分及び「第七章 新感染症（第四十五条第一五十三条）」を「第七章 新感染症（第四十五条第一五十三条の十五）」に改める部分に限る）、同法第六条第二項から第六項までの改正規定（同条第三項第二号に係る部分に限る）及び同条第十一項の改正規定、同条に八項を加える改正規定（同条第十五項、第二十一項第一号及び第二十二項第十号に係る部分に限る）、同法第十条第六項を削る改正規定、同法第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同条に一条を加える改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条から第四十四条まで及び第四十六条の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条及び第五十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第五十九条から第六十二条まで及び第六十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十五条、第六十五条の二（第三章に係る部分を除く。）及び附第六十七条第二項の改正規定、第二条の規定並びに次条から附則第七条まで、附則第十三条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）の項の改正規定中第三章に係る部分を除く。）及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年一二月二〇日法律第一一四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年一二月二〇日法律第一一六号）抄

（施行期日等） **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年三月三〇日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年三月三一日法律第一一号) 抄
(施行期日) 附則 (平成一九年三月三一日法律第一九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年三月三一日法律第二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該施行期日に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年三月三一日法律第二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年五月一八日法律第五一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年五月二三日法律第五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年六月一日法律第六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十一月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(附 則) (平成一九年七月六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二十七条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年一二月五日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一日
附 則 (平成一九年一二月二一日法律第一一三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二八日法律第一一三五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月三〇日法律第二二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第一五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

の改正規定、同法第三十七条第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定(同項中「公益法人等」の下に「(別表第二に掲げる)一般社団法人及び一般財團法人を除く。以下この項及び次項において同じ。」を加える部分及び同項ただし書中「内国法人である」を削る部分に限る。)、同条第五項の改正規定、同法第三十八条第二項第一号の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第一百四十三条の改正規定、同法第一百五十条第二項の改正規定(「である公益法人等又は人格のない社団等」を「(人格のない社団等に限る。)」に改める部分に限る。)、同法別表第一の改正規定(同表第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える部分を除く。)、同法別表第二の改正規定(同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分(医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)の項に係る部分に限る。)及び同表農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)の項中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る部分を除く。)及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一條、第十五条及び第二十一条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第一百四条、第一百五条、第一百七条、第一百八条及び第一百十一条の規定(罰則に関する経過措置))

第二百十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第二百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。)

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

<p>四 附則第十三条（第六項を除く。）、第十四条、第二十七条（第五項を除く。）、第三十五条（附則第二十七条第一項に係る部分に限る。）及び第四十二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日 行する。</p> <p>附 則 （平成二二年三月三一日法律第五六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二二年三月三一日法律第一八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二二年三月三一日法律第十九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二二年五月一九日法律第三四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める経過措置は、政令で定め行する。</p> <p>附 則 （平成二二年五月一九日法律第三五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 （平成二二年六月四日法律第四四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二二年一月一〇日法律第七一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 （平成二二年六月四日法律第四四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施</p>	<p>附 則 （平成二三年三月三一日法律第六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、二月）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年三月三一日法律第一四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年四月四日法律第一六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 目次の改正規定（第十二条の四）を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分に限る。、第三条の二の改正規定、第二章に一条を加える改正規定、第二十一条に二項を加える改正規定、第三章に一条を加える改正規定、第五十二条の二を第五十二条の三とし、第五十二条の次に一条を加える改正規定、第五十三条の改正規定、第六十条の次に二条を加える改正規定（第六十条の三に係る部分に限る。）、第六十二条の二の改正規定、第六十二条の三の改正規定、第五章中第六十二条の五を第六十二条の六とする改正規定、第六十二条の四の改正規定及び同条を第六十二条の五とし、第六十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条第四項、第十二条（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）の項の改正規定に限る。）及び第二十条の規定 公布の日 行する。</p> <p>附 則 （平成二三年四月二二日法律第二〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年四月二八日法律第三二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年四月二九日法律第三三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年五月二日法律第三五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十六条第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>適用区分</p> <p>第二条 この法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第七十四条第六項（新法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（これらの規定を新法第二百九十二条の六第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百九十二条の六第一項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の地方自治法（以下この条において「旧法」という。）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条</p>
--	--

第一項（これらの規定を旧法第二百九十二条の六第一項において準用する場合を含む。）並びに
第二百九十二条の六第二項の代表者については、適用しない。
(地方開発事業団等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団
については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経
過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団
については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経
過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第九条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第十一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第十二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前
条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまで
の間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三
号の改正規定中「第七十三条」とあるのは、「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定
中「第七十三条」とあるのは、「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは、「第七十五条」と
「第七十五条」とあるのは、「第七十六条」とする。

（附 则）

第十四条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。
（施行期日）

（附 则）

第十五条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第十六条 この法律は、平成二十三年六月八日法律第六四号）抄

（施行期日）

第十七条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、
附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律（平成二十三年法律第三百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ
か遅い日から施行する。

（施行期日）

第十八条 この法律は、平成二十三年六月二二日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第十九条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、
該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第二十条 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第
四章の二とする改正規定及び同法第四十一条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若し
くは）を削る部分に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、

（施行期日）

第二十一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、
該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第二十二条 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第
四章の二とする改正規定及び同法第四十一条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若し
くは）を削る部分に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、

（施行期日）

第十一條、第十五條、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に對処するための
特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一條ただし書の改
正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十
条から第五十二条までの規定 公布の日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行
の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず
るものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団
については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十三条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経
過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団
については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十六条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（施行期日）

第五十七条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第五十八条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第五十九条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第六十条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第六十一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第六十二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第六十三条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第六十四条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第六十五条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第六十六条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

（施行期日）

第六十七条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える
改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第九

（附 则）

第六十八条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える
改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第九

（附 则）

第六十九条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える
改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第九

（附 则）

（施行期日）

条、第二十二条第二項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二条中新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (平成二十三年八月三十日法律第一〇五号) 抄

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十三年八月三十日法律第一〇五号)
抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治

法別表第一公嘗住宅法（昭和二十六年法律第一百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第二百一十一号）の項（文三見三に限る）、第一六七条（地主共用する財文の健全化開拓云々）

（百八十号）の項の改正規定に限る）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）、第二条及び第十三條の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正

規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための

基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第二十条及び付則第二項）を除く。）、第十九条（道路法第二十二条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十十二条、第一百二十十三条、第一百二十十四条、第一百二十十五条、第一百二十十六条、第一百二十十七条、第一百二十十八条、第一百二十十九条、第一百二十十条、第一百二十十一条、第一百二十十一条、第一百二十十一条、第一百二十十

第七条及び附則第二項の改正規定を除く) 第九十九条(道路法第十七条、第十一条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限

る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条

及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百四条、第一百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百四十四条、第一百二十二条（都市再開発法第百三十三条の改

第二十六条の改正規定に限る)、第一百四十二条(都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る)。

、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条

の改正規定に限る)、第一百三十三条、第一百四十二条、第一百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区

特別措置法第二十七条の改正規定に附記する、第四十九条（密賃可否）に付する附則第一項の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十九条、第二百九十三条から

第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。）、第一百五十三条、第一百五十五条

(都市再生特別措置法第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る)、
第一百五十六条(マニショーンの建替えの円滑化等に関する法律第一百一条の改正規定に限る。)、

第三百五十九条、第三百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する

特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二項第一号イ」）

を「第二項第一号イ」に改める部分に限る)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正

規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないと

の協議会が組織されていない場合には、を削る部分を除く（並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第一百六十三條、第一百六十六條、第一百六十七条、第一百六十九條、

七十二条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第一項第五号の改正規定に限る。）、

第百七十五条及び第百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第二条第二項第三号の文三見三二に限る。)の見三三並びに付則第三二二条、第五二条、第六二二条

五百八十七条の二及び附則第十一條の改正規定に限る。)、第九十一條(租税特別措置法(昭和

三十二年法律第二十六号) 第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定を取る。」、第十九十二条(高達自効直道去(昭和三十二年法建第二十七号)第二十五条の改

定は附る。」第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百十三条、第一百十五条及び第一百十

八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第八十八）

第二百五十一卷並ては別表第一馬首夫作注
〔田和四十二年治領第十九〕

、第七百七十四条、第七百七十八条、第七百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第八百一十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定）、「同法第十九条第九項の改正規定（第四条第三項）」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三项まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三项まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十二条の二並びに第一百二十一条の規定）平成二十四年四月一日

三 第十四条（地方自治法別表第一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び医事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）の項の改正規定に限る。）、第二十二条（児童福祉法第二十条の十の二の改正規定に限る。）、第三十四条（社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る。）、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定 平成二十五年四月一日

四 及び五 略

六 第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項の改正規定に限る。）、第十五条及び第六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条、第九十四条、第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える部分に限る。）及び第二百二十三条第一項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第七十三条 第十四条の規定（地方自治法第二百六十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第十四条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条第一項の規定による届出が行われた同項の規定による処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前に第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について（政令への委任）

第八十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二三年八月三〇日法律第一一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二三年一月一四日法律第一二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二四年三月三一日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二四年三月三一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二四年三月三一日法律第二四号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二四年五月一日法律第三一号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年五月一日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二四年九月五日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この法律は、公布の日から施行する。

の改正規定、第二百九条の二を削る改正規定、第二百十条、第二百十一条、第二百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第二項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十五条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条の二第二百九十二条の四第四項、第二百九十二条の六、第二百九十二条の八第二項、第二百九十二条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第十六条第一項の規定によりこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例の送付を受けた場合におけるこの法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第十六条第二項の規定の適用については、施行日を同項の条例の送付を受けた日とみなす。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前の直近の公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日ににおいて選挙人名簿に登録されている者の総数が八十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、附則第一条ただし書に規定する規定の施行直ちに告示しなければならない。

第四条 新法第二百七十六条第一項から第三項まで及び第二百七十七条の規定は、施行日以後にされる普通地方公共団体の議会の議決について適用し、施行日前にされた普通地方公共団体の議決については、なお従前の例による。

第五条 施行日から一部施行日の前日までの間ににおける旧法第二百七条の規定の適用については、

同条中「第二百九条の二第五項及び第二百十条第五項において準用する場合を含む。」とあるのは、「第二百九条第六項（第二百九条の二第五項及び第二百十条第五項において準用する場合を含む。）及び第二百九条第六項（第二百九条の二第五項及び第二百十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第二百九条第五項（第二百九条の二第五項及び第二百十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第二百九条第五項（第二百九条の二第五項及び第二百十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第二百九条第五項（第二百九条の二第五項及び第二百十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第二百九条第五項（第二百九条の二第五項及び第二百十条第五項において準用する場合を含む。）」とする。

第六条 新法第二百五十五条の七の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は新法第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示に係る普通地方公共団体の不作為（新法第二百五十五条の七第一項に規定する不作為をいう。次項において同じ。）について適用する。

2 新法第二百五十二条の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五条の五第三項の規定による是正の要求（新法第二百五十二条の十七の四第一項の規定による是正の要求を含む。）又は新法第二百四十五条の七第二項の規定による指示に係る市町村の不作為について適用する。（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年九月五日法律第七七号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年一月二六日法律第一〇二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定（公布の日）

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年三月三〇日法律第三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条第一項から第四項まで、第二百九条、第二百十条及び第二十二条の規定（平成二十八年一月一日）

附 則（平成二五年三月三〇日法律第八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年四月一〇日法律第九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三〇日法律第八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年五月一日から施行する。

附 則（平成二五年五月三一日法律第二一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年五月三一日法律第二一号）抄
(施行期日)

る。)並びに附則第三条、第七条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。)第八条、第九条及び第十一條から第十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四七号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五三号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。
二 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二年及

二十五年法律第三十五号)の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。
二 附則第九条の規定(災害対策基本法目次の改正規定(「第二款 被災者の運送(第八十六条の十四)」を

「第三款 被災者の運送(第八十六条の十四) / 第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十五)」に、「第八十六条の十五一第八十六条の十七」を「第八十六条の十六一第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「一第九十条の四」を加える部分に限る。)、同法第

七十二条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規

定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。)、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九

六条、第十条、第十二条(大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二十七

条第三項の改正規定に限る)、第十三条(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第一項の表第八十六条第(一)及び第二項の項の次に次のように加える改正規

定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十

六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表

第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る)、第十五条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第八十六条の改正規

定に限る。)及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)
第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで及び第五章並びに附則第五条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五六号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

(附 則 (平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

(附 則 (平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成二五年一月二二日法律第八一號) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

三 附則第七十八条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の公布の日のいずれか遅い日（施行時特例市の事務に関する法令の立案に当たつての配慮）

第二条 政府は、前条第二号に掲げる規定の施行の際にこの法律による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市である市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市に指定された市を除く。以下「施行時特例市」という。）が処理する事務に関する法令の立案に当たつては、同号に掲げる規定の施行の際施行時特例市が処理することとされている事務を都道府県が処理することとすることがないよう配慮しなければならない。

（中核市の指定の特例）

第三条 施行時特例市については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、この法律による改正後の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定にかかるわらず、人口二十万未満であつても、同項の中核市として指定することができる。

（政令への委任）

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する絶過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十六年五月三〇日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第三条、第七条（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第六十五条の改正規定に限る。）、第八条、第十二条及び第十三条の規定）

（施行期日）

第二条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（附則第四十条及び附則第四条の規定）

（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年六月四日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（附則（平成二六年六月一一日法律第六一号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十四条の次に四条を加える改正規定、第二十条（同条の前の見出しを含む。）及び第二十一条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定並びに第四十条の四の改正規定

（同条第一項第一号中「第十三条」の下に「第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に「第十二条の二第二項及び第三項」）を、「第五条第二項から第五項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第五条第一項から第五項まで」

の下に「第十四条の五第一項」を加える部分及び同項第二号中「第十三条」の下に「第十四

条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に「第十四

条二十一の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第

三項」を、「第五条第二項から第五項まで」の下に「第十四条の五第一項」を加える部分に限

る。）並びに附則第四条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一「海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）」の項第一号イの改正規定中「第十三条」の下に「第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に「第十二条の二第二項及び第三項」）を、「第十二

条第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第十二

五条第一項から第五項まで」の下に「第十四条の五第一項」を加える部分及び同号ロの改正規定中「第十三条」の下に「第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に「第十二条の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第五条第二項から第五項まで」の下に「第十四条の五第一項」を加える部分に限る。）の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定）

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定により改訂後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 第三十四条の規定による改正後の

の申請に関する部分は、この法律の施行後にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請について適用し、この法律の施行前にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、なお従前の例による。

なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為に附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によ

なお、従前のこととされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、
従前の例による。場合によっては、(法務省告置)の如き(つひせき)による。

第十条 附則第五条から前条までの間に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十六年六月一三日法律第七一号）抄
（施行期日）

行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正

規定 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日付則(平成二十六年五月二十日^ヨ去第ヒヒトヨ)少

(施行期日) 〔平成二十七年六月二十一日法律第七号〕 指

該各号に定める日から施行する。
一 附則第三条及び第二十二条の規定
　　公布の日

三 二
略
附則第二十一条の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二

十六年法律第四十二号の公布の日のいづれか遅い日
（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

の九第二項及び第四項、第二百五十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)
第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則
(平成二六年六月二五日法律第八〇号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月二五日法律第八三号）抄
（施行期日）

（其四）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、
(施行期日)

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第五十九条、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十五条の十一、第一百五十五条の二十二第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十二条の一、第一百二十三第三項及び第一百二十四第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十一条の見出し及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十四条第一項、第二百三十三条及び第一百五十五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第一号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二项」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 平成二六年一月一日法律第一一五号 拝
二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)第二百八十二条の規定は、令和二年度以後に同条第一項の規定により特別区に対し交付すべき特別区財政調整交付金(同条第二項に規定する特別区財政調整交付金をいう。次項及び第三項において同じ。)について適用し、令和元年度までに前条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付する同条第二項に規定する特別区財政調整交付金をいう。次項及び第三項において同じ。)について適用する。

付金については、なお従前の例による。

2 令和二年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「収入額」とあるのは「収入額(令和元年十月一日から令和二年三月三十日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)」と、「収入額に」とあるのは「収入額(令和元年十月一日から令和二年三月三十日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)」と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び同法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 令和三年度及び令和四年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「従業者数」とあるのは、「従業者数並びに市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

4 前二項の規定により読み替えられた新地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第二一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第二一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六条から第三十条まで、第三十三条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十八年四月一日

(適用区分等)

附 則 (平成二八年四月一一日法律第二四號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで並びに附則第四条から第七条まで及び第九条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下この項及び次項において「新基準法」という。)の規定(新基準法第十三条の二の規定を除く。)及び次条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十九号)の項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される。

される国會議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国會議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用する。

第二条の規定による改正後の国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法(以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。)の規定(新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定を除く。)、附則第四条の規定による改正後の地方自治法別表第一国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四十七号)第三条第一項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいすれか早い日(以下この項及び第五項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月一一日法律第三四號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次第第四項から第六項まで及び附則第八条の規定 公布の日
 (政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め る。

附 則 (平成二十八年一二月一六日法律第一〇八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

二の二 附則第十八条の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成二九年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年三月三一日から施行する。

その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一七日法律第二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月九日法律第五四号) 抄

(施行期日) この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中地方自治法第百九十六条及び第百九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次に一
条を加える改正規定並びに同法第二百三条の二第一項、第一百三十三条、第二百五十二条の二
七、第二百五十二条の十三、第二百五十二条の二十七第二項、第二百五十二条の三十三第三項
及び第二百五十二条の三十六並びに附則第九条の改正規定、第二条中地方公営企業法第三十条
の改正規定、第三条(地方独立行政法人法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十
四条の改正規定及び同法第二百三十三条第一項の改正規定(「含む。」)の下に「、第十九条の二
第二項及び第四項」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第四条中市町村の合併の特
例に関する法律第四十五条の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条、第四条第二項から
第四項まで、第七項から第十項まで、第十三項及び第十六項、第五条第一項、第八条、第九条
並びに第十二条の規定 平成三十年四月一日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)
第七十五条第五項、第一百九十九条第十三項及び第二百五十二条の十一第五項の規定は、この法律
の施行の日(以下「施行日」という。)以後行われる監査の結果に関する報告の決定について
適用する。

第三条 新地方自治法第二百三十三条第七項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第
三号施行日」という。)以後に地方自治法第二百三十三条第三項の規定による決算の認定に關す
る議案が否決される場合について適用する。

第四条 監査委員は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(附則第五条第二項において「第一号施行
日」という。)以後に第一条の規定による改正前の地方自治法(次項において「旧地方自治法」と
いう。)第二百四十二条第一項の規定による請求があつたときは、施行日前において「新地
方自治法第二百四十二条第三項の規定の例により、当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議
会及び長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日において同項の規
定によりされたものとみなす。

第五条 地方自治法第二百八十七条の二第六項の規定により一部事務組合の監査委員が一部
事務組合の議会に通知することとされている同条において準用する旧地方自治法第二百四十二条
第一項の規定による請求の要旨の議会への通知は、地方自治法第二百八十七条の二第二項に規定
する特例一部事務組合(以下この項において「特例一部事務組合」という。)にあつては、新地
方自治法第二百八十七条の二第六項の規定の例により、当該特例一部事務組合の監査委員が地方
自治法第二百八十六条第一項に規定する構成団体(以下この項において「構成団体」という。)
の長を通じて当該請求の要旨を全ての構成団体の議会に通知することにより行うものとする。

第五 新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨
が通知された同条第一項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不當利
得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決について適用する。

第六 新地方自治法第二百四十三条の二第一項(第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に
関する法律第四十七条において準用する場合を含む。)の規定は、新地方自治法第二百四十三条
の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等の同項の条例の施行の日以後の行為に基づく損害
賠償責任について適用する。

第七 普通地方公共団体の議会は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例の制定に関する議
決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

第八 新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十
七第二項に規定する包括外部監査契約の締結については、新地方自治法第二百五十二条の三十六
第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村の長は、第三号施行日前に
おいても、監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることができる。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過
措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月一六日法律第六〇号) 抄

(施行期日) この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十
七第二項に規定する包括外部監査契約の締結については、新地方自治法第二百五十二条の三十六
第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村の長は、第三号施行日前に
おいても、監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることができる。

附 則 (平成二九年六月一六日法律第六一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条の三の改正規定(同条第八項中「若しくは第十四条の四第十三項」を「、第十四
条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項」に改める部分を除く。)、第十二条の四の改正規
定、第十二条の五の改正規定(同条第十項中「若しくは第十四条の四第十三項」を「、第十四
条の二第四項、第十四条の三の二第三項(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含
む。)、第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項」に改める部分を除く。)、第十二条
の六第一項、第十三条の三、第十五条の四の七第二項及び第十九条の五第一項第三号の改正規
定、第二十四条の四の改正規定(第十二条の五第八項)を「第十二条の五第九項」に改める
部分に限る。)並びに附則第六条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一廢棄
物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の項の改正規定中「第十二
条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。)、第七条及び第八条の規定
が公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十
七第二項に規定する包括外部監査契約の締結については、新地方自治法第二百五十二条の三十六
第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村の長は、第三号施行日前に
おいても、監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることができる。

(政令への委任)
第二十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年三月三一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成三〇年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十五まで 略

十六 第五十五条中租税特別措置法第七十七条の四第二項の改正規定（同項第一号及び第四号に係る部分を除く。） 同法第七十条の四の二第一項の改正規定、同法第七十条の六第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第六項の改正規定、同条第三十九項第四号の改正規定、同法第七十条の六の二第一項の改正規定、同法第七十条の六の四第十五項第二号及び第六号の改正規定、同条第十六項の改正規定、同条を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十七条の六の六とする部分に限る。）、同法第七十条の六の三の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の八第四項の改正規定、同法第七十条の六の六とする部分に限る。）、同法第七十条の八の二第四項第二号の改正規定、同法第九十三条第五項の改正規定（第七十条の六の四第十九項）を「第七十条の六の六第十九項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十八条の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分及び同表の市町村の項に係る部分に限る。）並びに別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号の改正規定（第七十条の六の四第二十項）を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分に限る。）及び同項第二号の改正規定に限る。）の規定 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一百四十四条

この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三〇年五月一八日法律第二三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三〇年五月一八日法律第六号）抄

の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十二条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条第三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第七十条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第一十三条及び第二十四条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成三〇年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一五日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一〇日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一〇日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第十五条の規定並びに附則第十四条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の項の改正規定に限る。)及び第十五条の規定 平成三十一年一月一日

四 略
五 第十条の規定並びに附則第八条及び第十四条(第三号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日

六 第三十一条の規定 平成三十一年一月一日

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日法律第七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二十五日法律第七八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三〇年一二月一四日法律第九五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十二年三月二九日法律第二号) 抄

第十九条及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。)の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日

附 則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合に同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年四月二十四日法律第一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月一五日法律第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下この項及び次項において「新基準法」という。)の規定(新基準法第十三条の三の規定を除く。)及び

次条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の項の規定は、この法律の

施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票に適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例によ

る。

附 則 (令和元年五月一七日法律第七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定(第五十条第六項、「」を削る部分を除く。)及び同法第一百九十九条第二項の改正規定を除く。)、第九条から第十六条まで、第十七条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号ニの改正規定に限る。)、第十八条、

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二十四日法律第一一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二十四日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の六第一項第二号、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定（同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。）並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第一条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定（同条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除く。、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定（第四条第四項第一号）を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。）、同法第三十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第二項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一條中地方自治法（昭和二十一年法律第六十号）別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定（公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第五十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定（公布の日から起算して六月を経過した日）

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一月二七日法律第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一月二七日法律第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一月二七日法律第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一月二七日法律第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

号、第三十五条の三第三号イ及び第三十九条第三号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定並びに附則第十一一条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の項第三号イの改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和元年二月四日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第四条（覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。）の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五十五条の五第二項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年二月五日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

附 則（令和二年三月三一日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

附 則（令和二年三月三一日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に改める部分を除く。）、同法第四章の章名の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十九条の見出しの改正規定、同条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十条（見出しが含まれる改正規定、同法第二十一条（見出しが含まれる改正規定及び同法第三十四条の二を改め、同法第五章中同条を第三十四条の三とする改正規定（同法第三十四条の二を改める部分に限る。）、第四条の規定並びに附則第三項の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和二年三月三一日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第一号）抄

第一百七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 令和二年十月一日

三 略

四 第八条の規定並びに附則第五条及び第七条（地方自治法別表第一軌道法（大正十年法律第七十六号）の項の改正規定に限る。）の規定 令和四年四月一日

附 則（令和二年六月一四日法律第六二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年一月九日法律第七五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一月三日法律第五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法律第七号）抄

つた者が令和五年四月一日から同項の指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したとき（前項に規定するときは除く。）は、当該承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法律第九号）抄

等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により從前の国の機関に対してされてきた申請（届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対しても申請、届出その他の行為とみなす。）

3 この法律の施行前に旧法令の規定により從前の国の機関に対して申請、届出その他の行為をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の国の機関に対してその手続がされないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）

並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二から八まで 略

九 附則第十七条及び第四十一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、处分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものと戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則	（令和三年五月一九日法律第三九号）抄
（施行期日）	
第一条	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	（令和三年五月二二日法律第四三号）抄
（施行期日）	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	（令和三年五月二二日法律第四四号）抄
（施行期日）	
第一条	この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第二条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日	
二 第一条（地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。）の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日	
三及び四 略	
五 第一条（地方自治法別表第一宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の項の改正規定に限る。）及び第七条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日	
（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）	
第三条	第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の地方自治法第二百六十条の二第一項の規定は、第一条の規定の施行の際に地方自治法第二百六十条の二第二項の規定による申請をしている地縁による団体（第一条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）についても適用があるものとする。
（政令への委任）	
第四条	前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則	（令和三年五月二八日法律第四七号）抄
（施行期日）	
第一条	この法律は、令和四年四月一日から施行する。
（公職選挙法等の一部を改正する法律の一一部改正に伴う経過措置）	
第十八条	この法律の施行前にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致については、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律（次項において「旧公職選挙法等一部改正法」という。）附則第五条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。附則第六条に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等一部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。
（施行期日）	
第一条	この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年六月一日	
附 則	（令和三年六月二日法律第五〇号）抄
（施行期日）	
第一条	この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略	

で、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（温室効果ガスの排出の抑制等を）を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（温室効果ガスの排出の抑制等）を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（温室効果ガスの排出の抑制等）を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第二項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

第八条 附則第二条及び前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（施行期日） 令和三年六月一一日法律第六三号）抄
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則 令和三年六月一八日法律第八二号）抄
（施行期日） 令和四年三月三一日法律第一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。
附則 令和四年三月三一日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。
附則 令和四年三月三一日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。
附則 令和四年三月三一日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。
附則 令和四年三月三一日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十二条第二項の改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第五十七条の三及び第三十九条に改める部分を除く。）、同法第五十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第五十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十二条第二項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

五から七まで 略

八 第五条中相続税法第五十八条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十八条及び第八十一条（地方自治法別表第一の改正規定に限る。）の規定 令和六年三月一日又は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行日のいざれか遅い日

（罰則に関する経過措置）

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

附則 令和四年四月六日法律第一六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 令和四年四月二七日法律第三三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 令和四年四月二七日法律第三三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
三 第一条（地方自治法第二百六十条の十八第三項の改正規定、同法第二百六十条の十九の次に一条を加える改正規定及び同法第二百六十条の二十八第一項の改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第三条の規定 令和五年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第一項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 令和四年五月二五日法律第四九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第一項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 令和四年五月二五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(令和四年五月二十五日法律第五二号) 抄

(施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十八条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(政令への委任) (政令への委任) (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日) この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(令和四年五月二七日法律第五六号) 抄

(施行期日) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

(令和四年五月二七日法律第五六号) 抄

(施行期日) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第一条 第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」とい

う。）第十五条の三、第四十四条の三及び第五十条の二の改正規定、感染症法第五十八条第一号の改正規定（事務）の下に、「第十五条の三第一項の規定により実施される事務については

別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条ま

で及び第四十二条の規定（公布の日）

二 第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」とい

う。）第十五条の三、第四十四条の三及び第五十条の二の改正規定、感染症法第五十八条第一号の改正規定（事務）の下に、「第十五条の三第一項の規定により実施される事務については

別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条ま

で及び第四十二条の規定（公布の日）

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定（公布の日）

二 第一条の規定（第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十三の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第二十条、第二十二条

条、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十一条中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十条、第十二条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定 令和五年四月一日
（政令への委任）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年四月二八日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百三十一条の二の三第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に地方自治法第二百三十二条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に

第二条 この法律による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百三十一条の二の三第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に地方自治法第二百三十二条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者については、なお従前の例による。）

第三条 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。

第四条 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日前において現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

第五条 前二項の規定は、附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二条）第三十三条の二の規定において新法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。（政令への委任）

第六条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一月二十四日法律第七三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一月二十四日法律第七三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一月二十四日法律第七三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（政令への委任）

附 則（令和五年一月二十四日法律第七三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一月二十四日法律第七三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日
 （罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

（令和六年六月二一日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めた附則第十一条の規定（施行日）

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めた附則第六条の規定（施行日）

（政令への委任）

第二編第十章の次に一章を加える改正規定（第二百四十四条の六に係る部分に限る。）及び第二百八十七条の二第十項の改正規定（第二百四十三条の二の七第二項）を「第二百四十三

（政令への委任）

条の二の八第二項」に改める部分を除く。）令和八年四月一日

（政令への委任）

第三 第二百三十三条の四の見出し及び同条第一項、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書並びに第二百四十三条の二第十項の改正規定（第二百四十三条の二の七第二項）を「第二百四十三

（政令への委任）

条の二の八第二項」に改める部分を除く。）令和八年四月一日

（政令への委任）

第二 第二百三十三条の二の七を第二百四十三条の二の人とし、第二百四十三条の二の六の次に一条を加える改正規定並びに第二百八十七条の二第十項の改正規定（第二百四十三条の二の七第二

（政令への委任）

項）を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第七条、第八条、第十一条、第十二条（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百一十九号）第十九条の二第五項の改正規定に限る。）及び第十三条の規定（施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（機構指定納付受託者の指定に関する経過措置）

第二条 地方税共同機構（次項、第三項及び第五項において「機構」という。）は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、この法律による改正後の地方自治法（以下この条から附則第四条までにおいて「新法」という。）第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者（同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において新法第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法第七百四十七条の八第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定が必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

3 普通地方公共団体の長が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようしなければならない。

4 前三項の規定は、附則第十三条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の規定において新法第二百四十三条の二の七第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「普通地方公共団体」とあるのは、「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区（次項において「合併特例区」という。）」と、前項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により機関の業務が行われる場合には、地方税法第八百二条第四号中「業務以外」とあるのは、「業務及び地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第一項から第三項までの規定（同条第四項において準用する場合を含む。）による業務以外」とする。

（新法第二百四十四条の五第二項の規定等の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新法第二百四十四条の五第二項の規定の適用については、同項中「をいう。次条第一項において同じ」とあるのは、「をいう」とする。

（施行時特例市に関する経過措置）

第四条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対する新法第二百五十二条の二十六の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は中核市」とあるのは、「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。